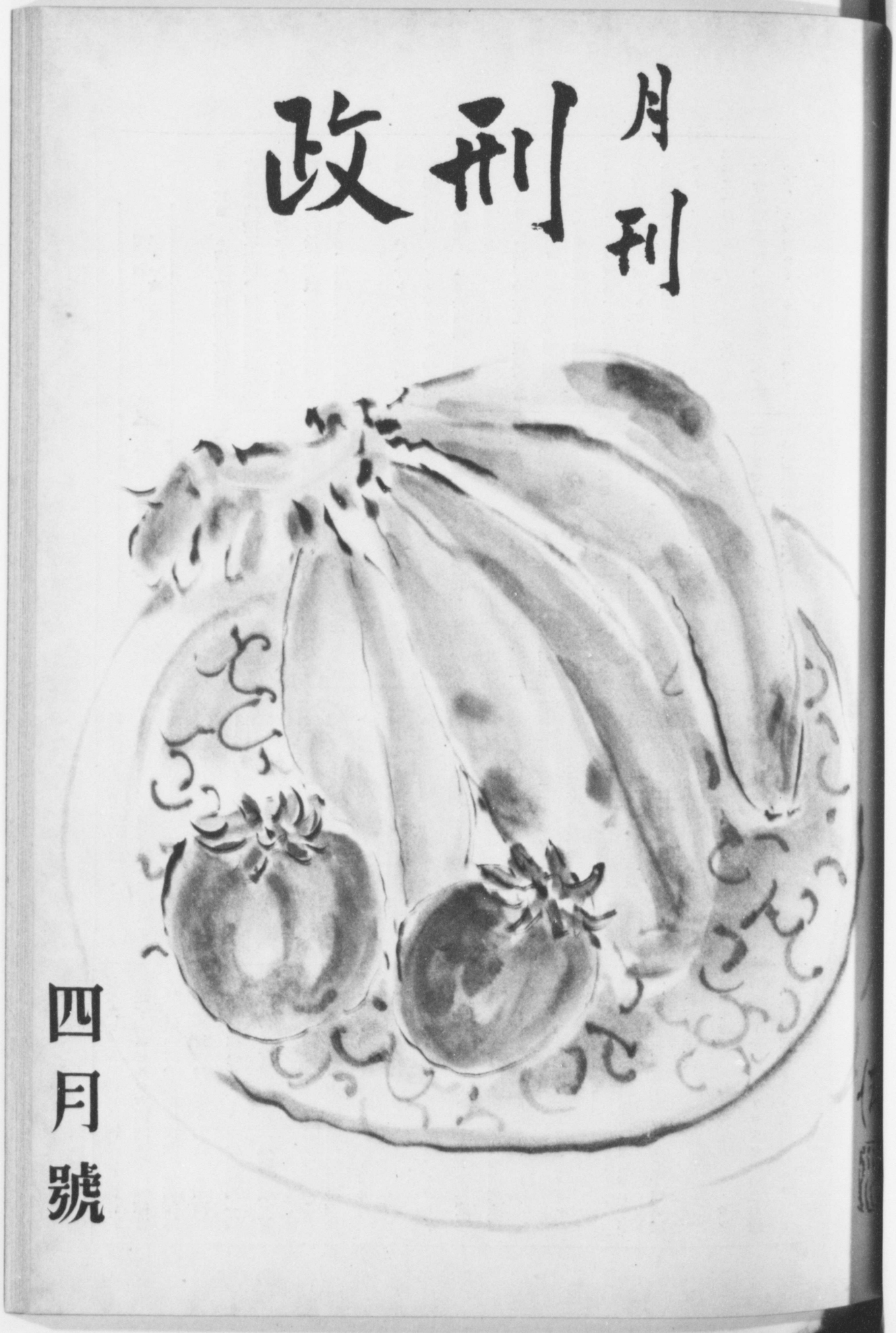
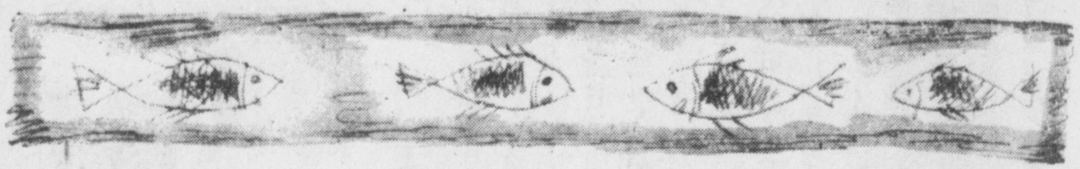
矯正図書館



刑政第55巻第4号

矯正図書館



月刊刑政

「鐵窓からの應召、國防産業への協力」は決戰體制下に於ける我が行刑の一大特色であり、平時の文化行刑には到底見られない尊い皇道行刑精神の發露の姿である。

即ち獄窓から出でゝ直に御戰の前線勇士の一員として皇國の敵を擊滅する。何たる榮譽であらう。又受刑中の身を以て國防産業の一部を擔任し大業翼贊の一翼を守り、更に釋放の身ともなれば直に國防産業の戰士として銃後第一線に活躍する機會が與へられる。何たる感激であらう。實に罪深き人達が忠良なる皇民として復活する至上の光榮とも云ふべきであるまいか。

固より斯る榮譽に浴することは受刑者の心構如何に因ることは無論であるが、日常此の人達の敎化に努むる刑務官の力量にも比例することは明かである。從つて現下に於ける刑務官の職務遂行には、受刑者をして一人でも多く斯る光榮を享受せしむる樣、搖がぬ信念と強き責任感の體得を必要とするのであるが、時局の進展は刑務官をして今後益々之が精神の涵養と具現を要請して已まないものがある。

三月六日吾々は軍事發表に依つて布哇軍港の强襲に散華した軍神——特別攻擊隊九勇士の全貌を識り、全國民と共に齊しく感激、讃仰敬慕措くところを知らなかつたのであるが、就中軍神の忠烈無比なる行動と與へられた職務を鐵石の信念と絕對の責任感を以て完うした精神を想起し自ら頭の下らざるを得ない。

そして吾々は自らを顧みて今更ながら行刑精神の發揚に物足らない何物かゞあることを恥ぢるものである。希くば讀者諸君よ。お互に感奮一番立たうではないか。そして吾々はあの軍神が身を以て永へに範示した不滅の聖魂を行刑の分野に取入れる爲に今後一層嚴肅なる精進の步を續け、以て至大至誠の大精神に應へると共に行刑精神の發揚を圖り度いと思ふものである。

（安達生）

目次

主張……安達勝清（一）
假釋放審査規程の十年……小川太郎（二）
刑務作業に於ける問題（二）……石井俊瑞（四）
少年受刑者の規律訓練に就て（三）……眞田宗吉（六）
老年行刑に就て（三）……平沼文男（八）
言葉と身構へ心構へ……青木誠四郎（一〇）
人生の灯……岩倉政治（一四）
印度はどこへ行くか……林秀（一六）
透視力の博士……石山賢吉（一八）
原胤昭翁……小穴鍾蔵（二〇）
檢事局との座談會……（二六）
少年受刑者の錬成（二）……寺光忠（三〇）
地獄の一夜（上）……馬骨生（三六）
瀧川典獄補を悼む……梅村重義（四〇）
東洋訓話……佐伯復堂（四四）
監獄法新舊比照（一）……田中茂雄（五四）
視察表……（一三）
例規……（六一）
刑務所便り……（四三）
趣味欄……（四六）

表紙 桑重清

四月號

昭和十七年 二・一六—三・一五 重要日誌

二月十六日 △南方方面陸軍最高指揮官は寺内陸軍大將、同總參謀長は塚田陸軍中將なりと發表さる △東條首相議會に於て東亞解放宣言演說を行ふ △日銀、外國爲替基金を廢止す

二月十七日 △スマトラ、パレンバンの完全占領 △シンガポール島を昭南島と呼稱す △專任內相に湯澤三千男氏親任さる

二月十八日 △特別特赦及び復權令公布さる △バタアン半島攻擊再開 △天津、廣東兩租界國府に移管

二月十九日 △戰捷第一次祝賀式擧行 △海鷲、濠洲のポートダーウィンを大擧急襲す △英內閣の一部改造、クリップスの入閣注目さる

二月二十日 △パリ島近海に於て米蘭聯合艦隊と開戰、敵驅逐艦二隻を擊沈す △葡領チモール島へ上陸す

二月廿一日 △ニューギニア島北東に於て海鷲敵の航空母艦を大破せしむ △大東亞審議會委員發令す

二月廿二日 △スマトラ島要衝ラハトを占領す △全國道府縣總務部長會議開催 △英內閣第二次改造

二月廿三日 △我が潛水艦ロサンゼルス西方海岸砲擊 △翼贊政治體制協議會初會合

二月廿四日 △大鳥島來襲の敵艦隊を擊退す △明年度貯蓄目標を二百三十億圓なりと大藏省決定 △鐵道運賃引上要綱決定 △駐土獨大使襲擊さる

二月廿五日 △翼贊會臨時中央協力會議開催さる △米國、加州に怪飛行機出現

二月廿六日 △第二回重臣會議開催 △泰內閣補强さる

二月廿七日 △スラバヤ沖にて激戰、敵巡洋艦一隻、驅逐艦三隻を擊沈す △大東亞建設審議會初總會開催 △翼贊壯年團長會議開催

二月廿八日 △佐藤新駐ソ大使發令

三月一日 △バタビヤ沖海戰、敵巡洋艦三隻、驅逐艦六隻を擊沈、巡洋艦四隻を大破す △ジャバ島敵前上陸に成功す △滿洲建國十周年祝典

三月二日 △ジャバ島沖に於て英驅逐艦一隻擊沈 △西南太平洋反樞軸聯合軍總司令官ウェーベル罷免さる

三月三日 △地方長官會議開催さる △滿洲國謝恩大使特派を發表 △英機バリを空襲

三月四日 △南鳥島に敵機來襲擊退さる △ホノルルを再度空襲す

三月五日 △バタビヤを完全占領 △日米外交官交換交涉諒解に到達 △興亞院連絡部長官會議開催

三月六日 特別攻擊隊九軍神二階級進級 △衆議員選擧運動取締規則改正

三月七日 △關印に軍政布告 △ニューギニヤのポート・モレスビーを大擧空襲す △關印假首都バンドンの放送局沈默

三月九日 △關印軍全面的に無條件降服す △ビルマ方面陸軍最高指揮官は飯田中將、關印方面陸軍最高指揮官は今村中將なりと發表 △米國海軍作戰部長スメークを合衆國聯合艦隊司令長官キングに（現職の儘）更迭

三月十日 △中小商工業再編成要綱決定 △泰新內閣成立す △印度獨立聯盟活動を開始す

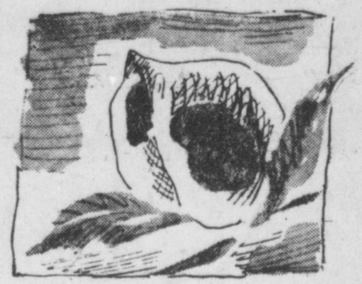
三月十一日 △日本航空隊、ニューギニヤのポート・モレスビーを再度空襲す △英國クリップスの印度派遣を發表 △伯國石井大使を拘禁

三月十二日 △スマトラ首府メダンを無血占領

三月十三日 △農林省發表昭和十六年產米實收高五千五百八萬七千四百五十石と發表

三月十四日 △わが荒鷲ボート・モレスビーを猛爆、ソロモン諸島との通信連絡杜絶す △獨伊軍マルタ島を猛爆す

刑政第55巻第4号
矯正図書館



假釋放審查規程の十年

小川太郎

一、十年の實績

假釋放審查規程が施行されたのは昭和六年五月であるから、昨年の五月で丁度十年を經たことになる。わが國の假釋放制度はこの審查規程の施行によつて、新しい運用の段階に入つたものであるから、その新しい運用の經驗が丁度十年を經たことになる。

假釋放審查規程の前は、假釋放審查の標準には特別に定まつたものがなく、その上申は、たゞ行狀、保護、その他二、三點に關する判斷とこれに行狀錄を添付することとによつて行はれてゐたに過ぎない。勿論、さういふやり方を一概に非科學的な、沒理想的なものであるとしてけなしてしまふわけにはいかない。何となれば、犯人が改悛して再び犯罪を累ねる處がなくなつたといふような人間の見分け方といふものは、何か標準を設けてその標準にあつたからといつて、直ぐ、さうだときめてかゝることはできず、人と人とあひ觸れ、直觀的に定まる或るもの、曰く謂ひ難きものが、結局のところ、根抵となるからである。しかし、假釋放制度が一箇の制度としてあるかぎり、さういふ直觀的にきまるところ、謂ひ難きところのものにも、鋭い解剖のメスを用ひることが必要であり、さうすることに依つて、できるだけ假釋放といふ重要な事項に善い意味のものでも私心の入らぬように構成することができるのである。

假釋放審查規程が公布されるや、果然、それは一片の司法省訓令に過ぎないけれども、その刑事學、刑事政策に占むる地位は極めて大なるものと評價された。

かういふ假釋放審查規程が十年を經たのである。そしてその十年の實績はつぎのやうな數字を示してゐる。

（別表參照）

この數字は、無論、それだけでは大したことは示して居らない。この外に釋放總受刑者の再犯率、假釋放者の再犯率などは勿論、これと共に顧みられなくてはならないのである。しかし、これを考へるといふことになれば、いろいろな點に統計的な修正を加へなければならぬのであつて、套用されてゐる方法を無批判に採用することは危險だと思ふ。そこで正確な議論は別の機會に讓ることにして、極めて大ざつぱなことをいふことが許されるならば、第一に、昭和六、七年を轉機として假釋放者の數が實數に於ても、比率に於ても增加したといふこと、それは無論、假釋放審查規程の影響に外ならない。

第二に、なる程、假釋放者は增加したが、その反面、假釋放者の再入度合も增加してはゐないか。昭和六年以前に於ては、大體に於て一〇〇人の假釋放者中六人乃至八人程度が一年內に再入してゐる狀況であつたが、昭和六年より昭和十四年位までのところでは、その年內再入者は一〇〇人中八人乃至一二人の割合である。

二、實績は何を教へるか

以上は實績を語るためには餘りに貧弱な材料であるが、しかし、これをめぐつても多少のことは教へられないことはない。その二、三を揭げよう。

第一に、假釋放審查規程によつて假釋放が從來のいはゞ例外的適用から原則的適用に移つて來たといふことが示されてゐる。即ち「規程」前一〇〇人

中四人乃至五人に對する假釋放の適用が少くとも一〇〇人中一〇人には適用されることになつたといふことがこのことを示してゐる。殊に大正初期の運用に比すればそのことは極めて明瞭な傾向といふことができよう。わが國の定期刑が假釋放制度の運用と相俟つて、不定期化されることが學者によつて主張されてゐるのであるが、實際の運用、殊に「規程」後の運用の狀況は、その主張の全部とはいはぬまでも、その一部はこれを裏書してゐることになる。

第二に、假釋放者の數も增加したが、その再入の數も增加してゐる點を考へねばならぬ。一般の再犯率といふものは正確な數ではないが、大體に於て四割乃至六割を概算されるから、假釋放者に於ける年內一割の再入は決して著しく不良な成績とはいへぬかも知れぬが、これの絕無を期する努力は常に累ねられねばならぬ。

此處で、讀者は現在の刑務官が假釋放制度をめぐつて一の矛盾に苦しめられてゐるといふことに氣がつくであらう。つまり、第一の問題から出發すれば定期刑を不定期化するために假釋放が原則として適用されねばならぬといふこと。これは又、事實、數月後にはその惡性が芟除されると否とを問はずに假釋放されねばならぬことになる。

年次	釋放受刑者總人員	內假釋放者	釋放者一〇〇に對する假釋放者
昭和元年	二九、五七〇	一、六三〇	五・五一人
〃二年	三二、七七八	一、四二一	四・三三
〃三年	三〇、三五六	一、四九〇	四・九〇
〃四年	二八、二一六	一、一六五	四・一二
〃五年	二九、五六〇	一、〇五九	三・五八
〃六年	三二、九一六	一、六六二	五・〇四
〃七年	三二、二一五	二、三七九	七・三八
〃八年	三五、九二二	三、五八八	九・九八
〃九年	四三、一七九	四、三八一	一〇・一四
〃十年	三八、九七七	四、九六九	一二・七四
〃十一年	四〇、九三五	五、二八七	一二・九一
〃十二年	四一、六二六	六、七八三	一六・二九
〃十三年	三六、八三八	六、五一八	一七・六九
〃十四年	三一、八七五	五、一四一	一六・一二
〃十五年	三三、七二四	四、〇九〇	一二・一二

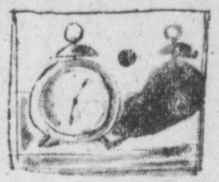
然一の問題の方向からは、(イ)事後拘禁といふことと、(ロ)假釋放者の監督の强化といふことが考へられねばならぬ。事後拘禁は暫く措くとしても、假釋放期間中も亦刑の執行の一態樣であることを明確に意識して、假出獄取締規則其の他の改正を計らぬ限り、定期刑が假釋放によつて不定期化されるといふことは制度上に均衡を得ぬことになる。

第二の問題の方向からは、(イ)假釋放審查規程そのものの運用が適確に行はれてゐるか、(ロ)又觀察事項が十年の實績に徵して適切であつたか、(ハ)さらに技術的に進んで假釋放審查の材料たるべき諸帳簿が適切であらうか、(ニ)累犯豫測の諸材料の採取、整備が充分であらうか等々について格段の反省が加へられねばならぬ。たとへ假釋放の原則的適用といふことを考へても、受刑者の性格を正確に判斷して假釋放の正確な運用を計る點の重要性は益々增加するからである。殊に假釋放の對蹠として事後拘禁が考へられる場合特に然りである。

かくて、假釋放審查規程の十年はいまや古くして且つ新しい諸問題に、着手せねばならぬ機運を示してゐるのである。

（筆者は司法事務官）

刑政第55巻第4号
矯正図書館



刑務作業に於ける問題 (二)

石井俊瑞

三　刑務作業に於ける職業訓練の條件

次に、私は刑務作業に於ける職業訓練について一考し度い、一般に職業訓練は、その興味、希望乃至適性等に應じてあてがはれ、而して指導されるのであるが、犯罪者を對象とする場合にあつては種々の條件の上に進められねばならぬと考へる。殊に行刑が教育であり、而も刑務作業が、その基調として取り上げられてをる以上、それだけにその指導の條件については十二分の吟味が拂はれなければならぬ。一般の場合をそのまゝ、無批判に、行刑上に移植することは有害となることがあつても效果を得ることは拂いであらう。そこで私は特に受刑者を對象とする指導については次の様な條件を根據として進めたいと思ふ。

一　累犯危險性ある作業への訓練を可及的に避けること。

累犯の殆どすべてが同種犯罪の反覆であつて、竊盜は竊盜を、詐欺は詐欺を、と同一路を辿り、且その方法、手段についても殆ど全く同一であつて掏摸は掏摸を、而もその場所方法さへも、又手口をも同一にして居る、即ち詐欺にしても釣錢詐欺は常に釣錢詐欺を常習として繰返すのである。これは要するに累犯時の場合の力學的構成を吾人が考へれば、極めてこの事の自然であることを知るのであつて、一度なしたる行動誘引の力が如何に大であつて總ての他の力を牽制するか明瞭なことである。斯かる事を考へても、吾々は犯罪者の豫後を考へても、その罪質、犯罪手段、方法等を深く詮索し、それをして却つて强化せしめるやうなことのない作業を選定せしめ、訓練することが必要である。例へば「ノビ」を專門とする徒輩に大工を修得せしめるが如きことは避くべき一例であらう、即ち釋放後の豫測に於て累犯の因たるべき職業への訓練は排すべきではあるまいか。

二　更に主觀的條件としての性格が一般の場合よりも一層深く考慮せられなければならぬ。

一體、職業の永續性を決定するものは種々ある。その客觀的條件からのものについては、その時、その場合に於て、それ〴〵異るのであるから、今を以て後を決定的に豫言することは頗る困難である。然し主觀的條件からについてはその甚だしき者については、凡そ職業の定著性の如何を推測することが可能である。例へば意志不定性傾向を著しく有つて居るものは、客觀的條件の如何に拘らず、種々に藉口し、自ら理由を捏造して、以て職を轉じ業務を替へ、一つとして定職定業たり得ず中途半パな半熟練者、半知半解者たるに止り、遂には生計の道を失ひ、犯罪の因をなすに至るのである。勿論不適性たることによつても轉業を餘儀なくせしめられる事もあるが犯罪者となつてをるものにあつては、その場合にも尙性格的背景が强く働くことが多い。要するに受刑者を對家とする時に於ては、一般人の時のやうな各種性能の適不適よりも性格的偏倚を考慮して指導さるゝ事が望ましい。

三　更に將來性ある業種たることが特に肝要である。

(イ)刑務作業に於ける授職が本人の生活をして安定せしめ、而も同時に國家の生產活動に準ずるものであることを意圖するものであれば、それだけ餘計に、彼等の授職は可及的に釋放後の一生を通じ、而も獨立生計を樹て得る如きものであるやうに考慮されることが肝要である。勿論現時の如く臨戰態勢下にあつては、國家即應の生產活動は、あながち直ちに本人の永續的職業たることを期し得ないにしても、原理として、理想としては、どこまでもこの兩者が兩立するやうな立場に於て授職されることが望ましい。この意義に於て、それは時代の進運を見越して、それに對照し、いつまでも營み得るやうなものが授けられることが、彼等の場合にあつては特に必要である。

(ロ)更に彼等の釋放は同時に自活への過程であり、從つてその入るべき職域に於ても、他よりも總ての點に劣つてはならぬのである。その爲めに受刑中に授けられたる職業は彼等の生計を、いやその職域にあつて十分な程度にまで熟練されて居らなければならぬ。左なき時にはそれは唯單に彼等をして不十分感によつて、離轉職せしめ、或は嫌氣を催さしめて

離職せしめるに過ぎぬことゝなる。故に刑務所に於ける職業訓練はその殘餘刑期間と、十分なる職業習熟期間とを對應せしめてなさるべきである。

以上三點は彼等の釋放後の豫後を考へての授職訓練の條件である。

四　適性檢査に依る作業賦課の要件

國民として盡忠報國の赤誠を吐露するに、實際活動として國の必要とする生產の增加を計ることに專念すべきことは勿論ではあるが、然し特に受刑者にあつては、それと同時に、或はそれよりも前に、その根本意圖として、その作業過程を通じて、臣民とし、國民としての正しき人格を再び得るやうに努力せなければならぬ。從つて刑務作業は時局の推移如何に拘らず、どこまでも教育的作用を沒却して課せられてはならぬ。而も同時にその作業賦課は合理的に能率を向上せしめるやうな條件でなさるべきであらう。そこに前の授職指導の場合と同樣に、適性による作業賦課が必要となつて來る。即ち斯くすることが、彼等をして喜びの中に作業の增高を圖ることを得せしめ、而も報國の一端を果し得しめるのである。

一、先づ第一に性格教育要件。

人は職業による生產活動をなしつゝその間に職業を通じて己の心性を助長發展せしめ、或は變容して居るのである。從つてこれを教育的語を以て、職業の方を主として置き換へると、一定の傾性を有つ職業は、或時には積極的に、その從事する人の知及び性格を啓培する働きをするところの一つの教育手段となることがあり、更に或時には非又は反社會的性格を消極的に矯正し改善する働きとしての手段となるものだと言つてよからう。人は一定職業に就事することによつて、諸種の知識を啓發せられ、又培養せしめられ、以つて愈々社會知識を弘めて行くのである。又他面には、己の特有な性格を益々伸長して、以つて職業の遂行を圓滑になし、職業の發展繁榮を期し得るのである。更に或時には、その職業を日々行ふことによつて己の從來具へてゐた性格を曲げたり、治したりして、職業遂行上に適するやうにするのである。

二、戒護處遇要件。

更に刑務作業は言ふまでもなく刑務所地域内に於て爲さるゝものであり、而も集團作業を爲す實狀にある限り、その集團作業に於て、戒護上處遇便益と言ふことが考へられなければならぬ。即ち全體人の圓滑なる作業遂行を戒護監理上の先決條件とする。從つて前の教育的要件を重んずると言つてもそこに限度があるので、偏倚の甚だしきものについては、一種の不適性として他に轉せしめ、向けられなければならぬ。例へば興奮性の甚だしく偏倚なるものは、たとひ、その性能上、又前職經驗ありとしても鍛冶工等に就かしめることは避くべきであらう。又纖弱性々格であつてヒステリー性傾向の著しいものに、自殺の資となるやうな用具を必要とする作業に就かしめることも避けなければならぬであらう。

三、釋放後の職業關聯。

更に行刑は、豫後へと延長し、一貫して考慮されなければならぬ事は言ふまでもない。從つて刑務作業は同時に釋放後の職業を十分に考へ含められねばならぬ。玆に私は適性檢査による刑務作業賦課に際して釋放後の豫定職業と全く同一作業勞務に服せしめるか、或は豫定職業に於ける必須性能の數ヶ或は類似の能力を必要とするやうな作業に就かしめることが必要であると斷ずる。即ち適性檢査による彼等の性能と、作業分析による刑務作業の必須性能及び釋放後の豫定職業の必要性能との三者が同時に考慮せられ、その上に作業賦課の決定があるべきであらうと考へる。

五　結　語

要するに、刑務作業はどこまでも教育的意義が十分に加味せられなければならぬので、犯罪者は一般社會の勞務者と異り、皇國民としての自覺を缺き或は不充分であり且つ國民的人格を喪失したことによつて結果した者であるから、刑務作業の勞務を營むことの中に、より强くその培養が含められなければならぬ。

この事は從來とても識者から屢々警鐘亂打されたとではあるが、現下あらゆる方面のあらゆる總力が戰時態勢整にへられ、從つて人の腦裡が作業へ作業へと一途に走つて行くと、動もすれば、斯の古くして而も常に新らしかるべき教育觀念が忘れ勝ちになり、その本然の目標を覆ひ勝ちになる。須らく吾人は刑務作業の有つ本質を常に想起し、すべてにこれが躍動されなければならぬ。

兎に角行刑に於ける教育は、何も與へることではない、從つて溫情を施して馴れしめることではない、皇國民としての自覺、皇國民としての修練に都合よき教育的場を、機會を作つてやる

刑政第55巻第4号
矯正図書館

ことである。卽ちかゝる場を自ら作り活用することに缺け或は不十分であつた彼等に、場を構成してやり、かゝる機會に多く觸れしめ、向けしめること

少年受刑者の規律訓練に就て (二)

眞田宗吉

(ヘ) 用便に對する訓練

昨年研究調査するに下痢等に依る場合は別として健康なる場合に於ても一日數回大用便と稱して赴くもの少くない現狀であつた。斯くの如き彼等は定席作業に對し厭氣を生じ、一面規則的緊張せる空氣より脫すべく便所を幸ひとする娯樂室等の如く考へ無用の大便所入りをなすものである。わたくしはこの矯正的訓練に對しては當時研究的統計をとりたるに四十名中一日に大用せる者、四回以上三名、三回五名、二回七名、一回一五名、無一〇名と云ふ珍無類なる數字の現れたることに苦笑したもので、之等は悉く下痢等をなせるものを除外しての數である。

わたくしはこの訓練のために力說す「諸君の前途は軍人である。堂々隊伍の中に入りて進軍するとき、俺は大便なりとてその部隊より脫出してはならぬ」と。

放便出來るものなるか、たちまち敵の捕虜となり或は落伍となりて自らの身命と責任とを果すことは出來ないと。

一日朝一回主義を提唱し、また夜間工場に於ては戒護上は勿論之を禁じ今日に及びたるに、現在に於ては稍々一日一回主義の實現近くある狀態にあると觀らるるも、起床時のみに於ての問題は時間の關係上か極めて難問題であり、ある程度までは止むを得ないことであるとも考へる。

(ト) 服裝

監獄法の精神を陶冶する手段として身の外形から發足して行くことも敢て無駄ではないことであり、また團體生活觀念から考察しても、規律的から觀る場合に於てもこの服裝の完備統一が最も必要であり、假令ボタン一個たりとも附けるべきは附け、掛けるべきである。わたくしはこの認識を高めるために常に自覺を促し、また團體的訓練からは動作の統一を圖るため、十、十一、十二、一、二、三、四、五月中は氣候と體質と作業上に依つて上衣の着、不着は强制出來ざるも、それ以外の「月」に於ては「一齊に上衣を脫ぎませう」「一齊に上衣を着ませう」の小札の運用に依つて團體動作の統一の勵行をなしてゐるものである。

(チ) 食事に對して

わたくしの行刑界に入りての最初の印象は攝食方法の亂暴なることであつた。食席の下、四圍は數多に散ばされ勿體なき極みである。われ〳〵は之等に對し家庭的なる思念を波及し行儀よき訓練をしなければならぬと考へる。わたくしは「一粒の麥の吾々の食椀に這入るまでのその道程を說き」そして「わたし達幼少の頃御飯粒を粗末にすると盲目になる」と說いた祖父母の言葉を想起せしめ、あるひは加へて食事中の雜談を防止することに「西洋の食事は雜談をなして攝食することを通例とするもわれ〳〵日本の食事は無言裡にすますことを禮とする」と說くのである。その結果過去とは一變し一粒のものたりとも拾ひ集め粗末にせざるやうになつてゐる。

(リ) 自治

川越行刑累進處遇令施行細則第三十三條に於て、「行刑累進處遇令ヲ適用セラルヽ者ハ總テ自治會員タルコトヲ得」と、そして同則第三十四條に「工場又ハ業種毎ニ一小隊ヲ編成シ」同第三十五條に「各小隊ニ小隊長一名ヲ置キ二名ノ分隊長ヲ置ク」同第三十六條に「小隊長ハ隊員ヲ愛護シ相互ノ親和ヲ圖リ隊員ノ指導ト規律統制ニ任スヘシ、分隊長ハ小隊長ヲ補佐スルモノトス」同第三十九條に「共同自律ノ精神ヲ以テ修養ニ精進シ其ノ規律ニ違背セス秩序ヲ保ツコトヲ誓約スルヲ要ス」。「小隊員ハ上衣ニ隊員徽章ヲ縫着シ左ノ隊員心得ヲ嚴守スヘシ（以下略）」。

(ヌ) 自辨物品

物品の購入とその使用方法に依つて少年の經濟への關心が判る。毎月の作業賞與金に依つて限度の許すかぎり購入申込をなすもの、またその物品例へばノート一冊の使用方式の正亂に依つて本人の個性が現れてゐるものである。この點に於ける經濟觀念が、規律そのものより出發しなければならぬ。例へば毎月の收入は幾圓にして、それに依る支出は何分の幾圓、そして殘金は貯蓄、斯うした考へ方を特に現今の

國策に鑑みても、この場面に於て當然植付けなければならぬ。

(ル) 交談

前述の如く交談禁止は監獄法施行規則第三十六條に「雜居監房、工場、教場及教誨堂ニ於テハ在監者ニハ席次ヲ定メ交談ヲ禁止スベシ」と規定せられる、規律亂れ事故の發生は悉く交談に起因するといつて敢て過言でない、然るに如何に之が制止方策を講じても彼等も人間である以上絕對的にこれを絕することは出來ない。故に作業中、教場、教誨堂等に於ては、あくまで之を制止しなければならぬが、雜居房及工場休憩時に於ては高聲を發し、或は陰謀議不修養談等を除くの外は默認するより外に途なきものと考へる。そこにわれわれは彼等は如何なる性質の交談をなしてゐるかを寸時たりとも無關心でゐてはならぬ。故に斯くの如き場合に於ける交談を場所と場合を除くの外嚴重に禁斷することは、少年に對し特に行刑上の成果となるとは考へられず、たゞわれ〳〵は如何に之を運用して教育刑の本旨に副つて行くかを常に研究してゐなければならぬ。

(オ) 免業に依る居室生活の態度

受刑者の免業は社會に於ける慣例と受刑者に對する休養の點を考慮して、之に休日を與へる必要上、一定の免業日が定められ終日居室生活をなさしむるのであるが、こゝにおいても當然規律的な起居が必要であることは申すまでもないことである。然し乍ら私は若干の疑問とする點はないでもないのである。免業時に於て自己の與へられた部屋に、終日その机に正座してゐるのが規則的に定められてゐるかの如くを原則としてわれ〳〵は勤務をなしてゐるが、果して是が社會に於ける慣例と受刑者に對する休養の點を考慮せる免業の主旨に副ふものであらうか。そこに反則行爲なき限り、隣室との交談なき限り、居眠りなき限り身體の疲勞を回復せしむる程度までは考慮して然るべきではないかとも考へられる。勿論その自由の限度を自覺せしむることが必要であり、これが限度を超える場合に於ては、徹底せる方策を施さねばならぬ。

四 結論

以上の如く少年受刑者の規律訓練とその達成について具體的概要を述べたるも、その自治は原則として累進級別に依るを理想とし可とすべきも、今日の實狀に於ては各級混合の自治制度を認むるは、その規律訓練上妥當なりと考へる。進んでは自治班に關する申合せの制度、役員の選擧、上級者の獨步制等々に依つて自らの自治と責任を負はしめ、之等に依る不履行竝に反則行爲に對しては自治班員への陳謝、誓約（神前）、懺悔（佛前）を爲さしめ、延いては幹部（戒護課）より受くる訓戒等への段階へと辿り、あくまで規律の訓練と自覺とを促さねばならぬ。若しも懲罰を教育的の意味に用ひやうとするならば、そのにんげんの意志の力が十分で、その作用を抑制し又は促進する事の出來る場合にのみ限る。從つて懲罰に際してはその精神狀態を精査して、その行爲に由つて來るところを明かにし、責任能力を決めなければならぬ。嘗て內原訓練所を觀たるに、その第一印象こそ生徒の嚴肅なる「敬禮」であつた。そしてそれに對する職員の範的實踐と愛の表現であつた。あれでこそ眞の教育も出來、眞の馴致も發揮出來るものであると考へる。

少年行刑に於ける規律訓練の發足は、その敬禮からであると信ずる以上、常にこれが踐行訓練をなし、依つて以て、「仁愛精神」を基調として導き入れなければならぬ。彼等をしてただ刑法第十二條第二項に依る「懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス」と、この如き文字的原則に捉はれ、强制的に定役と規則を課するのみが行刑教育の目的ではない。行刑累進處遇令第一條に「受刑者ノ改悛ノ情ヲ促シ漸次社會生活ニ適應セシムルヲ目的トス」るものである以上、その指導方法に於て慘虐が加味された方策は斷じて許すべきものではない。殊に少年の場合に於て特に然らしむるところであり、われ〳〵の力に依つて、彼等の發奮努力への發路を開いてやらなければならぬ。

規律訓練の達成は寬嚴相補せる「規律」と「仁愛」とに依つて之を處遇し、理解せしめ、以て眞の少年行刑の目的達成に努力し、善良なる囚人に非ず、圓滿なる明日の社會人とし、家庭人となし、之を蘇みかへらしめ、延いては、國防戰士へとの熱望をもたしめ、而して、人的資源の國策に副はしむることこそわれ〳〵の責務である。そこにわれ〳〵は、つねに科學する心が、間斷なく働きかけてゐなければならぬと確信して結論とする。

（筆者は川越少年刑務所看守）

刑政第55巻第4号
矯正図書館



老年行刑に就て（二）

平沼文男

（ロ）處遇の現狀

我國に於ける老囚處遇の沿革に就ては、前號記述の通りである。而して濱松刑務支所内に老年囚を收容するに至つたのは、大正十五年十二月司法大臣訓令行甲第二〇〇七號に基くものであつて、其處遇規定は昭和二年行刑局長通牒行甲第一一〇八號を以て高齡者處遇の取扱方が規定され、更に濱松刑務支所に於ては其通牒に基き處遇準則を設け、爾來今日に及んだ。

濱松刑務支所高齡者處遇準則

收容

收容者ニ對シ、收容時健康診査ヲ行フニ當リ、左ノ事項ニ付特ニ注意シ診査ヲナスコト。

1. 耳ハ呼話法、目ハ視力表及檢眼レンズニ依リ健康度ヲ測定スルコト。但身體上又ハ特別ノ必要アル場合ハ、保健技手ノ意見ニヨリ相當輕減スルコトヲ得。

2. 齒牙ノ健康度ハ身體診査基準表ニ依リ、尙咀嚼機能ノ良否ヲ檢スルコト。

3. 消化器ノ機能ハ檢便ニ依リ、消化吸收ノ良否ヲ知ルコト。

4. 泌尿器ノ機能調査ハ、尿量、比重、糠及蛋白ノ量、其ノ他顯微鏡的檢査ヲナスコト。

5. 循環器ニ就テハ脈搏血壓等ヲ檢査スルコト。

6. 精神並ニ神經系統ハ健康診査基準表ニ依リ調査スルコト。

7. 體溫ハ、午前六時、正午、午後六時ノ三回、三日間調査シテ平均體溫ヲ決定スルコト。

8. 呼吸器ノ檢査ヲ爲スコト。

以上ニ依リ檢査スルノ外、必要アル場合ハ醫學的檢査ヲ爲シ、夫々健康者ト比較シ其健康度ヲ測定スルコト。

拘禁

（1）老衰ノ程度ハ身體及精神ノ健康ヲ普通健康人ニ比シ、普通人ノ三分ノ二以上ノ健康度ヲ有スルモノヲ輕度老衰者卽チ甲トシ、三分ノ一以上三分ノ二以下ノ健康度ヲ有スルモノヲ中等度老衰者卽チ乙、三分ノ一以下ノ健康度ヲ有スルモノヲ高度老衰者卽チ丙ノ三種ニ分ツコト。

（2）戒護上獨居拘禁ノ必要アル者ハ、身體及精神ノ健康上差支ナキ場合ニノミ獨居拘禁ニ附シ視察ス。其ノ他ノ者ハ雜居拘禁ニ附シ、其ノ場合ニハ二疊ニ一人ノ割合ニ拘禁スルコト。

（3）雜居房ハ舍房隔壁ノ中央ヲ穿チ、相互ノ交通ヲ自由ナラシムルコト。

衞生給養

（1）被服、冬季ハ、舍房衣ハ綿入衣ニ給長衣一枚ニ單股引一足ヲ貸與シ、臥具ハ、二布半ノ敷蒲團四布、掛蒲團各一枚ヲ貸與シ、又工場ニ於テハ、收容者七十名ヲ收容シ得ル設備ニ間仕切ヲナシ、「ストーブ」ヲ据付ケ、概ネ攝氏十三度ヲ保持セシムルコト。又夜間老衰ノ甚シキ者ニハ湯タンポヲ貸與シ、夏季ニ於テハ一般收容者ノ處遇ト異ナルコトナキコト。

（2）食物ハ成ルヘク消化シ易キ物ヲ與ヘルコト。

（3）溫浴ハ四季ヲ通シテ隔日ニ一回行ハシメ、沐浴時間、冬季ハ十分乃至十二分、夏季ハ八分乃至十分トシ、溫度ハ攝氏四十五度乃至四十八度トスルコト。

（4）午後二時ノ休憩時ニハ、戶外運動並ニ日光浴ヲ爲サシムルコト。

（5）眼鏡ノ使用許可ハ、作業ノ種類ニ依リ加減スルハ勿論ナルモ、二曲光力以上ノ視力不充分ナル者ニハ自辨又ハ療養費ヲ以テ購入シタル官品ヲ貸與スルコト。

（6）咀嚼力ノ程度ニ依リ、保健技手ニ於テ義齒ノ必要ヲ認メタル時ハ、自辨又ハ療養費ヲ以テ支辨シ得ルコト。

（7）步行困難ト認ムル者ニハ、保健技手ノ意見ニ依リ杖ヲ貸與スルコト（但竹製）。

（8）就寢ハ四季ヲ通シテ、一般ヨリ一時間ヲ繰上ケルコト。

作業

（1）作業ハ强力ヲ要シ又ハ敏捷ナル動作ヲ要スルモノヲ避ケ、平易ナル作業ニ就カシムルコト。

（2）比較的身體强健ニシテ農業又ハ園藝ニ堪ヘルモノハ、保健技手診斷ノ上コレニ就カシムルコト。

（3）作業時間ハ成規ノ時間ヨリ氣候ノ

關係ヲ斟酌シ、一時間以上三時間以内ヲ短縮スルコト。

（4）作業時間ハ夜間ニ亙ラサル樣鹽梅スルコト。

5）科程ハ普通科程ヨリ二割ヲ減スルコト。但身體上又ハ特別ノ必要アル場合ハ、保健技手ノ意見ニヨリ相當輕減スルコトヲ得。

敎化

（1）定時ニ行フ敎誨ノ外、特ニ左ノ敎誨ヲ行フコト。

一、禮拜所敎誨

舍房内適當ノ場所ニ禮拜所ヲ設ケ集合敎誨ヲナスコト。其度數ハ每月二回以上、一回ノ所要時間約二十分トス。但シ夏季ハ之ヲ施行セス。

二、天幕敎誨

夏季適當ナル場所ニ設備シタル天幕内ニ於テ行フ。度數每月二回以上トス。

三、訪問敎誨

隨時居房ヲ訪問シテ敎誨ヲ行フ。

四、書籍讀讀

收容者還房後（夏季ハ天幕内）、禮拜所ニ於テ、支所長又ハ當直看守長部長ハ修養ニ關スル書籍ヲ講讀シ敎化ノ資トス（每週二回）。

（2）前記禮拜所ニ於テ、收容者ヲシテ罷業時間中自由ニ禮拜セシムルコト。

（3）精神慰安ノ方法

一、花卉栽培

二、碁盤將棋盤

三、圖書

四、蓄音機

釋放

（1）引取保護者アル場合ハ、釋放二ケ月前ニ於テ、其ノ保護者ト保護ニ關スル打合セヲナシ置クコト。

（2）引取保護者ナキ場合ニ於テハ、保護ニ關スル團體又ハ養老院等ト協議ヲ遂ケ、歸住地ヲ確定シテオクコト。

（3）引取保護者ナキ場合ニ於テハ、保護ニ關スル團體又ハ養老院等ト協力ヲ遂ゲ、歸住地ヲ確定シテオクコト。

以上は處遇上大體の準則なるも、其後昭和九年行刑累進處遇令の實施せらるゝや、右處遇令の適用を受けざる高齡者に對し、是を甲乙丙丁の四階級に分類し、夫々累進處遇令の一二三四級に該當する處遇をなして居る。

昭和十七年三月十日現在に於ける濱松支所高齡者の收容數は、百六十名にして、其中最高齡者は八十三歲、前科三十度を超へる者二名、十度以上の者百五名を數ふ（表略）。從つて其の大部分は在監年數何十年に及び、假りに四十年間以上の在監者數を示せば、

在監四十年	延四十一年	四十三年	四十四年	四十五年	四十六年	四十七年	四十九年	五十年
人員 六人	二四人	三一人	二二人	二一人	人	人	人	人

となる。初犯時の年齡を二十歲とするも、人生大部分は刑務所生活である。事實彼等にとつては、刑務所に居る方が心の安定を保てると言ふのである。從つて一般受刑者の滿期間近くなるや希望に生き〳〵するに比較し、彼等は釋放前急に心身衰弱の度加はり、中には引續き在監方を懇願するは、蓋し宜なる哉である。

高齡者の生理關係、殊に老衰の各種現象に就ては、老年醫學上得難き資料存するを以て、他日錄して醫師の參考に供したいと思ふ。

（ハ）老年刑餘者と保護

老年受刑者の釋放保護に關する問題は、老年刑務所の最も至難とするものである。生涯殆んど刑務所生活をなしたる彼等には親族ありとするも、其大部分は事前に保護引受を拒絕して來る。

現在、我國に於て、老年刑餘者の保護事業を經營して居る保護團體は、一は東京府下府中の安立園であり、二は大阪府下堺の小西壽樂園である。然れども兩者常に滿員の狀態で收容を依頼することは困難である。從つて濱松支所に於ては、釋放時老衰甚しく步行困難なる者に對しては、濱松市に懇請し、辛じて市立行路病舍に收容を依頼し、步行し得る者に對しては、本籍地役場と夫々連絡の上、保護同行して引渡して居る。是等の保護に當つては、釋放時每に係職員の並々ならぬ苦勞が存する。

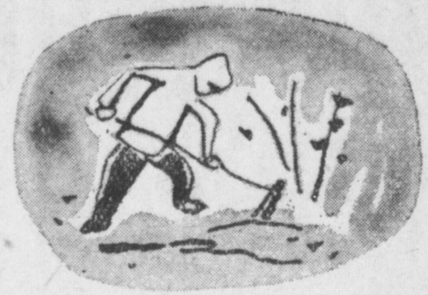
老衰者の死亡率は、一ケ月一人を超へ、何れも引受人なきを以て、收容者一同とさゝやかなる葬式を營み、死骸は學術研究資料として名古屋帝國大學に送付する。

四 結語

善因善果惡因惡果、よく因果の理法を會得せしめて、人生終期に於て人間本來の善に歸せしむることは、老年行刑の重點である。從つて老年刑務所に於ては、積極的なる宗敎敎化を要望して止まない。見識學識常識共に備はる秀いでたる高僧出でゝ、彼等に對し過去一切の諸惡業を懺悔歸善せしむる强力なる敎化が營まれなければならぬ。尙他面に於て、國家は老年刑務所に附屬する司法保護養老院を設置して、寄邊なき彼等の保護と保安の途を講ずべきではあるまいか。

（筆者は濱松刑務支所長）

刑政第55巻第4号
矯正図書館



言葉と身構へ心構へへ

青木誠四郎



□

四五年前だつたと思ふ。若い女が、紅い唇から、「キミ」とか、「ボク」とか云つて喋りまくると云ふので、大いに問題とされ、婦人の風俗の頽廃が歎かれたことがあつた。いまはさう云ふことはあまりきかないが、「どうも子供や青年が言葉遣ひがわるくて困る。」「近頃の子供や若いものは目上のものをつかまへて、友達に話しかけるやうな言葉をつかふ。」と云つた非難が、屢々きかれるのである。言葉などと云ふものが一時に悪くなる筈はないのだから、その淵源するところは古いのだらうが、今日それが殊更に感ぜられて来たわけである。或はこれまでも感じてゐたが、腹をふくらせて言はなかつたのが、いまはそれをはつきり言ふやうな心の流れがあるのだとも云はれるであらう。

さう云はれて見まわして見ると、誰でも氣がつくやうな事がいくらでもある。お母さんが國民學校の子供位の幼いものに、「さうしなさいね」「かうやりませう」と至極やさしい言葉をかけるのに、子供の方は「ウン」とか「いやだい」とこれまた至極あたりまへのやうな返事をする。若い娘が「さう、さうねえ、わたしさうするわ」などと、友達に云つてゐるのか、小さい子供に言つてゐるのか蔭できいてゐるとわからないやうな言葉を、親や先生になげかける。親や先生もそれが當然のやうに、時には親しい言葉として喜んでそれをきいてゐると云つたことも珍らしくはない。

そのやうな子供や娘が、大きくなつて来て成人になるのだから、成人になつても、言葉は至極亂暴なのである。夫に向つて話をしてゐる若いおくさんの言葉などは、夫唱婦和どころでなく、婦唱夫和になつたり、婦唱夫唱になつて友達同志が學校のゆきかへりに話すやうな言葉遣ひが少くない。目上のものにつかう言葉がもち合せがなく、「フン」「フン」などと云つてその話をきいてゐると云ふことになる。

この親が子を育てると云ふのだから、子は親より、孫は子より、だん〳〵言葉遣ひが猛しくなつてゆくことは當然で、世の識者が眉をひそめて、「困つたもの」と云ふことになるわけである。

□

さてこの所謂悪い言葉、亂暴な言葉と云ふものを考へて見ると、どうもそれは言葉と云ふ音のつながりの低さ、わるさと云ふものではないやうである。

いつたい言葉と云ふものは、その言葉のつかはれる全體の狀態からきまつて来ると云つてよいものがある。話す人ときく人はその全體について主な關りをもつてゐるものではあるが、併し、たゞそれだけではなく、話す場所も關係するし、それにまた話す人の身構えがそれに關係する。

言ふまでも無く、親子の間には親子の間の言葉づかひと云ふものがあり、上司と下僚との間にも、師弟の間柄にも、その關係できまつて来る言葉づかひがある。併しそれは、この双方の身分ばかりできまるものではない。役所の事務室で事務上のことを話す上司と下僚との言葉のやりとりは、そのまゝ食堂で出て来るのではない。前の場合はいく分堅いだらうが、後の場合はよほど軟くなつて来るだらう。役所で話せない話も、私宅の應接間なら話せると云ふわけである。「まあどこかで一杯やり乍ら話さう」と云ふのは、かう云つた理屈である。

だか併し、かう云つたものと一緒に、言葉づかひについて考へられるのは、その言葉の出て来るときの身構へである。同じ「お早うございます」と言ふ意味の言葉でも、たちどまつて丁寧にお辭儀をすれば、自然に「お早うございます」となるが、ゆきずりにいそぎ足で挨拶するときには「お早う」ですむ。時には「やあ」などゝ云ふので片づける時もでて来る。その時々の身構へが言葉をきめて来るのである。

親が何か言つても、寝ころんでゐる子供はたいてい「ウン」と言ふだらう。「ハイ」と云ふためには身を起さなくてはならない。不動の姿勢をとつてゐるときに、「オラア」などと云ふことは出て来ないが、あぐらをかけば、「オレ」でも「オラア」でも出て来るのである。座つて話せば穩かにならうが、立ちあがつて手でも振りあげて優しい言葉はつかへない。

こんな風に、言葉は、その時の双方の身分や、場所でもきめられて来るが、その身構えによつても言葉はちがつて来るのである。更に云へば身構へは言葉だとも云へるのである。かしこまつてゐるのは、默つてゐても、相手の話を肯つてゐることにならうし、肩をいからせ、胸を張つてゐるのは、抵抗してゐるものだと感ぜられる。「その態たらくは何だ、それが、目上のものゝ言ふことをきく態度か」などゝ叱られるのは、その態度が物を言つてゐることを感じて出て来ることばなのである。

□

そこで、言葉がわるいと云ふのは、言葉ばかりが悪いと云ふので

刑政第55巻第4号
矯正図書館

はない。だい一身構へがわるいと云ふことになる。言葉をよくするには、まづその身構へをよくするやうにしなくてはならないと云はれるわけがこゝにある。

子供の言葉をよくするには、まづその身構へを正しく作ることに注意しなくてはならない。わたくし達も言葉を正しくするには、まづ自分の身構へを作らなくてはならない。こゝに言葉を正しくする大きい要點がある。

けれども、この身構へと云ふものは、更にも一つ奥に心構へがなくてはならないのである。よい心構へがあつて、よい身構へができ、よい身構へができて、よい言葉が出て來る。道元が「シルベシ愛語ハ愛心ヨリオコル」と云つたその關係があるのである。だから身構へをよくするには、その心構へをよくしなくてはならないので、言葉を正しくする根本がそこにあると言ふことになるのである。

□

わたくしがこゝで言はうとしてゐるのは以上のやうな今日問題となつてゐる言葉を正しくする根本がどこにあるかと云ふことなのであるが、たゞ少しこゝに附け加へておき度いのは、この逆の應用についてゞある。

このやうな理窟から人は、人の言葉をきゝ、その身構へを見て、その心構へを察する。ねころんで「ウン」などゝ云ふのは子としてあるまじい心構へと考へ、だらしない身構へで「フン、フン」などと云ふのは心の性根が腐つてゐると見るのである。さきの理窟を逆でゆかうと云ふのである。だから、不動の姿勢で「ハイ」と答へ、頭を丁寧にさげ、腰を深く折つて、「さやうでございます」とやればその心構へをよしとして心甚だ樂しむのである。

だが併し、こゝで一つ考へなくてはならぬ事がある。なるほど心構へが身構へをつくり身構へと共に言葉が出て來るのだから、その言葉なり身構へなりが正しければ、心構へも正しいと一應は見られやうが、時には愛語でなくして佞語を愛語と思ひ、腰の折ること深ければそれを正しい身構へと思つて、屢々その心構へを見誤ることのあることである。

殊に身構へ、言葉遣ひに大きい注意を拂つて、それがいつも心構へを示すものだとひたすらに思つてゐると、この誤りはどうしても多いことになる。それは心構へよりは身構へや言葉の表を見ようとするためだ、と云つてよからう。阿られて喜び、佞語をきいて樂しみ、たゞ頭をさげるのに喜ぶと云ふのは、この身構へを表からだけ見てゐるからである。

けれどもよく考へて見ると、佞語には、その身構へがある筈である。阿る言葉には阿る身構へがある筈である。それを正しい身構へだと誤つて見る人々は、まだ身構へを見る心構へが足りないのである。

たゞ言葉は、正しい身構へから、正しい心構へからと云ふ原則は、少しも變りはないが、この正しい身構へと、正しい言葉を正しく見てゆく心構へ、身構へがなければ、その判斷や推察は妙なものになつてしまふのである。

（筆者は帝大教授）

視察表

○

戒護といふものを事故防止の點から考へればそれは限度のないものである。しかし刑務官の主觀からいふならば、心の安心を得ることに限界を置くとすることもできよう。だから、心の安きを得るやうに搜檢もなされ、囚人の査察も行はれ、職員の配置もなされることになる。しかし、心の安きを得るといふことは、各々の主觀によつて異なることであるから、そこで、又限度といふものを何處に求むるかといふことになる。聰明な良知に從ふこと以外には、最早、眞の安心を得る方法はない。職員が足りない、配置が思ふやうにいかない、しかし眞の行刑は益々期待されねばならない現在の狀況でも、かういふ點から考へればまだ方策の立つべきものがありはしまいか。

○

馬鈴薯を植えた。なかなかに芽が出ないので掘り起してみた。やはり小さな芽が土をもちあげてゐたので、又そつと土をかけた。かういふ掘り起す心の焦立ちは、古來、助長の弊として嚴にいましめられてゐるところであるらしい。日本精神を涵養することは益々つとめねばならぬところ、しかし、途上、事中、その他の場所に於てこの助長の弊なきや否や。

○

具體の貧困といふことが憂はしい。われわれの祖先は抽象的思議よりも具體を常に重要視して來た。刑政のことに特に然り。

○

國家を離れて刑法はない。國家の刑政を離れて刑法はない。なる程、刑事政策といふ學問は刑法の成り立つたあとに來た學問ではある。しかし、刑政的思辨とその施策は國家とその誕生を同じくする。いま、刑政といはれてゐるものは、かゝる國家の根本的機能の上に築かれた刑事政策を意味してゐるのである。かういふ點に反省が加へられない限り、自由主義といふものの弊害に一つも氣がついたことにはならぬ。

○

滔々たる世の風潮、特に風教を清く正しく維持し、國家の眞の道義的要請を生かして行く一つの分野として、行刑が考へられねばならぬ。受刑者の改善もこの上に築かれる必要がある。行刑は教を弼けるものである。だが、これは刑務官が自らの戒律として內心深く藏して置くべきものではないであらう。

○

石澤謹吾典獄、信州飯田藩の家老職の生れ、帶刀と稱してゐた相である。石出帶刀と語の相通ずるものがある。曰く「自分は人の嫌がる仕事を、わざと引受けて、國に御奉公がしたい」と。

○

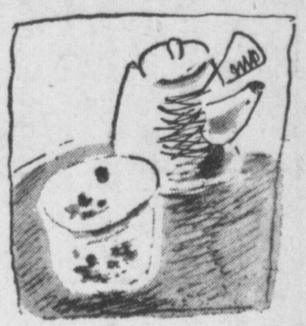
法律といふものは、法理學からいふといろいろとやかましいことになると思ふが、近頃、切りに考へられるところでは、僕達のやうな平凡な人間に私心を去るよすがを與へるもの、行動の調和を與へるものであるといふになると思ふ。かうなれば、法は道德の最低限なりといふやうな道德との外面的繋がりのみならず、內面的に道德と深い繋がりをもつものになる。法律をつくる者の以て三思すべきところであらう。

○

儒教の忠孝を批判してゐる學者の書物に觸れて、何となしに不愉快を禁じ得なかつた。この學者の目的は支那文化の性格をこれから推論しやうとするらしいのであるが、彼は人間的な過誤を犯してゐるらしい。眞實發見のためなら何事でも許されると考へることは、學者の方法に於ても嚴につゝしまねばならぬところ、かういふ學者はやはり頭を叩かれねばなるまい。

（眞野阿菟）

刑政第55巻第4号
矯正図書館



人生の灯

山倉武治郎

ちかごろの世の中は、擧國一致といふやうな大きい偕和に向つてゐて實にうれしいことである。しかしそれでもなほ一方では、かなりとげ〳〵したものが團體間にも個人間にも、ともすれば生じないわけではない。

さういふ中で、僕は最近、人間相互の理解といふことの尊さ大切さを殊に深く感じるやうになつた。相互理解なんて、實に陳腐で凡庸な文句のやうであるが、結局これのみが人生の危ふさを救つてゆくものであり、つまり、危ふさに充ち滿ちた人生の唯一つの燈明だと思ふやうになつた。

自分の話になつて恐縮だが、僕は去年、僕のある作品を雜誌へ發表することで、當局の人と語る機會を持つた。今までの作家のうちには、滅多なことで當局の官吏なぞに會ふべきでないといふやうな一種漠然たる考をもつ人もあつたやうであるが、僕は、さきに述べたやうな信念を持つてゐるので、進んで意見を聽きに行つたわけである。そしてやはりそれは良かつたと思つてゐる。

最初の時は先方も役人としての立場があり、こつちはこつちで凡そぎごちない人間だから、何か、棒を突き出したやうな會見に終り、いさゝか失望して引上げたのだつたが、二度目にはもはやさういふものは全く感じられなかつた。つまり人間としての眞實さが卓子を隔てて通ひ出したのである。人間的眞實といふものは、もちろんよそゆきの對面ではない。僕等はよそゆきでお互ひに、間違つたことは云ふまいとし、自分は自分の行爲に何等の疑ひも持たぬやうな顏でゐるか、或は澁くともにひつくりかへされるものである。

むしろ僕等がいかに間違ひ勝ちな存在であり、正しさの前に立ち迷はねばならぬものであるかといふ、その本音をお互ひに嗅ぎ合つたところに眞實の理解がはじまるのだと思ふ。神樣同士が寄り合つてゐるやうな世界へは、眞實の神は顏負けして現はれないのである。かういふ理解は、ともすれば荒みがちな人間社會の唯一の支柱でもあり、溫め手であると思ふ。すべての話はそこから通じてゆき、そこに生れた親和こそ何ものによつても打ち破られぬものである。僕はすべての世界にかういふ理解が急速に廣がらねばならぬと信じてゐる。そしてこの態度を宗教的と云ひたい。

處でこれは、やはりお互ひが目鼻を突き合はせて會はなくてはむつかしいことのやうだ。書くものを通してなどいふことは、この種の理解に關する限り甚だ怪しい。何と云つても文字は一つの抽象であり、鹿爪らしいよそゆき的性質から免れることのできぬものだからである。人間の虛榮と深くつながつてゐるところがある。で、かういふ考へから僕は、できることなら一生涯のうちに、せめて日本中の同胞と會つて話したいものだがと夢想することがある。

いつたい文藝作品が、なぜ修身書や教育本よりも國民に親しまれるかといへば、やはりそれが、よそゆきのことばかりを云はないで、多少に拘らず人間お互ひの本音を囁いて呉れ人々にさへ、とかくさういふ狀態で對し勝ちなことに氣附くのである。

しかしどんなに立派な人でも、もちろん間違つたことを云はぬわけではなく、また自分の行爲に最後までの自信を持つてゐるわけではない。いつの世でも、作家は作家で創作することの非常なむつかしさに惱々として居り、官吏は官吏でその位置に於ける責任が重大であればあるほど、事のむつかしさに心を痛めてゐるといふのがほんとうであらう。なかなかに、自分の仕事に自信を持つことはできぬといふのが眞相であらう。そしてさういふ微力さが何等かのかたちで相互に打明けられ慚愧される瞬間から、僕等の間には人間的眞實が交流しはじめるのだと思ふ。應對は俄然溫かなものに一變する。僕が云ふ理解とはこのことに外ならない。これは相手の人物の分析や長所の探索といふふうな理論的なものとは少し違つてゐる。さういふ「理解」は少し悧巧な人間には急造できるだらうし、したがつてまた、うつかり短所を出してしまへば直ぐ

ふ。神樣同士が寄り合つてゐるやうな世界へは、眞實の神は顏負けして現はれないのである。かういふ理解は、ともすれば荒みがちな人間社會の唯一の支柱でもあり、溫め手であると思ふ。すべての話はそこから通じてゆき、そこに生れた親和こそ何ものによつても打ち破られぬものである。僕はすべての世界にかういふ理解が急速に廣がらねばならぬと信じてゐる。そしてこの態度を宗教的と云ひたい。

處でこれは、やはりお互ひが目鼻を突き合はせて會はなくてはむつかしいことのやうだ。書くものを通してなどいふことは、この種の理解に關する限り甚だ怪しい。何と云つても文字は一つの抽象であり、鹿爪らしいよそゆき的性質から免れることのできぬものだからである。人間の虛榮と深くつながつてゐるところがある。で、かういふ考へから僕は、できることなら一生涯のうちに、せめて日本中の同胞と會つて話したいものだがと夢想することがある。

いつたい文藝作品が、なぜ修身書や教育本よりも國民に親しまれるかといへば、やはりそれが、よそゆきのことばかりを云はないで、多少に拘らず人間お互ひの本音を囁いて呉れるからだらう。文學の眞實さとはそのことである。この眞實さを守らぬ文學は文學でなからう。

また文學が人の心意をやはらげるとか情操を豊かにするとかいふのは、必ずしもそこに盛られた内容が人情物語だからとか、美しい結末だからとかいふことによるのではない。むしろ人間のもろもろの本音を語り、無限を求めつゝ、しかも有限であるといふあはれに悲壯な性質を訴へるからこそ、讀者はおのづから他を赦す心や、悲しみに共感する情操を養はれるのである。それはまた、進んで人生の苦難に耐へ忍ぶ精神、必要な犧牲にたじろがぬ魂へと積極化するものでもある。僕は、こんにち、このやうなところから築き上げられてくる積極精神こそ何よりも重要だと信じてゐる。これこそが長期に耐へる精神だからである。それは人生の深淵にまで根を下してもう一度還つてきた精神だからである。

わが日本は今世界史に未曾有の偉大な事業に進んでゐる。しかもそれは困難なみちでもある。その事業が困難であればあるほど僕等同胞の覺悟は、深く人間の深淵から打ち樹てられねばならぬのであらう。

文學はしばし〳〵人間的存在の深淵を描くものであるが、それのおのづからなる意義效用は、それによつて、自他の眞實を理解し、そして、愛情を持つやうになるといふことであらう。深い親和を生むといふことだらう。積極的精神の眞實の礎石を置くといふことだらう。

もし深淵についてそ知らぬふりをした景氣づけの文學や、美談佳話ばかりで養はれた讀者があるとした場合、その危險は物資に飽食してゐた英米の兵隊と同樣なものがある。歷史といふものは、却々に無慈悲で、いつなんどきそういふ甘い讀者を狂乱させるやうな人生の深淵を突きつけるかわからないからである。

處で、僕の云つたやうな理解は、當然に人間の親和をもたらすのだが、この事情を裏から説明するものは、いはゆる「孤高」といふ態度である。

孤高家は、出て人に會はうとしない。それは理解の囚となることを恐れるのである。彼は他を卑しとし、低しとなし、批判しなくてはならぬ。そのためには、自分を他者と同じ低いもの、弱いもの、仲間へ入れてはならぬわけである。つまり孤高は、自分の「偉がり」を擁護する武器である。誰とでも會ふ人間になりたい。會ふことにし度い。隣組常會など、さしあたつてさういふ修行の絶好の場所だと僕は思つてゐる。

（筆者は作家）

刑政第55巻第4号
矯正図書館



印度はどこへ行くか

林 秀

外交講話

（三月廿五日）まだ不明だが、孰れにしても彼がこの使命の上で甚だしく失敗することはあり得まいと思はれる。我らの常識からすれば、滅びゆく英國から獨立の承認を獲得しやうとする印度の心理は全く不可解に思はれる。我らは、その無益なる所以を繰返して忠告してゐる。だが恐らくは、かゝる好意の結果は何ものをも齎らさないであらう。

我らは少しく印度を買被つてゐるのだ。

近代の歴史と言はず、凡ゆる國家の歴史的轉換期を檢討すれば一目瞭然であるやうに、後進國家が先進國家の壓力と桎梏とをはね返して立上る爲には、常に自ら革新するところの異常なる民族意志と乾坤一擲の對外闘爭精神を把持してゐる。日本の尊皇攘夷はこのことを端的に表現してゐる。現代の印度はどうか。それは決してネールの指摘したやうな「東洋と西洋との奇怪なる混合物（アルガム）」と言つた風の近代的性格に於て表象せられるものではない。寧ろ、それは中世紀に近代的隈取りをしたグロテスクな得體の知れぬ代物なのである。その本質を形成してゐるものは、あくまでも封建的な中世主義なのだ。この故に、印度の對外政策は、日和見主義であり、事大主義である。現代の印度に二三の國家社會主義或は全體主義の傾向があつたとしても、それらが今日の印度の封建性を清算する社會革命をなし遂げ得ないとすれば、印度はあくまでも搾取者英國に依存してその顧使に甘んじ、獨立自由を哀願する奴隷的地位を脱却することが出來ぬ。然し、それだからと言つて印度はまた決して最後まで英國に忠誠を盡すこともあり得ないであらう。英國の没落が決定的になる時、印度は再び獨立を求める乞食として福軸國の門前をウロつく運命を背負はねばならぬであらう。これが、他國に依存して安易なる獨立を得やうとする國家の必然の運命なのである。支那や波蘭の革命の歴史がこれを證明してゐる。日本は英國流に印度を獨立せしめるといつてゐるのではない。印度も日本によつて獨立しやうとしてはならぬ。印度は實に印度によつて獨立しなければならない。國家の獨立主權の尊嚴は自らの死をもつて購ふ以外には方法はないのである。東條首相の所謂「印度人の印度」といふ示唆もこの點を意味してゐるのである。若し、印度の指導者の中に、眞に世界の大勢を達觀し、東條首相の「印度人の印度」の示唆を理解するものがあつたならば、彼は直ちに印度内部の革命と共に百年の仇敵英國打倒のために果敢なる闘爭を開始するであらう。

だが、殘念乍ら今のところ蔣介石やクリップスを叩き斬る北條時宗は印度には見當らない。とすれば、印度の夜明けは未だ遠いと言はなければならぬ。

近東情勢の緊迫

先月號で、今後の歐洲問題はトルコを直視することから始めるべきを言つた。果然、ソ聯のイラクへの南下侵入から、シリア・トランスヨルダンへかけて英ソ關係また極めて微妙なるものあり、獨、伊、ソ、英の包圍下にトルコは曾つて經驗せざる國際紛爭の渦中に呻吟しつゝある。恰も獨伊ソ英の四國が、トルコといふ池を繞つて鬼ゴツコでもしてゐるやうな觀がある。

ソ聯のこの南下行動には、第一に獨逸の近東進出及び英ソ聯絡路遮斷を前もつて封じやうとする作戰的意義がある。即ち、南コーカサスへ向ふ獨逸軍は、ソ聯のこの布陣によつて腹背に敵を受けることになる。第二には、ソ聯の不足な物資、ゴム、錫、茶等の輸入路を確保すると共は、獨ソ戰が再び長期化した場合獨逸の石油資源を前以つて封じて了ふ意味がある。獨逸の石油消費量及びその貯藏量については確實なことは分らないが、獨伊樞軸の大作戰をルーマニヤ油田地帶だけで賄ふことは少しく困難である。然れば、獨伊の方向は嫌でもシリヤ・イラクに向はなければならぬ。ソ聯の近東進出は、これに對して先手を打つたものと見られるであらう。

ソ聯の近東進出は、英國にとつては痛し痒しである。英國にとつて何よりも恐ろしいのはソ聯の巧妙なる政治工作であらう。ソ聯軍の駐屯とソ聯の政治工作とをきり離して買ひたいのが英國の希望だが、ソ聯の近東侵入は決して一時的便宜によるものではなく、この機會に帝政ロシヤ時代からの南下政策を一擧に解決しやうといふ腹である。英國にとつては正しく後門の狼に相違ない。然し、この爲に英ソの對立が激化するであらうといふ觀測はいさゝか甘い。若し、英ソが眞に對立する時がありとすれば、それは樞軸國が再起し能はざるまでに慘敗した時でなければならぬ。

では、この近東の不測の形勢を英國はたゞ拱手傍觀してゐるであらうか。

殘された英米外交路線

老獪なイギリス外交も、こゝまで來るともう殆んどあらゆる手段を盡した觀がある。ビルマや濠洲には殆んど手が殘されてゐないし、重慶にうつかり働きかければ逆に物をふんだくられるといふ狀態で、東亞の問題と言へば先づ印度を寢返らせぬ位のことである。そこで、英國の大きな外交路線としては、第一に獨逸をソ聯に向けて置くこと、第二にソ聯の南下に限度を與へることにあると思はれるが、この第二の新しい契機は、次の如き英國の希望と一致しないか。即ち、第三に、日本の南方攻略を擴大せしめざること。この第二と第三との關聯、即ちこの二つの路線を結びつけることから、日ソを北に於て噛み合せるといふ方向は、英國の殘された唯一の外交として當然考へられなければならない。

この一石二鳥の英國外交の必然的方向は、未曾有の敗戰に殆んど國内的對策を失つてゐるルーズベルト政權にも亦大きな期待を抱かせるものでなければならぬ。今日米國にとつての唯一の途はいかにして國内戰爭體制を急速に再編成するかにある。現在のやうに戰爭の步調が急ピッチであり、而も盡くアメリカ側に不利であつては國内輿論を押えるに大童で、到底戰爭再準備までは手が廻らないのである。事實、ウィルキーの如きはルーズベルト政權に不滿の意を漏して來てゐる程で、このまゝでは立直りの際がないのである。アメリカにとつても、今が一番ピンチヒッターの入用な時であることは論を俟たぬ。

斯くて、次の戰爭段階に於て英米側の利害が一致して來る方向は自ら明かである。英米はその方向に於て汎ゆる陰謀術數策を弄して來ることであらう。既に財界等一部の方面ではこれらの英米側放逸に踊らされてゐる傾向すらも見受けられる。國民は冷靜に事態を判斷し、皇國の大理想實現に、國際關係の緩急の度を誤らざるやう留意しなければならぬと思ふ。

（筆者は日本青年外交協會員）

刑政第55巻第4号
矯正図書館



經濟講話

透視力の博士

石山賢吉

理化學研究所に辻二郎といふ工學博士がゐる。

この博士は不思議な透視力を持つてゐる。闇夜に物が見えるどころではない。鐵の中の分子の動きが見えるのである。

吾々素人の考へからすると、鐵なんてものは金槌でも打てば別の事一寸やそつと手を觸れた位では形が變るともなんとも思はれない。

所が學者の說によると物體は甚だ敏感なもので、あの堅い鋼鐵を握り締めたゞけでその分子が動く。

いやそれどころか、人間の身體が傍へ寄つても、體溫の影響で分子に影響を與へるのである。

理研の中に細かく線を引く機械がある。一ミリ（一分の三分の一）の間に千本の線を引くのである。

米一粒の中に南無阿彌陀佛を幾つ書いたとかいふ細字の名人が珍重されたが、此の精密な科學機械の前には問題にならない。

この精妙な機械は、その構造の微妙さ故に少しも震動のない地盤の上に建てられた部屋の中に据えられ、深夜、人跡絶えた頃に操作される。晝では外部の音響や震動やが邪魔をするのである。一旦機械が動き出したら傍に人が居てもいけない。その人の體溫と空氣の振動が影響を及ぼして、その微細な描線を混亂させるからである。だからこの機械はボタン一つで操作され、一切人間と沒交涉にその高い性能を發揮するのである。

吾々素人の考へからすると、鐵なんてものは金槌でも打てば別の事一寸やそつと手を觸れた位では形が變るともなんとも思はれない。

所が學者の說によると物體には肉眼で見えない微妙な働きがあり、鐵にしても、人間が少し觸ればその分子が動くのである。まして打つたり叩いたりしては大異動が起る譯だ。

辻博士の視力はその鐵の分子の動きを見るのである。

透視かといへば、宇宙線といふものがあつて、鐵でもコンクリートでもなんでも透す力を持つてゐる。

エツキス光線も透視力を持つが、鐵を透す事は出來ない。透すものと、透さないものとがある。

たとへば人體の肉は透すが骨は透さない。そして、それが却つて有効なのである。骨の異狀を發見する。胃袋の中の結塊を見出す。

さういふ作用が人體の病氣治療やその他に役立つのだ。

辻博士の透視力はエツキス光線以上である。

だからと云つて無論肉眼で見える譯はない。博士の肉眼は十一度と九度の近眼で普通人より惡い方だ。ところが一度學問の眼鏡をかけると鐵の中の分子の異動が見えるのである。

どうして見えるか。

博士は先づ鐵の身代り品を造る。セルロイドか何かで模型を造る。

アーチ型とか、馬蹄型とか、種々の模型を造つてそれを手で押へたり離したりして、その分子の變化をレンズで撮すのである。

この模型分子の動きは、鐵の分子の動きよりも何十倍か、何百倍か大きいのではあるが、然しその波動は同一徑路をとるのである。

だから模型分子の動きで、鐵の分子の動きを推測出來る。

つまり鐵の分子の動きを見るのと同じことになるのである。

博士は一體なんの爲にこんな事をやり出したか。

辻博士は材料强弱學專攻の學者である。材料を如何なる構造に組立てれば一番經濟的に使へるかを研究する。

たとへば家屋の建築に際して、隅の部分を角にするか、丸みをつけるかで非常に强弱の差が出る。丸味をつけると、大變强くなるのである。五寸角の材木が七

八寸角の强度になる。

從つて、このやうな博士の研究を基礎に建築すれば、少ない材料で强い建物が出來る譯だ。

新橋驛の近くに第一ホテルの建物がある。

由來、洋式ホテルは、部屋の獨立性や、何から何まで頗る便利だし、旅客の氣分を安定させるが何分室料が高い、それが缺點だ。

第一ホテルはその缺點を無くし、いかにすれば、安い料金で宿泊出來る大衆的ホテルを造るかに苦心した。それには先づ固定資產を安くする必要がある。卽ち建築費を安くすることだ。

此の方針で建築にかゝり、淸水組の實際家が苦心して相當の節約を實行した。それでも建築條令の束縛とかなんとかで充分には行かなかつたが、普通の建築よりも二、三割方節約になつた。若し辻博士の科學的研究をもつと高度に利用し、條令の束縛も無かつたら、從來の約半分の材料で出來た事と思ふ。

辻博士の透視力はひとり固體のみでなく、氣體にも及ぶ。これを實地に行へば炭鑛のガス爆發豫防などに非常な効用と價値を示す。

炭鑛のガス爆發は主としてメタンガスの働らきであるが、このメタンは頗る厄介な奴で、無色無臭だから空氣に混入しても發見出來ない。一酸化炭素も無色無臭だから、頗る有毒で怖れられるが、大概煙と一緒に出るから發見も豫防もし易い。

メタンは坑內の何處からともなく現れて、空氣中に一〇%か二十%混入した所へ、不用意な煙草の火か何かで、一瞬に點火、猛爆發を起し多くの人命を損ね、設備を破壞する。

辻博士は、簡單、堅牢なガス檢定器を發明した。

この原理は氣體の中を通る光線の速度の差異を利用したものである。

メタンガスは無色無臭なから、光りを透すと、普通の空氣を透す場合よりもその光速が遲くなる。

二本の光線を、一は普通の空氣を、一はメタン混入の空氣を透す。これを一個所に結ぶと、空氣の方が早くメタンの方が遲く屆く。ガスが混らねば同時に着く。

この方法でガスの分量を測定するのである。もちろん、此の方法は辻博士の新發見ではない。

然し、博士は此の原理を應用して實際に役立つ、而も、敎養の無い坑夫達にも直ぐ使へるやうな、簡單正確、然も堅牢な器械を造つたのである。

博士の數年の苦心になる此の檢定器が如何に業者の福音となつたか。

この外にも、物の動搖を計る器械がある。吾々の肉眼では勿論、手足の觸感、卽ち吾々の感覺では全く靜止してゐると思はれる物體も、實は動いてゐる。

その微妙な動きを測定器では直ぐ發見される。

二十五倍の望遠鏡の中に十文字の糸を張る、物體を中央に、その向ふに反射鏡を据える。十字の糸を張つた望遠鏡のレンズがその物體を映すと、その十字の糸の影像は反射鏡に當つてハネ返り、望遠鏡に反映して來るが、その被映物體が動かなければ、その十字糸影像がハツキリ映り、動いて居ればその糸が二十五倍に擴大されてブル〳〵震へるから直ぐ計測される。

これなどは地盤の微少な震動を測るに役立つ。

所で此の望遠鏡に張る糸は何を用ひるか。

生糸は太く不整型で駄目。人絹も駄目である。

蜘蛛の巢の糸がそれなのだ。くもの糸は、凡ゆる人造纖維よりも細く、强く、均一であることの三大特徵を備へてゐる。蠶も、人工も蜘蛛には負ける。

米國のデュポン會社がナイロンの廣告に——鋼鐵よりも强く、蜘蛛の糸よりもセンサイなり云々——とあるを見ても、蜘蛛の糸の優秀さが判る。

辻博士はこれを應用した。

幾千年來、空家と、不精者の家を裝飾するだけだつた蜘蛛が、科學と經濟の舞臺に登場させられたのだから、蜘蛛もその知遇に感激してゐることだらう。然し辻博士は元來物理學者だからこれを器械の一部に應用したに止るが、これを將來、織物にでも利用出來たら大變な事にならう。クモを養成して大量生產をやる。何百圓の値段にはならうが、堅牢無比で親子三代に亘つて着用したなどといふ事になるかも知れない。

學者は斯の如く、見えざるものを見、聽えざるものを聽き、用ひられざるものを用ひる。卽ち新しき資源の發見である。

大河內博士が「日本は持てる國なり」と大東亞戰以前に斷言したのは、卽ちこの意味であつた。

科學、化學の發達は常に新しき資源を齎らす。

（筆者は經濟雜誌ダイヤモンド社々長）

刑政第55巻第4号
矯正図書館

——釋放者の父——

原胤昭翁

小穴鍾藏

○

去る二月二十二日、わが邦社會事業の一大權威者である原胤昭翁が、九十歳の高齢を以て偉大なる生涯を畢られた。翁の凡そ一世紀に及ぶ永き一生は、幕末、明治、大正、昭和の數代に亙り、從つて其の一代記は近代日本の發展の縮圖でもあり、そして亦宛も本邦司法保護事業の發達史でもある。勿論司法保護とか免囚保護とかいふ言葉すら生れなかつた時代から、斯業の必要を實際に痛感せられて、身を以てこの難事業に當られたのである。爾來數十年初志一貫して世の虐げられる日蔭もの、改心前科者の味方となり同情者となつて、之を社會の迫害から護り、世に容れられぬために自棄の結果再び罪に陷る瀬戸際から之を救ひ出して社會を犯罪から防いだのである。

翁の手がけし前科者の數は實に一萬を超え、保護成績良好七割とあつては累犯防遏の功績また偉大と謂はねばならぬ。行刑の效果も保護の萬全を俟つて實を結ぶ。行刑といつても、保護といつても結局目指す彼岸にかはりがない。保護の分野に於て亘大な足跡を遺された翁の一生をこの際追想することにしよう。

○

ペルリの乘つた黒船が相州浦賀の沖合に其の姿を現し、德川三百年泰平の夢を破つた物狀騒然たる幕末嘉永六年の二月二日に江戸八丁堀今の日本橋茅場町に生粹の江戸ッ子と生れた。父は幕臣佐久間健輿氏、母の生家原姓を嗣いだ。兩家共町方與力の家柄で、角力に役者に八丁堀といへば江戸の三人男として羽ぶりを利かしたものである。翁は若冠十三歳で一人前の與力の勤務を承り、有名な例の石川島人足寄場に番方與力として見廻りに出向いた。前後に掛り役人が附添ひ、先立の案内者が大音聲で「お廻り」と制止する中を一部屋宛點檢する。場内よりは役付人足が出て來て、場内の人員又は事故用件を言上するといつた具合である。

明治維新の際は十六歳、江戸市民を官軍大總督府に引渡す時には町奉行組與力として其の役目に當つた一人であつた。

翁の父兄は時代の激しい潮流の中にあつて、日本の將來を見透した炯眼の士で頗る進歩的な思想を有たれてゐた。この父兄の開國主義に薫化せられた翁は明治四年に米國人教師を自ら傭ひ入れ、家庭を開放して英學所を設けた。

そして當時の先進國歐米の文明が耶蘇教のお蔭であると仄聞した翁は强くキリスト教に惹きつけられ、遂には熱烈なる信仰を抱くに至つた。明治七年米人カロゾルスより洗禮をうけ、東京長老教會創立に參加し、銀座に英女學校、木挽町に幼稚園を創立し、又共濟會を設立して組合相互補助貧民救濟の事業に當つた。尤も翁はキリスト教會に屬し會員として弘道に努力したが、遂に傳道者牧師等にはならず、これ等の社會的新

規事業も翁自ら必要と認めて計畫したもので、一切内外の傳道會社の資金の援助をうけず、專ら家産を投じて獨自の立場で經營した。この自主獨立の主義方針は一生を通じて變ることがなく、そのため後年幾多の辛慘をなめられもしたが、鼻いきも强かつた所以でもあり、翁の面目でもあつた。

明治九年外國人宣教師等の專横をきらひ、十八名の教友と謀つて連袂所屬教會を脫會し、日本獨立銀座教會を創立した。

その頃、翁の家業は遠州相良產石油鑛業であつたが、傍ら明治七年より銀座に十字屋の屋號で書店をもはじめ、キリスト教傳道のため種々の教書類を出版刊行し、又一方地本錦繪問屋も開始し、錦繪版畫の改良に努力し輸出品を製作して版畫界に一新機軸を出した。翁の獨創の才の秀でてゐたことを物語るものであるが、後に保護事業の經營に當る樣になつても、屢々獨創的なところを發揮せられた。

錦繪も外國人相手の仕事であつたが、後年保護事業に專心する樣になつてからは、機會ある毎に其の保護事業の實狀を外國に紹介し、或は來朝せる外國人を自宅に招待し、親しく保護狀況を見せて、我國の文化事業への理解を深めさした功績も、沒すべからざるものがある。

○

その頃翁は地本問屋組合幹事に選擧せられて居り、尚又商工會（現在の商工會議所）議員にも選出されてゐた程だから、そのまゝだつたら實業界の人となつて仕舞つたかも知れない。ところが玆に一大事件がもちあがつた。

明治十六年、當時未だ維新の創業成つたばかりで國論輿論も新舊共に過激に走り、政府も隨分手を燒いた頃である。特に西洋直輸入の天賦人權論や民權自由の急進思想が民間にひろがり、之を彈壓せんとする當局も手嚴しくて思想的混亂は絶頂に達した頃だ。翁は素より政黨に加盟してゐた譯でなし政治運動にたづさはつた次第でもなかつたが、早くより進歩的教養を有つてゐたから、若き日の情熱を民權自由の伸張に湧きたたせたとしても無理はない。其處で當時著名な國事犯由民權思想宣傳ポスターに商賣柄お手のものの版畫で、河野廣中、田母野秀顯等六名の志士の肖像畫を有名な小林清親に筆をとらせ六枚一組として政府顚覆をモヂつて天福六家撰と題し刊行、當時官權の取締嚴重を極めてゐる中を試みに其の中三枚を出した。案の定忽ち發賣禁止、賣るのを禁じたのだからたゞで與れるのは差支へあるまいと四斗樽何本かに一杯詰込んで、街の通行人に片端しから撒いて仕舞つたとは相當思ひ切つた物語である。卽夜警視廳に召喚、裁判にふせられた結果は、田母野秀顯の肖像畫の頭書に「河野君と同じく三春町の平民なり、去多縛につき福島警察署の訊問に艱難を極め、三日間食さへ絶ちしといふ。これ正しく自由熱心の導く處にして、天より賦與せられし人民の自由の權利を伸張するの結果は我々が幸福の基なれども、之れによつて罪を得、六年の永日を獄裏に消光せらるゝとは嗚呼」なる一文が國家の犯罪人を曲庇したるものと認定せられ、輕禁錮三月罰金三十圓に處せられた。そして投り込まれた先が石川島の人足寄場を繕つた牢屋である。

其の昔番方與力として見まはつた因緣のある所でも其の中での苦勞は又格別であつた。後年翁の述懐によれば「私の入れられた三番監と言ふのは三百人も一緒に押込められる大牢で、周圍は四寸角の鞘柱で開け放しの吹きつ晒しで、佃島の汐風にあふられる、床は板の間、夜になると頭と足を互ひ違ひに寢て破れ蓙を引張り合ひ、一枚を三人の大男が羽おり、身體と身體で漸く溫をとる、その間にウヨウヨ虱の總動員、これが多の眞夜中だ」と、その頃の監獄の模樣を語られてゐる。翁は犯罪が準國事犯であり且クリスチヤンといふ譯で、牢内では意外な優遇をうけ尊敬せられたが、其の中に悲慘なことには、不衞生な牢内に監獄熱（チブス）が猛烈な勢で襲つて來て、新患者數十名を出す生地獄と化した。

然し翁は深い信仰のお蔭で少しもおそるるところなく、進んでこれ等病人の獻身的な看護に從事したのであつたが、遂に感染して倒れ、病監に移されてロクド醫者の診察をうけることもなく高熱の結果意識を失つて仕舞つたのである。

その頃の病監のことで、ある患者がうならうが、騒がうが醫者は素より看護囚人だつて誰一人指一本そへる者もない。毎晩午後六時閉監時になると看護囚人が尻からげで素足で病人を一人一人踏みつけて見る、身を動かせばよし動かさねば二度三度踏んで見る。いてへとかウウンとか答へがあれば存命と認めて一聲高く「よし。」何の答へがなければ廊下の突き當り、病監長傳告囚人の部屋に達するやうな大音聲で「監長さん申上げます『おう』西の二の側五人目標札八七六番」と呼びあげる。これが最後の引導だつたさうである。

翁はこの引導を渡されたにちがひない。氣がついて見るとあたりの樣子がヘンである。よく見れば死人の山の屍室の中だつたので流石の翁もゾッとしたのも無理はない。

かくて全く奇蹟的に九死に一生を得た。實に神の思召でもあつたらう。これからの數十年の永い年月は世の日蔭もの前科者のために捧げつくされ、そのために生きかへつた樣なものだから。

この獄中生活の間に翁は同室の多くの囚人と親しく胸襟をひらいて語り合ひ、具に彼等の身上噺を親身に聽いてやつた。彼等も人の子であり情にかはりがないのだ。それだのにどうして又罪を犯すのであらうか。翁のこの體驗を通じて痛感したことは、累犯原因は悪い者同志をかうして集めて置く所にある。惡性の傳播を放置しておく社會は自ら再犯者を作る樣なものであ

二圓也の雇員ではと、大ぶ近親の間からも若情が出たさうである。

假留監といふものは今は無いが、重罪長期囚を集治監に集禁するまで一時假留する所で、二、三百人留ると之を北海道の集治監に移送してゐた。翁も行きがかり上教誨師として北海道に渡ることになつた。これが明治二十年頃の話である。

當時の北海道といへば相當のもので、熊の出沒する未開の地で長期囚相手の仕事と來ては氣の弱い者は尻ごみするところである。でも強い信念を抱く翁はひるむことがなかつた。

この頃の北海道の監獄教誨師にはキリスト教徒の錚錚たる人々が居られた。留岡幸助氏も其の中の一人である。これ等の人々によつてキリスト教者の教誨事業は力強く進められた。

然し北海道の監獄作業は採炭が主たるもので、これが爲に數百の囚人の慘死事件があり、之を知つた翁等は人道上の問題として獄政改革の先鋒となつて改良の目的は達したけれど、勤務もやりにくゝなつたので翁等キリスト教主義の教誨師五名は連袂辭職の擧に出でた。

時に明治二十八年。囚人教誨に從ふこと前後を通じて十四年である。

この間、當時の懲戒主義の治獄方針に對抗して感化主義を以て臨み、現今の樣な總囚教誨など出來難い兇

暴な囚情の房内に自ら臨房教誨と名づけて這入り込み膝を交へて教誨に當つた。この個人教誨は彼等囚人を滿足させたことは當然であるが、翁としても亦種々貴重な研究上の收獲があつた。

その時分には未だ執務上の公簿等は別に定めてなかつたので、翁自身の必要から囚人身分の書留帳を拵えたが、之を囚人の心狀考査の便のために、カード式に工夫して用ひた。これが後に、翁生涯の保護事業の生命ともなつた。保護カードの濫觴であり、延ては所謂カード階級のカードの源ともなつたものである。

この教誨師時代にも、私費を投じて個人的に出獄者の保護に當り、其の數は記錄に遺るものだけでも三〇五人にのぼつてゐる。

○

北海道で教誨師の職を辭した翁は早速上京し、島田三郎主筆の東京毎日新聞社の事務長に迎へられた。

所が偶々明治三十年英照皇太后陛下の崩御のことあり、恩赦御施行の宣旨があつた。全國で多數の受刑者が一時に釋放せられて天日を仰ぎ得ることゝなつたのである。

然し北海道の長期囚の中には、内地を離れて既に二十年、三十年もたち、其の間にいつしか近親との連絡も絶え、いざ釋放となつても歸るべき所もない者が多數にあつた。その中で釋放されたら上京して翁の許で保護をうけたいと願ふ者が篠出してゐる旨を役所から傳へて、相當の御準備を願ひ度いとある。突然の事でもあるし、人數も仲々多いので、自宅で間に合せる樣な簡單な譯に行かぬ。家も資金も用意がある譯でない。さりとて、强盜前科何犯と言ふ長期囚の多數は帝都の治安に脅威である。是非共彼等を保護せねばならない。この難事に直面して翁は敢然起つて彼等の保護の重任に身を以て當るべく決心したのであつた。そして之が設計組織に付ては土方伯、清浦伯、三好退藏氏小河滋次郎博士の方々に、收容所に付ては本田牧師に圖り、兎も角も神田神保町所在の教會の會堂の一隅を借用して之に當てることゝした。

この間の苦心は並大ていのものではなかつた。それはさうだらう。保護事業の何であるかも知られてゐない時分のことでもあり、監獄から出て來た者を集めるのに家を貸す樣な者は恐らく東京廣くとも一人も無かつたにちがひない。教會を借りるのにさへ强硬な反對に出合つて悉く苦心慘憺した。然しこの困難を翁の熱と力で押し切つて開設した、かくて翁畢生の事業たる保護事業が施設を整へ本格的にはじまるのである。

○

明治三十六年保護所數地として國有地貸下にあづかり神田區元柳原町三十番地に建設移轉した。其の後大正十二年の關東大震災で建物等は悉く烏有に歸したが、震災後復興した。そして去る二月逝去に至る實に前後五十年に亙る事業經營上の苦心は到底筆紙につくし難い所である。然し其の間の被保護者總數は一萬人を超え、三年間無犯罪者七割の良好なる保護成績は翁の斯業に於ける成功と功績の一半を推知し得るものであり、數度にわたる事業御奬勵の御下賜金の御沙汰を拜し、其の他數々の有難き御沙汰に浴してゐることは翁の最も榮譽とする所であらう。

○

何の事業の經營でも先立つものは金である。

翁もその保護事業經營には金の點で並々ならぬ苦勞をされたにちがひない。所で、翁のこの金に對する考へ方が相當徹底したものであろ。曰く「罪を犯した悲い者を、保護し改善して行く仕事につかふ金は、淨財でなければならぬ。穢れた金や、出所の怪しい金で保護事業は出來ぬ」と。洵に御尤ではある。だから翁の最も有難がつたのは先代森村男の樣な出資だつた。男は翁の事業に對して獻金する時、いつも紋服袴に威容を改め、三寶の上に金子の包を載せてうやうやしく捧げ「この金を貴君の尊い事業の爲にお使い下さるとは冥加の至りで御座います」と申されるのが例であつたさうである。だから翁にとつては差し出される金の額如何は問題でなく、その人の尊い同情の念がこもつてゐるのでなければならなかつた。これも先代の三井男と

の話であるが、男は矢張り翁の事業を理解して居られた人で、何んでも月額十圓程宛を出して下さつてゐたさうである。ある時翁が參上すると男のお話しに「貴君の事業には、日頃からも少し差し上げ様と思つてゐましたが、今度三井も合名になりましたから、其の方で多くして上げることに致しませう」と言はれたのに「いや、合名などと言ふ情愛のない法人から戴くよりは、矢張り從前通りの額で結構ですから男爵のポケットマネーからお願ひ致し度いものです」とことはられたとのことである。翁の事業も次第に社會から認められて來ると社會事業に寄附と言ふ美擧によつて惡錢の罪滅しを申し込む者もないではなかつた。當時有名な鐵道疑獄の雨宮某が執行猶豫になつたとき罪滅しの巨額の寄附申込は翁の拒絶に出合つたものである。この位だから、シーメンス事件の數十萬圓で保護事業をやらうとする企てには眞向から反對せられたのも無理はない。

翁の主義がかくの如くであつたから、其の經營する保護所の經濟は一切不淨の金を受けつけなかつた。其の月々の豫約寄附者の名前を見れば、何れも當代一流の名家名流ぞろひである。所謂慈善事業としての保護事業の面目躍如としてゐて、翁の事業の特色を發揮してゐる。そして翁はこの方針を遂に曲げなかつた。國からの補助金も受けなかつた。租稅と言ふものは必ずしも國民の喜んで出すものとは限らないから、その金を戴くのは潔しとしないと言ふ考へ方に至つては潔癖さも聊かわれわれの想像外である。

尤も國の補助金をうける事は、被保護者に依賴心を生ぜしめ、或は保護事業者を營利的なりと輕視するひがみ根性を出すのを防ぐ效果も重視して居つた。のみならず、當保護所の經營は畏くも御下賜金と偉い人々の淨財の喜捨によるものだと常に被保護者に言ひきかせてゐたことは進んで彼等を改悛せしむる力にもなつてゐた事實は翁の强く認むる所である。

又金の性質の如何は別として、金卽ち財團法人が保護事業をやると言ふ考へ方は翁のなか〳〵承服しない所だつた。人を保護し改悛せしむるは人であつて金でない。原胤昭が保護事業をやるのである。東京保護所と言ふ法人が保護するのではない。だから東京保護所の基金資產を以て之を財團法人にすることは如何に有力な人々から說得されても應ずる氣色が見えなかつた。然し遂に震災後の財政膨脹で我を折つて之を財團法人の組織に改めたが、生前解散になつたからこれでよかつたのかも知れない。

○

出獄人保護所の草分けである神田の保護所は、か樣な次第で全く翁の力によつて創められ、翁自身を始めその一家を擧げての文字通り獻身的犧牲的努力と翁の人格と事業に信賴と理解の深かつた當時の一部の名士の人々の援助によつて、困難なこの事業も創業當時の幾多の苦難を經て着々と成功し、後には救世軍の本部と共に神田の名物とされる程に有名になつた。保護所の特徵をあげればいろいろあつた。それはとりも直さず凡て亦翁の特徵でもあり風格でもあつた譯である。第一保護所だ保護會だといつても、看板をかけたことがない。中味は兎も角、先づ看板だけをかけたがる宣傳屋の多い世の中に、隨分かはつたやり方である。堂々たる門構へに標札は原胤昭とあるだけだつた。

保護會組織に法人さへきらつた翁である。原胤昭が保護するのだ。東京保護所といつても主管者原胤昭が保護に當るのだ。保護者の人格だけが問題であるとする翁の主義からすれば看板など無用の長物であつたかも知れない。が單にこれだけの理由からでなくもつと深い意味があつた。

出獄人保護所の看板や標札を出せば、其處に出入りすれば直ぐ前科者と分る。これでは前科者だと世間に吹聽する樣なものだ。たゞさへ世間から白眼視せられ、肩身のせまい思ひをせねばならぬ前科者をかばつてやり度いあたゝかい思ひやりからであつた。だから翁は家の番傘や提燈までも決して保護所の名前を出さぬ樣に細心の注意を拂ひ、彼等の就職先から親類緣者まで神田の原で押し通さしたのである。そして彼等から神田の原さんは親類先だ、近親者だとこつそり他所

で吹聽されても平氣だつた。むしろさうした可憐な心情を推察して、堂々たる門戶を張り、所謂彼等の親戚、親分としての威勢のよい所を暗に示してやつた位である。

出獄人保護は商賣では出來ぬ。翁は自分の生活も家庭も擧げて之に供した。その保護所は同時に翁の一家であつた。家庭の溫みを知らず、肉親の情愛に飢えた者が、翁一家のあたゝかい人情にふれて、感激し更生した者の多いのも無理はない。ひがみいぢけ切つた前科者を理屈や說教で改心させ樣としても處せん困難である。なさけとまことが何よりも藥だつたにちがひない。

翁は固いクリスチヤンだつたが、別にはじめから信仰を押しつける樣なことはしなかつた。

その保護方法も極めて實際的で、その必要とする保護の狀態により、或は歸國せしめ、或は就職せしめ、或は收容保護を加へた。然し翁の許に保護を求めて來る者は何んでも保護してやつた譯ではなかつた。或は保護の値打ちのない者、翁の保護に適せぬ者ははつきり拒絕した。だから時には原は保護に撰り好みをすると批難されたものである。これは然し翁の信念と方針を察しない結果で、保護をうけるには改心の自發的發心の有無が最も重要なる條件だつたが、初對面に之を見拔くことにかけては翁は甚だ自信があつた。

醫者と易者と保護者は同じである。脈をとつて病氣を診斷する樣では名醫と言へぬ。來訪の釋放者に會つて卽座に保護の必要の程度がわからぬ樣では保護者の資格がないと言はれたものである。

翁がかうして保護の要ありと認め、一度保護を引受けた以上は徹底的な保護に當つたのである。就職先の斡旋や、歸國の心配や、保護所に收容等保護方法はそれぞれ其の後の社會生活に、陰に陽に細心の注意と限りない愛情を以て保護に當つたのである。謂はば翁の保護は終身保護といふべき性質のものであつた。

この點は翁の保護カードによつて見ても明かである。翁は自分の保護に當つた者については自身の工夫に成るカードに其の身分、經歷、犯罪事由、生育、家庭、保護始末等實に綿密に記載されてゐたのである。そして常時之を身邊から離さず音信あれば之に綴り、何か變つたことが起れば、之に記入して行つた。

しかも之を大切にすること財產以上、之を慈しむこと亦わが兒同樣だつた。かの關東大震災の折には翁は全く身を以てのがれたのであるが、このカードだけは身につけて離さなかつたのである。このカードを通じ被保護者と翁との間に絕えず精神の交流がかはされてゐたにちがひなく、遂にはカードにも魂がある樣に思へたとは遺族の方の述懷である。

このカードの數も翁の晚年には一萬を超えた。

○

翁の病革るやこのカードの全部の燒却と葬儀の密葬を命じた。カードは翁の保護事業の生命でもあり、又同時に、わが國司法保護の得がたき貴重な資料でもある。が然しそれには一萬人の嘗ての過つた人々の悲しい罪の記錄を遺す。後で彼等の爲に無情な過去のせんぎ立てとなつてはならぬ。原胤昭の告別式となれば、氣の濟まぬ多くの前科者もあるだらう。今はよき父ともなり、よき夫ともなつてゐるのに、原の告別式に出て前科者だつたことがばれてつらい思ひをさせるとあつては忍びない。共に、死ぬまで、虐げられたる弱き立場の改心前科者の爲に思ふ翁のなさけの現れである。

○

全生涯を改心前科者の爲に捧げた翁は、今や下總平賀沼湖畔翁の先祖平賀の城主原筑前守胤親の古墳に設けられた翁の墓地に安らかにねむつてゐる。

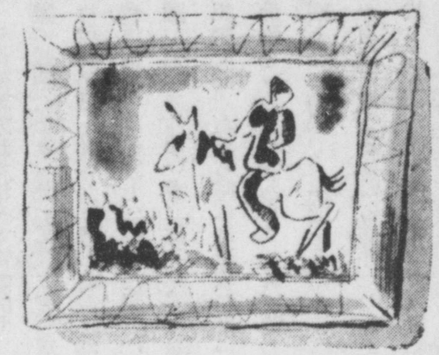
傍に被保護者の墓五十三基、何れも前科者なるが故に生きては社會からも肉親からも容れられず、死んでも祖先の墓地から拒まれた人々の墓である。

實に翁の保護は終身保護さへ超えた來世までの保護だつたのである。

（筆者は行刑局勤務）

刑政第55巻第4号

矯正図書館



檢事局との座談會

時　二月十日

場所　廣島刑務所

一、刑務所作業の動向は

小橋川　本日檢事正閣下を始め檢事各位が當所を御巡視になりました機會を利用致しまして、檢事局側と刑務所側と懇談會を開くことに成りましたことは辛ひとするところであります。之が趣旨とする處は檢察と行刑の事務連絡とか被告人の拘禁とか受刑者の行刑教化と言ふやうなことに就て、御感想なり御意見なりを色々承りまして行刑上や事務の連絡上の參考に資したいと云ふのにあります。どうぞ、そのお積りで、忌憚なき御意見を述べて頂きたいと思ひます。

問題に這入ります前に一寸申上げますが、現在の行刑教化上一番主力を注いで居る點は何か、今日の行刑の動向は什うかと申しますに、他の凡ての現下の國家活動と同樣、帝國の戰爭目的遂行の國策線に副ふて動いて居ります。精神的方面では精神的自覺即國體觀念の把握と一億一心臣道實踐の國家奉仕を第一義とする國民道德を強調すると共に、少年や準少年に對しては、新に青年錬成規程が設けられ一層教化の徹底を期するやうになり又軍事教練にも一層力を用ひて居りますが、又作業方面に於ても重點主義により第一には軍需作業、次には官公需作業、第三に民需作業と言ふ順序にして殊に事變以來構外軍需作業のためにも相當人員が出て居ります。所內作業でも從來の手工業的の作業や家內工業とついたものより漸次重工業への轉換進出の方針を以て進みつゝあつて、其の技術の指導の爲に當所では東洋工業會社の重役の松田氏を囑託にして居ります。大阪、神戸、東京方面でも相當權威ある技術者を顧問格に囑託したり、又受刑者の技術の養成をやつて居ります。又興亞の固めとしての食糧增産にも最近本省に於て大に腰を入れられるやうになり、其の實行の一つとして、廣島管區內では松江の大山山麓に二百五十町歩餘の荒地を開墾することとなり昨年十月頃から着手して居りますが、其の他名古屋高知等の刑務所でも實施するやうになり、尙北海道では明治時代の早くからやつて居りますが、之も更に一層の馬力をかけて居ります。も一つ注目すべきは最近刑務作業の業種の統合をやつて居ります。廣島管區內では松山刑務所に洋裁工と莫大小工とを集めましたが、成績は上乘で能率も非常に上がつて居ります。まあ、大體以上のやうな次第で、要するに行刑も戰時下國策の線に副つて新體制の中味が着々築かれつゝあります。

後藤　それでは問題に這入りませうか。

刑務所側の方から、どうぞ。

富永　最近戰時刑事法令が創定されたり或は改正されたるものが多數有りまして之が實施に當りては刑務所としても充分研究を怠らず注意はして居りますが、尙參考にいたし度いと思ひますので、檢事局等に於かれまして部內へ當該法令の精神、手續等について御指示があります場合には被告人等の取扱等に關する事柄に就ては特に刑務所へも連絡して頂きますと取扱上大變好都合と思ひます。

後藤　之は極めて結構な事で、檢事局側としても最近種々戰時特別手續が出來て審級其他色々と變つて來るので、御互に連絡協調して間違ひなくやつて行きたいと思ひます。曩に實施された國防保安法の刑事手續は時には殺人でも傷害でも適用される場合があるのですから注意を要します。近く公布される戰時特例が出ると御注意を致しますが、刑務所の方からも法令の問題許りでなく、何事でも連絡して下さればよいと思ひます。

二、通知・連絡を早く

小橋川　さう言つた事に就て別に意見はありませんか、無ければ重松君次を。

重松　裁判所から被告人に被害辨償を指示せらるる場合度々ありますが、かゝる場合に接見信書に於て勢ひ事件の內容に觸れるやうな處がありまして、刑務所としても罪證湮滅については充分注意は拂つて居りますが、事件の內容を熟知して居ませぬ刑務官吏には其の間の取扱につきいろいろ困難なる事情と不便を伴ひますが、之について裁判所としての御意見を承知いたしたいと思ひます。刑務所の實情を御參考に申上げますが、所內のことも事件のことも書かせないことにして居ります。書信は日時は要しますが、疑があれば係の方へ送るやうにして居りますが、面會は何處からが事件の內容だか判からないことがありますので、之等は面會立會の職員が長年の經驗で第六感でやりますが、實際問題として此の間の取扱に困難な事情がありますので、お含み置きをお願ひして御意見を承りたいと思ひます。

後藤　誠に結構な事です。併し豫審、公判或は檢事局で被害の辨償が濟んで居るか如何か確めた事件を一々お知らせする事はどうかと思ひますので接見の際等に疑がある時は其事件の係の方に電話でも知らせて下さい。さうすれば事件の成行きをお知らせして好いと思ひます。

小橋川　疑のある場合は係官の方に電話でなり連絡する方がいゝですね。それでは横山君次を。

横山　私のお願ひいたしたいと思ひますのは外國人の信書取扱に關する事でありますが、それは處遇上の參考にいたしたいと思ひますので裁判所で書信を檢閱される場合には審理に差支ない限り要領を書信に添付して御返付を願ひたいと思ひます。外國語の書信は當所では飜譯が出來ませんので

後藤　露西亞語なんか飜譯に適當な者が居らず困つて居りますが、出事る丈け御希望に副ふやうに致します。

小橋川　では富永君次を。

富永　接見禁止や文書の接受禁止の決定それから拘留更新決定書は可及的速かに御送付を願ひ度いのであります。接見などは時によりますと、新入して收容の手續中に面會さしてくれと言つて來る者もありますので、若し禁止の必要がありますものは可成早目に禁止の書類を屆けて頂きたいと思ひます。尤も疑問のあるやうなものに就ては私の方でも成丈け注意して電話で問合せるやうにしては居りますが、制式の書類が來て居ませんと斷るのに困りますから。

小橋川　釋放指揮書も早く屆けて頂かないと、刑務所では、それが來てから人を連れ出して色々な釋放の手續を濟ませてから釋放しますので夜になると困る場合がありますから、そう言つたやうなものは別に早く屆ける樣にして頂きたいと思ひます。

宗藤　私の方でも其のことに就ては何時もよく注意するのですが、何しろ廷丁が缺員で人手が足りないので、廻り切れないと言ふて居りますが實際困つたものです。

後藤　とにかく檢事局の方でも特に注意する事にします。懇談會で左樣な實情を聞かして貰ふのが一番有意義です。

富永　それから拘留更新決定書ですが、之も可成早く送つて頂きたいのですが、色々と御都合もあることと思ひますけれども、滿了の當日になつても參りませんと氣掛りになつて、電話で申上げては居りますが、退廳時間になりましても來ませぬと內に歸つても心配で、當直に頼んで置きましても後で又問合せると言ふやうな具合で、又被告人が就寢後になりますとそれを起して執行せねばなりませぬので、此點御考慮下さいまして遲くとも當日の執務時間內には屆けて頂くやうにお願ひしたいで、申兼ねますが審理にお差支へにならない程度に知らせて頂けば誠に結構だと存じます。

後藤檢事正
角田檢事
柴田檢事
上田檢事
宗藤書記
小橋川、成田、堀川、
秋保、富永、長谷場、
岡田、山崎、横山、
重松、下田、吉川、
坪野、

と思ひます。

宗藤　先刻申上げましたやうに使ひの者の都合で遅くなるのもあると思ひます、一層よく注意して置きませう。

小橋川　どうぞお願ひします。では次を吉川君。

吉川　處分通知が往々遅れることがありまして取扱上に支障を生じますので御配意を願ひ度いと思ひます。之は被疑者として入所した者が處分通知が來ないために表の上や書類の上で被疑者のまゝで刑が確定することがあります。

後藤　大分多いのですか、どれ位ありますか。

吉川　澤山はありませんが時たまあります。

後藤　貴方の方で實際の取扱上お判りの時は電話でなりと注意して貰ひ度いと思ひます。尚檢事局としては遅れないやうによく注意して置きます。

三、大東亞戰爭の影響

小橋川　それでは下田君次を。

下田　特殊人物を收容いたしますときには刑務所で處遇上特に參考になるやうな點を御指示願ひ度いと思ひます。收容に當りましてはよく注意して就中被告人の動靜には特に注意して居りますが、戒護者の方に隙があれば自殺でもしやうと思つて居る者がありますので、檢事局の方で動靜上注意を要する點があると認められますればお知らせ願へれば非常によいと思ひます。

後藤　御尤もで成丈けお知らせ致し度いと思つて居ります。

堀川　參考になることは善いことも悪いこともお知らせ願へませんか。

角田　行刑に關する希望を書く書面があるのですから特異なものだけお知らせすることにしませう。

小橋川　次を重松君。

重松　今後共犯者や其の他の特殊被告人の居房の配置に就ては判檢事係官と御打合の上に取計ひ度いと思ひます。共犯に就ては通知がありますから大體のことは判るのですが、之は前の問題と關係のあることで自殺等の不詳事故を未然に防ぐと言ふやうな意味で、そう言つたものは符箋でも付けてお知らせして頂いたらと思ひます。

小橋川　同じ共犯者の中でも思想犯人とか、防諜犯人とか、それから他の犯罪でも何かの重大犯人とか言ふものの中には、誰と誰とは特に遠くに引離して置く必要があると云ふやうなことも有ります。こう云ふ場合には居房配置表を檢事局に持つて行くなり送るなりして、拘禁すべき居房を打合すればよいかと思ひます。

後藤　之は誠に結構な事です。是非さうして貰ひたいと思ひます。共犯者でも御注意を願うのは全部でもありません。特に必要なのは選擧違反などですが、近く選擧もある事ですから其際は是非御打合せ致し度いと思ひます。

小橋川　それでは次を重松君。

重松　即刻呼出は裁判所に於かれても充分御事情のあることと推察致しますので、出來得る限り之に應ずるやうにして居りまするが、刑務所の職員の配置上支障を來す場合もあり又燃料節約上からも可及的前日退廳時迄に御通知下さいますやう御配意を願ひ度いと思ひます。

後藤　御尤ものことで、昨日監獄判事にも相談したのですが時々あると言ふて居りましたが……御期待に副ふやうにしませう。

小橋川　今度は檢事局側の方の問題に移りたいと思ひます。ではどうぞ。

角田　それでは私から申上ます。支那事變乃至大東亞戰爭の、受刑者の敎化に及ぼしたる影響如何と云ふのですが、此の問題に就ては先程所長さんの御話にもありましたが、大東亞戰爭の爲に敎化上どんな風に影響を及ぼして居るでせうか。具體的に一つどうぞ。

小橋川　堀川さんそれについて何か。

堀川　之は大變結構な議題でありますが、具體的に數字に表はれて居りませんが、支那事變勃發以後は收容者の數が著しく減少したことと作業の能率は非常に增進したことです。近頃では反則事犯が著しく少くなりました。國防獻金も願出る者があつて押へて居るやう狀態であります。釋放してから行刑中感謝した手紙が來ますが、初犯者や假釋放者よりも累犯者からの來る手紙が痛切に感じられて居る樣で喜しく思つて居ります。又〇の作業場の受刑者はこんなに丈夫になりましたと腕をまくつて喜んで居る者が居ります。

角田　〇の作業場で働いて居る者はなんの爲に働いて居ると言ふ事情が判つて仕事をして居るでせうか。其處で働く意義を判せる事丈けでも効果がありますね。

堀川　只今申上たやうに釋放敎誨の際に腕をまくつて健康になつたことを喜んで見せる者があります。

角田　精神的にもいゝやうですね。

小橋川　〇に行く時に皆んな集めて私から直接國防勞働に從事するに當つての覺悟を訓諭すると共に防諜上に就ても色色と注意して軍の方の緊要なる仕事であると言ふ事をよく申聞かせて居りますが、場所そのもの、仕事そのものが何れも直に時局の認識を深める

のに役立つと思ひます。

角田　では次の問題に移ります。

裁判所に於て否認し居りたる被告人が受刑中自己の犯罪を告白するに至りたる實例無きやと云ふのです。我々に對して犯罪事實を否認して居た者が敎化の結果犯罪を告白したやうなそんな實例は最近ありませんか。

岡田　此刑務所ではありませぬが或る强盜殺人が某刑務所で豫審でも否認し通して、否認の儘公判で無期懲役が確定したのですが、某がどうせ服罪するのになぜあんなに手數を掛けたかと聞くと、私の事件は證據が薄弱ですから、近頃は證據裁判ださうです、それで死刑になるよりは無期の方がまだ先きの見込がありますから、頑張れる丈け頑張つたのですと言ひましたが、隨分手數を掛けた男がありました。

角田　何時頃の事ですか。

岡田　昭和五六年頃であつたかと思ひます。こんな例は此處の刑務所ではありません。

四、釋放と保護

角田　「外國人の刑事被告人の處遇に關し特に困難を感じたる點無きや」と云ふことに就て伺ひたいのですが。

小橋川　重松君何か。

重松　結局は言葉の判らんのが一番困りました。

角田　食事の方はどうですか。

重松　食事は別に困つて居りません。

後藤　食事はどんな物ですか。

富永　食パンとコーヒー、スープ、牛乳、果物、野菜等で、時には外部から差入屋を經由して持つて來ることもあります。新入の當時は多少手數しました。中には每朝官給食の米食をたべて居る者もあります。

角田　次には行刑累進處遇令實施の成果に付いて承知致し度いのですが。之は行刑上の大きな問題ですが、敎化其他に就て顯れた成績を伺ひ度いものです。

小橋川　橫山君どうか。

橫山　之は問題が大きいだけに纏つたことは言へませんが、處遇令は考査制でなく責任點數の消却に依つて進級することになつて居ります。滯級等も勿論ありますが、之は多く刑期の關係であります。又情願等は殆んどなくなりました。成果として一級の釋放者で累犯の率が減つたかどうかは、調査が出來ませんので解り兼ねます。現在の社會機構からして前科があると就職もなかなか困難な樣です。兎に角官に對する不公平の觀念が非常に減つて來たと思ひます。

角田　いやどうも有難う御座居ました。よく判りました。

次に釋放に際し警察官署及保護團體と連絡に付き一段と考慮すべき點が無いか承りたい。

例へば

一、未だ改善せず再犯の虞ある受刑者を釋放するときは必ず警察署に其旨を通知せらるるか何うか。

二、保護者無き者を保護團體と連絡を取らずして釋放することが無いか。

三、米等の配給さるる樣證明書の交付方法は如何して居られるか。

堀川　釋放の時に、將來保安處分等の法律が出來ると言ふやうな事を聞かせるのですが。

角田　斯樣に未だ改善せぬ者を釋放せぬ爲めに不定期刑にして置けばよいのですがね。思想犯人に就ては豫防拘禁の制度が出來たので其處置が出來ますが、外の者には困りますね。

後藤　釋放者の米の配給證明などはどうして居りますか。刑務所を出たと云ふやうなことが判る方法では困ると思ひますが、夫れが目立たないやうに證明してやる方法はありませんか。

小橋川　以前證明してやつたのがありましたが本人が承諾して居るのは夫れでよいと思ひますが。

後藤　そんなのは夫れでいゝでせう。お忙しい處を色々と參考になる御意見を伺ひまして誠に有難う御座居ました。

小橋川　お忙しい中を色々と有難う御座居ました。大變參考になりましたのでまた他日機會を見てお願ひいたしたいと思ひます。夫れでは之で懇談會を終ります。

柴田　そんな場合には本籍地の警察へ知らせますか。

堀川　歸住地の警察へ知らせますが、本人が其處へ歸らないのです。

角田　從來よりも一步進んで警察等と一層よく連絡をして置くやうな、何かよい方法はありませんか。

堀川　引受人のない者は保護團體にやるやうにして居りますが、本人が行かないのです。

刑政第55巻第4号
矯正図書館

少年受刑者の錬成（二）

——少年行刑錬成規程釋義——

寺光忠

第八條

新ニ入所シタル少年受刑者ハ左ノ各號ニ依リ就學セシムベシ　但シ心身ノ狀況其ノ他ノ事由ニ因リ不適當ト認ムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一　國民學校初等科修了者ハ普通科第一學年

二　國民學校高等科第一學年修了者ハ普通科第二學年、國民學校高等科修了者ハ本科第一學年

三　高等學校尋常科、中學校又ハ國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以上ノ實業學校ノ第一學年修了者ハ普通科第二學年、同第二學年修了者ハ本科第一學年、同第三學年修了者ハ本科第二學年

四　國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限二年又ハ三年ノ實業學校ノ第一學年修了者ハ普通科第二學年、同第二學年修了者又ハ卒業者ハ本科第一學年、同第三學年卒業者ハ本科第三學年

五　國民學校高等科第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限二年以上ノ實業學校ノ第一學年修了者ハ本科第一學年、同第二學年修了者又ハ卒業者ハ本科第三學年

六　國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限二年以上ノ實業學校ノ第一學年修了者ハ本科第三學年

七　師範學校本科第一部第一學年

八　青年學校本科各學年修了者ハ各相當學年

專門學校入學者檢定規程ニ依リ指定ヲ受ケタル學校ノ各學年修了者ノ編入ニ關シテハ其ノ課程ノ程度ニ應ジ前項ノ例ニ準ズ

前二項ノ規定ニ該當セザル者ニ就テハ其ノ年齡及學歷素養ニ應ジ相當科ノ相當學年ニ就學セシムベシ

本條以下第三章は就學に關する規定である。

本條は新入少年受刑者の學年編入につき規定する。各科第一學年への入學の他、所謂中途編入についても規定するのであり、青年學校令施行規則第十八條の規定に準じたものである。少年行刑教育令（舊第一一條、新第七條）におけるが如き學力考査を行ふを要せず、本條各項に規定するところに從つてそのまま學年編入が行はれる。青年錬成所は公けの課程認定を受けてゐることでもあり、少年受刑者の入所時における既得の學歷については嚴正に之を調査し編入上粗漏のないやう留意しなければならぬ（前揭昭和一六年九月行甲第一四八七號一(イ)）。

前條において述べたる如く青年錬成所においては青年學校義務就學に該當する者のみをその對象とはしない。それは、本條が、就學者を其の年齡に相當する學年に直ちに無條件に編入する過渡的・便宜的なる方便(二)を採用せず、その編入方法において嚴であるため從つて必然的に十九歲を超えたるにも拘らず普通科或ひは本科に就學する者が多くなつてゐることにもよるのである(二三)。

本條第一項第三號乃至第七號中「本科第三學年」とあるのは本科第二學年の誤植ではない。青年學校令第十二條第三號乃至第五號の規定に比照して理解せられねばならない。なほ各號中普通科に關する規定の部分は昭和二十年四月一日より削除せられる。

新入受刑者ではないけれども、國民學校令ニ依ル義務教育ヲ終ラザル」爲少年行刑教育令の教育を受けその課程を修了したるものは、本條第三項の規定に準據して之を本規程の相當科の相當學年に編入することが出來る（教育令の初等科修了者は本規程の普通科第一學年へ。昭和二〇年四月一日よりは教育令の高等科修了者を本規程の本科第一學年へ）。そもそも青年學校令第十二條第一號の趣旨に依れば、たとへ國民學校教育を修めざるものと雖も其の年齡に從ひ青年學校に入學し得るものと解せられ、此の趣旨において、青年學校においては大衆青年の就學を容易ならしむるやう『適切なる運用』が爲されるのである。しかるに少年行刑においてのみ特に少年行刑教育令による教育の制を設けられてあるのは一に教化の十全を期しその教育の實効を狙ふたるに他ならない。(二四)この故に、教育令による教育の修了者は當然に本規程による學年に編入し得ることになるものと解せられるのである（前揭昭和一六年九月行甲第一四八七號一(ハ)2、及び昭和一六年九月行甲第一六一八號ノ二「少年行刑教育令ノ改正ニ關スル件」）。

本條第一項本文但書の適用はなるべく之を避けねばならない（前揭昭和一六年九月行甲第一四八七號一(ロ)）。青年學校令はこれを「癲癇白痴又ハ不具廢疾其ノ他已ムヲ得ザル事由」ある場合に限つて居り（第一四條）(二五)、單に或る科目につき「其ノ身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハザル」場合の如きは特にその科目をその者に課せざることを得るものとするにとどめてゐる（第八條）。(二六)

なほ、本規程の施行せられたる當時八青年錬成所における各科各學年の實入員は次の通りであつた（昭和一六年一〇月末日現在）。

		少年行刑錬成規程適用者	少年行刑教育令適用者
普通科	一年	六六〇	—
	二年	二七三	—
本科	一年	五五一	—
	二年	三一一	—
	三年	六〇	—
	四年	二四	—
	五年	二二	—
研究科		一〇	—
計		一、六三一	（三八一）
%		八一	（一九）

第九條

普通科ノ課程ヲ修了シタル者ハ本科ニ、本科ノ課程ヲ修了シタル者ハ研究科ニ進學セシムベシ

本規程第四條と關聯ある注意的規定であり、青年學校令第十一條が參照せられる。

本條の前段も亦昭和二十年四月一日より廢止せられる。

第十條

本規程ニ依リ就學スル少年受刑者ヲ移送スル場合ニハ教育ニ關スル總テノ書類ヲ送付スベシ

移送ヲ受ケタル者ニ就テハ之ヲ前刑務所ニ於ケルト同一ノ學年ニ編入スベシ

本條の趣旨は、少年受刑者の移送に當つてはそれがよし一時的のものである場合においても、青年學校における教育の制を設けられてあるのは一に教化の十全を期しその教育の實効を狙ふたるに他ならないことを示すものである。

第一項の規定は青年學校における轉學の場合とは異る。ここでは刑務一體である。「教育ニ關スル總テノ書類」とは學校照會等に關する書類、學籍簿等の他、青年錬成所手帳をも含む。第二項は青年學校令施行規則第十九條と同趣意である。

第十一條

教授及訓練ハ特ニ就學者ノ個性ニ留意シ青年學校教授及訓練科目要旨ニ準據シテ之ヲ行ヒ其ノ効果ヲ擧グルコトニ努力スベシ

本條以下第四章は教授及訓練につき規定する。

青年學校令においても本規程においても特に「教授及訓練」なる語を使用してゐるが、これは、『青年學校の教育に於ては常に教授と併せて訓練を施し、兩者相俟つて教育効果を完からしむべき趣旨を明にしたものであるが、「教授及訓練」は不可分の一語であつて、略々通常の學校に於ける教授、授業等の語に該當し、青年學校の教育活動を意味するものである（文部省社會教育局「青年學校制度解說」昭和一一年第五〇頁）。』

本條は教授及訓練の効果を擧ぐるにつき留意すべき諸點を注意する。規定として極めて重要である。舊教育令第二一條及び新教育令第一〇條亦同じ）。教授及訓練に當つては、第一に、就學者の個性に留意されねばならない。

刑政第55巻第4号
矯正図書館

ここに「就學者ノ個性」とは單に個々の就學者の個々の個性或ひは環境のみを指すにとどまらない。またひろく「少年行刑ノ特性」一般に顧みるの要があるのである（昭和一六年九月行甲第一四八六號ノ二「少年行刑練成規程制定ニ關スル件」）。第二に、乍併、本教授及訓練に本來的なるものはやはり青年學校教育であり、從つて「青年學校ノ特質」が鑑みられねばならぬ。(二七)第三に、從つて、「青年學校教授及訓練科目要旨」及び各科「青年學校教授及訓練要目」に準據する教育が行はれねばならない。それによつて本規程第一條の本旨の達成に力めねばならないのである。而して此の「科目要旨」への準據に關聯しては、昭和十年九月發社第二二三號「青年學校體操科教材ニ關スル件」、同年同月發社第二二二號「青年學校教練科教材配當及進度參考表ニ關スル件」、昭和十一年三月發社第六一號「青年學校ノ普通學科ニ關スル件」等々が參照せられねばならぬ。第四に、「其ノ効果ヲ擧グル」には、單に本條又は本規程による教授及訓練を以てするのみでは所期の目的を達成するに十分ではなく併せてあらゆる教化對策が行はれねばならぬことは屢々說く通りである。

青年學校の教科用圖書が用ひられる（青年學校令第一〇條及び同施行規則第九條）。教科用圖書の配布なき科目についても其の教授及訓練上青年練成所教育の本旨を體して遺憾なきを期せねばならない（前揭昭和一六年九月行甲第一四八七號二(ニ)）。

なほ、教授及訓練に關し新らたに教育職員會の制度が設けられた（前揭昭和一六年九月行甲第一四八七號二(ホ)）。教育擔當者は教育職員會の圓滿なる運用に努め、教案を作成するは勿論、常に教材の選擇配當に注意し、教授及訓練の統一聯絡を保ち教育方針の一貫を期さねばならない。

教授及訓練に當つては學年毎に一學級を編制するの建前とする。

第十二條

教授及訓練ハ專任ノ教師之ヲ行フ但シ特ニ必要アルトキハ教誨師、作業技手其ノ他適當ナル職員ヲシテ之ニ當ラシムルコトヲ得

本條に「專任ノ教師」とは監獄官制第十條の「教師」である。青年學校においても專任教員の質と數の問題があるのであるが（青年學校令第一八條、第一九條）(二八)、青年練成所においても同樣である(二九)。

「教誨師、作業技手其ノ他適當ナル職員」が教授及訓練に當ることとせられてゐるのは一に教授及訓練の充實を期するの目的に出でる。教授及訓練の擔任を命ぜられたる教誨師、作業技手看守長(三〇)其他の職員は、その本來の職務の一端としてその教授及訓練に當るべきことになるものと解する。

第十三條

教練ノ實施ニ付テハ陸軍將校ニ其ノ指導ヲ依囑シ之ガ進捗統一ヲ圖ルベシ

本條は舊受刑者教練規程第八條と略同樣の規定である。單に「陸軍將校」とあつて「陸軍現役將校」とないのは時の便宜を考量せられたるに過ぎぬものと解する。現役將校であることが望ましいのである。

その「進捗統一」はやはり基本的には「科目要旨」に準據せられることになる。

第十四條

職業科ノ科目ニ付必要アリト認ムルトキハ適當ナル者ニ依囑シテ其ノ指導ニ當ラシムルコトヲ得

職業科は「職業ニ須要ナル知識技能ヲ修練セシメ兼ネテ職業生活ノ社會的意義ヲ體得セシムルヲ以テ要旨トス（「科目要旨」）」るのである、農業・工業・商業・水産等の教授及訓練に當つては作業技手其他の關係職員の他に適當なる者を物色してこれを委囑することが望ましいのである。

職業科の實驗實習は、なほ、作業として之を課することが出來る。

第十五條

就學者ニ對シテハ青年練成所手帳ヲ交付ス前項ノ手帳ノ樣式及記載事項ハ別ニ之ヲ定ム

「青年練成所手帳」の樣式及び記載事項は昭和十六年十一月行甲第一八七九號訓令（及び同年同月行甲第一八八〇號）を以て定められた。青年學校手帳の樣式及び記載事項（青年學校令施行規則第四八條第二項、第三項）に則る。本手帳は生徒に對する平素の訓育の資であると共に、既修學歷の證明書となる重要書類である。釋放時には携出せしめねばならない。

青年學校中途退學の新入者に對しても新らたに本手帳を交付すべきでありその所持する青年學校手帳を繼續使用しない。しかし、他の少年刑務所からの移送者については本規程第十條の規定により送付せられたる青年練成所手帳を繼續使用する。

手帳はその樣式及び記載事項に照らし、又其の修學の功程を明示して平素の修學を督勵するがために、生徒をして常時携帶せしむべきである（青年學校令施行規則第四八條第一項參照）。

第十六條

學習ニ必要ナル用紙筆記帳筆墨ノ類ハ之ヲ給與又ハ貸與ス

筆記帳ハ每月一回以上教師ヲシテ之ヲ檢閱セシムベシ其ノ他ノ學用品ニ付必要アル場合亦同ジ

本條は學用品に關する規定であり、舊教育令第二十四條・新教育令第十三條と同文である。

なほ青年學校の設備についてはまた特に『青年學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具其ノ他必要ナル設備ヲ設

クベシ』の規定がある（青年學校令施行規則第五七條）。

第十七條

學籍簿及出席簿ハ教育主任ヲシテ整理保管ノ責ニ任ゼシムベシ

「學籍簿及出席簿」の樣式及び記載事項は青年練成所手帳と同時に同じ訓令を以て定められた。青年學校においてひろく用ひらるるところのそれに則る。

學籍簿、出席簿及び青年練成所手帳に關する事務は特に遺漏なきを期さねばならない。

第十八條

各教授及訓練科目ノ成績考查ハ學年末ニ於テ之ヲ行フ

釋放、移送其他ノ事由ニ因リ教授及訓練ヲ中止シタルトキハ其ノ都度成績考查ヲ行フベシ

本條以下第五章は成績考查に關する規定である。

成績考查は(1)學年末、(2)釋放時、(3)移送時、(4)其他心身の障害等の事由により教授及訓練を中止したる場合に之を行ふ。

その成績の評價は優・良・可の三種の標準による（前揭昭和一六年九月行甲第一四八七號三(イ)）。成績の不可を豫想してゐないところに青年學校的教育の特質がある。青年學校においてはその課程の修了を主として「生徒ノ出席時數」に係らせ、「其ノ他平素ノ學習情況」を考查標準とするのである（青年學校令施行規則第二一條及び前揭昭和一四年發社第二一〇號三(一)）。(三一)從つて、本條による成績考查は、教育職員の側におけるその教授及訓練の効果如何の檢定と、生徒に對する學習の督勵とに資するを以てその主たる目的とするものと解されねばならないであらう。

なほ、釋放により教授及訓練を中止したるとき其の者が滿十九歲未滿にして仍本科の學年の中途に在る場合においては青年學校令施行規則第四十四條により其の旨を關係市町村長に通知することを要する（前揭昭和一六年九月行甲第一四八七號三(ロ)）。

第十九條

普通科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證、本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證ヲ授與スベシ

本條は青年學校令施行規則第二十二條に同じい。普通科又は本科の全課程を修了したる場合についての規定である。研究科の修了についても之に準ずべきである。

本科の課程の修了に限つて之を卒業と稱する。

各科における各學年の課程修了については別に定めるところがないが、各學年別に義務課程が定められてあるのに鑑み各學年別に學年修了證を授與すべきものと解する。

出席時數が義務時數に足りない場合は修了を認めることを得ない。義務時數に足らざる見込の場合には適當なる時期に補充の方途を講じてやらねばならない（前揭昭和一四年發社第二一〇號三(二)）。(三二)

「修了證」及び「卒業證」の樣式は昭和十六年九月行甲第一五一五號依命通牒の定むるところである。

昭和二十年四月一日よりは本條中「普通科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證、」を削る。

第二十條

學業優等操行善良ニシテ他ノ模範

タルベキ者ニ對シテハ各學年毎ニ褒狀ヲ授與スルコトヲ得

「褒狀」の樣式は前條の修了證及び卒業證の樣式と併せて同時に定められてゐる。

第二十一條

尋常小學校卒業者、高等小學校第一學年修了者及修業年限二年又ハ三年ノ高等小學校第二學年ヲ修了シタル者ハ本規程ノ適用ニ付テハ夫々國民學校初等科修了者、國民學校高等科第一學年修了者及國民學校高等科修了者ト看做ス

本條は本錬成規程の附則であり、第八條に關する過渡的な規定である。

(三)他の「青年錬成所」的施設においてはこの方便によるものがある。かかる施設の中途退學者の青年錬成所への編入に當つて均衡上不都合が生ずる。義務制の徹底に伴ひかかる不公平が是正せられることを將來に期待しなければならない。

(三)前註の場合と反對に中途釋放者の青年學校への入學に際して不利なる場合を生ずる。しかしこれも亦、一面には過渡的現象に過ぎぬものとしなければならず他面には國民學校就學義務の一段の徹底を將來に期待すべきであらう。

(四)この故に、遡つては、教育令における第七條の學力考査も第十五條の成績考査もおのづから形式的に流ることの止むなきを諒解しなければならないであらう。

(五)青年學校令第十四條に「已ムヲ得ザル事由ニ」とは『義務就學者ガ航海遠洋漁撈ニ從事スルトキ等主トシテ職業上已ムヲ得ザル場合ニ限ルコト』とせられてゐる（前揭昭和一四年六月發社第二一〇號四(一)）。

(六)なほ青年學校令には別に「傳染病ニ罹リ若ハ其ノ廣アル生徒又ハ性行不良ニシテ他ノ生徒ノ教育ニ妨ゲアリト認ムル生徒」につき出席停止の規定がある（第九條）。しかし、その後段のものにつき舊教育令における同樣の出席停止の規定（第三〇號）が新教育令及び本規程には削られてあることを比照しなければならない。

而して青年學校令第八條、第九條及び第十四條の規定を適用したる場合の學校長の處置につき前揭昭和一四年六月發社第二一〇號七四）參照。

(七)青年學校の教授及訓練科目の運用に就いては、『青年學校ノ特質ニ鑑ミ徒ニ理論ノミニ偏スルコトナク實際的素養ノ啓培ヲ旨トシ常ニ各科目相互ノ聯絡裨補ニ力メ且課外ニ於テモ時宜ニ應ジテ適當ナル教養施設ヲ講ジ以テ教育ノ効果ヲシテ完カラシメンコトヲ要ス「前揭昭和一〇年文訓第二號五）、』と。

(八)『國家ハ青年教育ノ振興ニ由ル國力ノ進展ニ期待スル所極メテ大ナルモノアルノ秋優秀ナル專任教員ヲ養成シ普ク之ヲ配置シ以テ教育内容ヲ充實スルノ途ヲ講ズルハ最モ緊要事ナリトス又之ト共ニ青年學校教育ノ特質ニ鑑ミ廣ク實務ニ練達堪能ノ士ヲ需メ斯ノ教育ニ參與セシムルハ青年學校教育ノ振興ニ寄與スル所尠カラザルモノアリ（前揭昭和一四年文訓第二號九）。』

(九)その質につき、昭和十六年九月九日行甲第一四九二號「教師採用ニ關スル件」參照。併せて、その待遇についても考慮せられることであらう。

(一〇)「其ノ他適當ナル職員」の一例として看守長が擧げられたのである（前揭昭和一六年九月行甲第一四八七號二(ロ)）。青年錬成所長自身については、同じく昭和一六年九月行甲第一四八七號二(ハ)參照。

教誨師、作業技手、看守長に對する辭令式は、少年刑務所長が「青年錬成所ノ教授及訓練ノ擔任ヲ命ズ」ることになるものと解する。

(三)舊教育令第二十六條第一項・新教育令第十五條第一項はこれと異る。但しこの點前註二四參照。

(三)なほ出席時數の計算に關し前揭昭和十四年發社第二一〇號三(一)及び(三)參照。これは青年錬成所には準用せられずと解する。

（完）

——一七・二・二五——

（筆者は司法事務官）



電波爆彈

戰爭には眼に見える戰爭と眼に見えない戰爭がある。眼に見えない戰爭とは電波戰のことで、現在敵味方の電波は地球を幾重にも取卷いて眼に見えない火花を發して斬り結んでゐる。わが國は大東亞戰爭の勃發と共に海外放送陣を强化し早曉より深更まで世界各國へ公正なニュースを送り米英のデマ放送を粉碎してゐる。

それは放送時間の延長、放送内容の劃期的改善となつて現はれ、大東亞戰爭前にはニュース中心で大體十分位であつたものを約廿分位とし、そのほか新たにニュース解說、宣傳、情報、講演、音樂等を英、米、支、印度、濠洲へ約一時間に亘つて强力な放送をしてゐる。すると一時間も經たない中に敵國放送局からヂャン〳〵とデマの反對放送をやつて來ることもある。これに對して再びわが公正なる放送が反駁する。放送時間は午前四時—七時半迄歐洲向け、午後十一時—午前三時半迄印度、西南アジア向けで、放送機械の使用延長時間は四十九時間に及ぶ。放送語は英語を主とし、日、獨、伊、佛支、泰、葡、西、廣東、福建マレー、タガログ、和、ビルマ、ヒンヅー、アラビヤ、ウルズー等の十七ケ國語に及んでゐる。

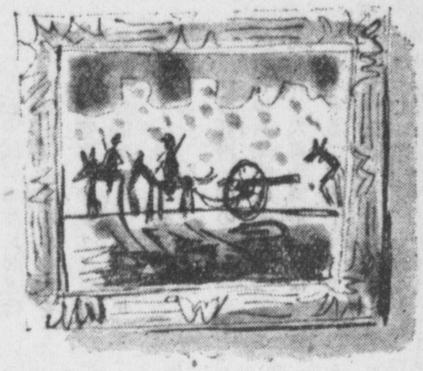
國辱的永代借地權消滅

永代借地權とは安政條約によつて、外國人が日本内地に有する一種の借地權であるが、借地權とは云つても永代、地租免除等の特典があつてその實質は土地所有權以上のものであつた。わが政府は從來ともこれが撤廢に努め來つたところであるが、昭和十二年各國との間に永代借地制度解消に關する交換公文が成立し、來る四月一日を以てこの制度は消滅することになつた。わが國の隆々たる國威を以て今日この事が行はれたのは何の不思議もなく、むしろ事の遲きを奇怪に思ふのであるが、この例に徵しても分る通り、一度外國に與へた權益の正當なる回收には莫大の努力と年月を要するもので、それほど彼等は貪欲、狡智なのである。支那に印度に關印等にわれ等は數限りない「永代借地權」的存在を見る、今それがわれ等の一擊に依つて漸く崩壞に瀕してゐる、これこそ東亞共榮圈盟主の責務であり、歡びである。

ブラジルの氣狂沙汰

日伯關係は近年頗る好調を續けて來たのであるが、大東亞戰爭の開始後はすつかり血迷つた伯國政府は去る十日の樞軸商社五百に對し財產管理の大統領令を公布して以來連日樞軸國人の逮捕監禁を續行してゐる。右大統領令はその細目が發表されないので日本商社がどの程度の損害を受けたか判明しないけれども、伯國政府はこれに依つて約三千萬圓を差押へ擊沈された四隻の船舶の代償たらしめると云つてゐる。十八日サンパウロ州警察は東京ラヂオを聞いてゐたといふので日本人十名を逮捕し、彼等はラヂオで日本政府の指令を聽いてゐたのだと全く滑稽極まる聲明を發してゐる。このやうに捏造された日本側の陰謀が連日ブラジル各紙の紙面にでか〳〵と書き立てられてゐるし、日本側の策謀に政府は速に對處すべきであるといふ氣狂ひじみた聲が各方面から盛り上つてゐる。某紙の如きは政府に警告を發してブラジルにゐる第五列に對抗して第六列を作れと喚き立てれば、某紙はまた、日本人の陰謀を粉碎するために必要な處置を採らねばならぬ、ブラジル在住の日本人が何を企圖しやうとも、われらはこれに對抗する方法を知つてゐる、必要とあらばいつでもわれ〳〵は日本人の陰謀を粉碎するだらう、われらが果して怠慢にして無能であるかどうか日本人はやがて思ひ知るであらうなどと、とんでもないところに力瘤を入れて喚き立ててゐるが、これは米國の惡辣な陰謀に乘つてする身の程知らぬ狂氣沙汰といふべく、とんでもない火遊びである。在伯廿萬の同胞が彼等のためにつくした物質的、精神的な友誼を靜かに反省すれば、こんな愚かなことはやれるわけはないのである。股鑑遠からず、彼等にして反省のときを失すれば天譴たち所に下るであらう。

刑政第55巻第4号
矯正図書館



地獄の一夜（上）

——オスボーンの面影——

馬骨生

それは一九一三年、オスボーン（トマス・モット）が五十三歳の秋、九月二十九日の午前十時のことであつた。低い丘陵にとり圍まれた街路樹の多い美しい彼の生れ故郷のオーバーン市（ニユウ・ヨーク州の西部カユウガ郡オワスコ湖の落口）の冷い秋の風を味ひながら、彼はオーバーン・プリズンのいかめしい大きな門を通つていつた。正面廳舍本館の階段を上がつて所長室に消えた彼は、一時間の後には、トマス・ブラウン一第三三、三三三X號として身分帳に登簿せられて、灰色の獄衣を着た他の千四百の同囚の收容者から全く見分け難くなつたのである。彼は一個の受刑者として同囚の者共と同じ規律に服し、同じ糧食を喰ひ、同じ作業に從事して、一週日を城塞に似た此のプリズンの中に過ごすことになつてゐたのである。

遠い深い過去

親譲りの巨萬の富を擁し（父デービット・マンソン・オスボーンは奮闘努力の人で、農具の發明製作によつて巨利を占め、オーバーンに於ける彼の工場D. M. Osborne & Co. は初期の工業勃興時代に在つて合衆國に於ける有數のものであつた）、深い教養を有ち、二度までもオーバーンの市長に選出せられ、一度はニユウ・ヨーク州のガヴアーナー（知事）の候補にまで推されようとしたこともあつて、ニユウ・ヨークばかりでなく、合衆國の政界に一箇のナショナル・フイギュアとして認められるゝに至つた彼オスボーンが、何のために好んで自ら進んで人の嫌るプリズンへ、しかも生れ故郷のプリズンの中へ、たとへ一週日にせよ、身を投ずる氣になつたのであらうか。

因襲的な思想感情の標準で判斷すれば、狂氣染みたとも見られる一個の行動は、決して一時の氣紛れの金持の道樂ではなかつたのである。リホーマーとしての精神感情は既に久しく彼の頭の中に培はれてゐたのである。情緒的に一個のロマンテイックたる素質を有つてゐた彼は、理想的なものに對する殆ど狂信に近い熱情を持つてゐたのであるが、リホーマーとしての精神傾向の養はるゝについては、遺傳と環境との力が與つて大に力があつたのである。特に母方からの感化が彼を動かしたことか多いのである。トム・オスボーンの母はエリザ・ライトで、デービット・ライトとマーサ・コツフインとの間に生れた女である。このライト家コツフイン家兩家の人々は共にアメリカ植民の初期以來クエーカー派（英國の宗教改革派）の中に重きをなしてゐたのである。デービット・ライトの先祖はペンシルベーニア州の名親となつたイリアム・ペンの植民團と共に英國からアメリカへ渡つて來て、ペンシルベーニアに定住したもので、不撓不屈の剛健な開拓者の一群であつた。デービツドも其一人で、已に十代でニユー・ヨーク州のカユウガ湖の東岸のオーロラに移つて、玆處でマーサ・コツフインと結婚して、更らにカユウカ郡廳の所在地たるオーバーンに移つて其處に永住することになつたのである。石にかぶりついても目的を達しようとする彼の強い執着力は娘のエリザに傳はつて、エリザを通してトマス・モット・オスボーンへ傳へられたのである。世上のデイレッタントに見るような生溫い態度でなく、一つのアイデアに捉へられたら飽くまでも實現せずにはをかないといふ偏執狂的な熱意は彼の血液の中に流れてゐたのである。

オスボーンの祖母なるマーサの出たコツフイン家は代々堅實なクエーカーズで、儉素な信仰の深い生活を營んでゐるのであるが、しかも彼等の胸中には反抗の胚子が夙くから藏されてゐたのである。宗教に於ける離反者であり言語服裝に於ける習俗の違背者であり奴隷制度の廢止主義者であつたクエーカー徒は決して受身の反抗の教義を奉ずるものではなかつたのである。ブリズン・リホームも其の一つであるが、十九世紀に於ける重要なる改革運動の大部分は彼等と結びついて離れないものとされてゐたのである。

オスボーンの祖母マーサ・ライト自身が、婦人選擧權論の初期のチヤンピオンの一人であつたのである。しかし彼女の名聲は姉妹なるルクレテイア・コツフイン・モットの爲めに掩はれてゐたもので、ルクレテイアはクエーカー派の有力なる說教者の一人であつたばかりでなく、更らに、奴隷廢止論者の錚々たるものとして英國にも合衆國にも夙くから知られてゐたのである。一八四〇年にロンドンに奴隷制度廢止萬國會議の開催せられたる時は、彼女は委員の一人として之に赴いたのであるが、女性たるの故を以て實際の會議に臨むことを拒まれたのに憤つて、其場で同志のクエーカーと謀り、歸國の上直ちに女權會議を開催することを誓かつたのである。この誓約は八年後になつて漸く滿たされて、アメリカに於ける最初の婦人開放會議は一八四八年七月ニユウ・ヨーク州セネカ・フオールスに於て開催せられ、ルクレテイアの姉妹たるマーサはこの歷史的會議の議長に選まれたのである。その次代になつて、オスボーンの母のエリザは母のマーサの志を繼いで女子の政治的竝びに經濟的獨立のために敢然起つて戰つたのである。

なつかしきハーバード

かくして、自由主義と鬪志に滿ちた反抗とはオスボーンの母方の代々の家の傳統であつたのである。で、この母に育てられたオスボーンの幼い頃の回想は兩親の家に集まつた自由主義傾向の著名の男女の人々の生活と結びついてゐるのである。しかのみならず、彼の享けた教育はこの傾向を助長するに與つて大に力があつたのである。十六歳でボストンに近いマサチユセツツ州のキンシーの大學豫備校に送られ、次いでリベラリズムの牙城ともいふべきハーバード大學に進んだのであるが、當時ハーバードには自由主義の教育改革家として有名なエリオツト博士（チヤールス・イリアム）がプレシデント（總長）となつてゐて、幾多の根本的改革が施されたのである。博士の成功は彼をしてその時代の大きなフイギユアの一たらしめたのである。オスボーンはこの有名なハーバードの教育家のリベラリズムによつて深く感化さるゝ所があつたのである。同じクラスメートであつた博士の子サミユウル・エリオツトを通じて博士に親炙するに及びて、トムは、エリオツト博士に於て、夙くより尊重することを訓しへられてゐた獨立の思索力、儉安を惡む進步主義、道義的背景、健かな樂天主義といふ諸の人間の美質の一個の生きた人間に渾然として凝り固つてゐるのを見出したのである。緣は異なもので、この青年と五十に手の屆いた博士との間には不思議にも純粹な愛情が生じてゐたのであつて、オスボーンが大學を出てからも長く續いてゐたのである。是れは、所謂惶々惺々を識るもので、相互の深い理解から生じたもので、オンボーンがハーバードを卒業した時には、博士はトムの父のデービツド・マンソンに一書を裁して、一般學生の模範たるべき眞に男子らしい天稟の秀でた彼の息をハーバードに送つてくれたことを感謝したほどである。

濳面作る新社長

一八八四年 P. B. のデイプロマを手にしてハーバードを出てたオスボーンは、いや〳〵ながら父の會社に入るために家に歸つたのである。一八八六年七月の或る暑い日であつた。D. M. Osborne & Co. の新社長はデスクの上に山積した封の切つてない郵便物を不機嫌な顏をして眺めながら社長室に坐つてゐた。暑いばかりではない、新たに重い責任が彼の上にのしかゝつて來たからである。封筒の宛名を書くつまらない仕事で集金課の一書記として入社してから未だ二年とは經つてゐないのであるが、入つた翌年には轅鐵工場に移つて副工場長となり、すぐ復た副社長に進み、今日、二十六歳の若さで社長のデスクに坐り、大工業會社の名義上の長に納まつたのである。

しかし、新社長のトマス・モット・オスボーンは決して幸福ではなかつたのである。自分の急速な昇進は全く周圍の事情の力に逼まられた結果であることは、彼にはよく解かつてゐたのである。その事情といふのも、ひどく切迫したもので、つい一週間前に、彼は長い間の事業上の心勞で已に健康を蝕まれてゐた父の急死に出遇つたのである。この悲劇は彼を悲しませたばかりでなく、彼の好まない出來得るなら避けたいと思つてゐた責任を彼に押しつけたのである。彼は一生をビヂネスで送ることはたまらないと平素から念つてゐたのである。彼はハーバードで自

刑政第55巻第4号
矯正図書館

分の特に好んで研究した歴史と音樂の二科で優等卒業章を獲たほどで、藝術家的天分には深く惠まれてゐたのであつて、從つて直觀的に問題の核心を把握することは人に勝つてゐたのであるがやゝこしい事務の處理には深い嫌惡を感じてゐたのである。社長室の窓からは幾個かの工場が見える。それは、長い歲月の斷間なき努力と心勞とを表象する彼の父の發明的天才の記念物である。自分は父の一人の男の子で、自分を措いて父の事業を繼承するものは外にはないのである。人に知られた D. M. Osborne & Co. の事業を自分一個の嗜好のために棄て去ることは子として忍びざる所である。トム・オスボーンにとつては、それは義務と嗜好との相せめぐ久しい間の苦悶であつたのである。而して、遂に責任の念が打勝つたのである。

我が世の春

一八八六年十月オスボーンは相思の仲で婚約のあつたアグネス・デイーブンスと結婚した。父が歿してからまだ四月とは經つてはゐないので、式は極めてしめやかにケムブリッヂのユニテリアンのファースト・チヤーチで擧げられた。此年から一八九六年三月に妻を失ふまで彼の一生中最も幸福な時期であつて、彼は琴瑟相和した家庭生活に浸りながら、日頃好める藝術の奬勵に、オーバーン市の社會施設の改良に富の許すがまゝにゼネラスと云はれるまでに財を投じて惜しまなかつたのである。殊に人材の長育に力を用ひたのであつて、オスボーンの金錢上の援助によりそれ〴〵一科の學一流の技に於て教育された人々を數へ擧げることはたとへできても、無數な話と思はれる位である。しかも、大部分の場合、援助は人目に立たないように、殆と秘密に爲されたのである。どんな事業にせよ、それが氣に入りさへしたら、企業者が同情に値するものであつたら、何萬でも彼は出資に應じたのである。後年のかん〴〵ごく改良の熱狂的運動は彼にとつて實に數十萬ダラに價したのである。かゝる性質の施與と同情とは彼の提携者並びに知友の間にオスボーンが己れの富と教養とから負はされた義務を深く自覺してゐる人であるとの感を起させたのであるが、彼を一個の社會改良家と思ふものは殆んど一人もなかつたのである。しかし、それは彼のロマンテイツクで眞摯な性格の持主であることを知らないからで、箇の慈惠的行爲の背後には、後年のブリズン・リホームに現はれたと同じ熱烈なものが宿つてゐたのである。

苦悶のアポロ

彼の妻が四人の男の子を殘して身まかつた時に、オスボーンは身體も精神もはりきつた三十六歲の男盛りで、背の高い、均齊のとれた立派な體格で、色の淺黑い、ノーブルな容貌を有つた眼指しの深い美丈夫であつた。

家には巨萬の富を擁し、知友の間には寬厚の長者として尊敬せられ、教養の深い魅力のある社交家として愛好せられ、有名なる大工場の所有者として父子二代引續きオーバーン市長の椅子を占め、市の聲望を一身に集めてゐたのであるから、一個のシテイズンとして、これ以上の幸運はあるまいと思はれるが、しかし、彼は幸福ではなかつたのである。愛妻を失つたことは大きな打擊には違ひなかつた。この不幸は彼の生涯に一轉期を劃したことは疑ないのであるが、彼をして我が世の春に甘んずる一個のブールヂオアとして一生を終らしめることを許さない原因か別に彼自身の魂の中に存してゐたのである。彼は自分を幸福だと思ふほど卑俗な人間ではないのである。彼は生れながらにして內から彼を急き立てる或る力、熱望といふか、憧憬といふか、一つのアージ（衝動）を有つてゐたのである。彼は內から勇き立つ箇の力のために斷えず苦められてゐたのである。落ち着くことができなかつたのである。自分の天才に苦しめらるゝ藝術家の苦惱に似たものを有つてゐたのである。「生きることは苦しむといふことである」（To live is to suffer.）とナポレオンは曰つたが、オスボーンはこのナポレオンの秘めてゐた苦しみを苦しんだのである。

今迄の彼の生活は、樂しいカレッヂ生活と結婚と子供と事業といふなだらかな自然の進行で、好い月日の下に生れた普通人の生活であつた。しかし、愛妻の死はこの自然の生活の進行をびたりと打切つてしまつたのである。彼の生涯の後半と前半とは全く釣り合はないもので、二つの部分は殆んど別人に屬するものゝようにさへ見えるのである。教養の深い操守の堅い好個のゼントルマンは、毀譽爭奪の紛々たる現實界に飛び込んで一個の闘將となつたのである。

しかも、それは新しいオスボーンが奇蹟的に產み出されたのではなく、古い元のオスボーンが新しい視野に立つたのである。三十六年間彼は人生の提供すべき一切のものを享受してきたのであるが、今や彼は負債を返濟すべき順番になつたのである。

「自分は不幸にしてヂットしてゐられない氣質を有つてゐる。これがために自分は落着いてゐられないのである——一つは生れつきで、一つは自分の生活に喰ひ入つた悲痛の結果で、この悲みのために自分は休むなき活動に追ひ立てらるゝのである」、と彼は或る友人に打明けてゐる。妻を失つてから後の三十年間身を捧げた事業にせよ、運動にせよ、決して單純な金持の道樂ではなく、それ〴〵定つた一個の目的があつて、猛烈とさへ思はれるほどの意氣込で事に當つたのである。精神的孤獨感は彼の生れながら有つてゐた熱意を更らに一層深かめもし烈しくもしたのであつて、彼は自分を急き立てる內部の力の湧き立つに任せて纔かに自ら慰めてゐたのである。彼は政治運動に社會改良に奮つて身を投じたのである。一個の國民的な人物として嶄然頭角を現はすようになつては、諸の要職に就くことを需められ（一九一〇年のニユウ・ヨーク州の知事改選期には知事のノミネー（被指名者）に擬せられたのである）、肉體的にも精神的にも彼の負擔は非常なものであつたが、彼は之を意としないのみならず、むしろ却つて活動の中に自己を忘れることを喜んだのである。

然り而して、彼は自分の生きてゐる時代に對して內心頗る平らかならざるものがあつて、ハムレットのように、時代は「關節が外れてゐる」のだといふ感じを常に懷いてゐたのである。しかし、ハムレットの懷疑と絶望とに墮することなく、同じこの時代は自ら匡救の方法を案出するを得るものだといふ信仰に近い熱情を失はなかつたのである。而して、自分はその匡救の任を擔當するリホーマーの一人として生れたのだといふ深い自信を持つてゐたのである。彼は、熱望してといふよりも殆んど美味を嗜しむもの〻如く、この指命に飛びついたのである。

ブリズン・リホーマー

一切の理想的なものに對する殆んど狂信に近い歸依の態度を持してゐたオスボーンが、社會的不正に對して毫末も假借する所のなかつたのは當然で、彼は殆んど藝術家に似たる鋭い感受性を以て之を憎んだのである。彼は純粹のデモクラシーを以て政治の神髓と信じてゐたので、アメリカ政界の弊竇たるボス（親分）政治を蛇蝎の如く惡んだのである。ボス政治の剿滅は彼の政治運動を通しての一貫した目的であつた。ニユウ・ヨーク市の市政を壟斷して私利を營んだタマニー派のボスたるマーフイー（チヤールス・F）と抗爭したのも、嘗つてはハーバード大學に於ける同窓にして、後エロー・プレッス（黃色新聞）を經營し、俗受主義の安手のスローガンでアメリカの言論界を風靡して新聞王とまで謳はれたハースト（イリアム・ランドルフ）を排擊してその政治的野望を挫いたのも、偏へに彼の理想に忠ならんとしたためで毫末も名利の念に驅られたのではなかつたのである。彼は飽くまでも社會惡と戰はふとしたのである。彼にとつては、「休戰はないのである」。一切か然らずんば皆無。彼はいかなる場合にも事實上妥協といふことができなかつたのである。彼に好意を持つてゐた友の多くは彼の片意地の徒らに敵を作つて彼の意圖を阻害することを悲しんだのである。成程、彼が自分一身のためにも且つは事業の遂行のためにも大に役立つたであらう人々を好んで疎外したのは事實であるが、この不和反目を致した原因である彼の一本氣な熱意は、また同時に、リーダーとしての彼に勢力あらしめた所以でもあつたのである。

ロマンテイツクであるといふ極印を打たれるのは、其人が衷心願望して已まないより善き世界への憧憬を有つためである。オスボーンは終始箇の憧憬を胸中に抱いてゐたのである。彼の眼は遙かなる地平線に注がれてゐたのである。身を政界に投じて十有餘年、リホーマーを以て自ら任じた彼は醜陋な黨派の駈引の外に立往生をしなければならなかつたのである。強靱な利欲の念の伴はない革新の熱意は冷め易い。純粹な彼の感受性は政界の汚濁した空氣の中に夙く已に疲れてゐたのである。お坊ちやん氣質で正義をふりかざして起つた彼は、今更ながらライト（理）のマイト（力）に抗し難きを覺り、名利爭奪のうつろなる生活の馬鹿馬鹿しさに呆れ返つて、もつと眞實な生甲斐のある仕事にぶつかりたくなつてゐたのである。恰もこの頃（一九一二年）ニユウ・ヨーク州の監獄改良委員（State Commission of Prison Reform）の長（チヤーマン）に任命されてゐた彼の眼に生れ故郷のオーバーン・プリズンの姿が初めてはつきり浮んで來たのである。彼は其處に閉ぢ込められてゐる人人のことを更めて考へたのである。何故自分はこれまで彼等を社會の僻見に委ねて顧みなかつたのであらう。何故社會の僻見を打破することをしなかつたのであらう。彼はぶつかるべきものにぶつかつた氣がした。彼はぢつとしてはゐられなくなつたのである。彼は自分を呼ぶ者の聲を明かに聞いたのである。

（つゞく）

刑政第55巻第4号
矯正図書館



—至誠の人—
瀧川典獄補を悼む
梅村重義

大詔渙發の日に

「濟まない實に濟まない、殘念だ殘念だ、刑務官生活三十年いまだかつてこんな相濟まぬ思ひをしたことがない、こんな殘念な思ひをしたことはない……。」ともすれば咳き込んで來る苦しい息づかひ、その半は嗚咽である。「この歷史的の日に、自分達の一生涯に恐らくまたとあるまいこの歷史的の日に、空しく病床にあつて、この感奮感激を職員にも收容者にも傳へることの出來なかつた自分の不甲斐なさ、職務に對して申譯けない、否日本國民として陛下に對し奉つて相濟まぬ。この病氣さへなかつたなら、收容者の肺腑にまで滲み透れと、この感激を植ゑつけたかつた。絕好のこの日に何と言ふ意氣地のないことだ……。」言言肺腑から絞り出す熱意をそのまゝ宿痾にやつれた双頬に不自然な程紅潮が漲つた。昭和十六年十二月八日の午後、折柄の快晴に病室の廊下のガラス障子越しの陽は明かるくその病床の人を照らす。大東亞戰爭勃發のその日正午、畏くも渙發せられた宣戰の大詔を、感激の裡に全所員と收容者に傳へ、この偉大なる事實に對處する國民の決意と任務を、支所長に代つて訓示してゐた私の報告に對して、支所長瀧川氏は痛恨の思ひを込めた眼差しで病の床に座り直し、猶も語りつゞけられた。

「せめてこの身を役所へ運ぶことが出來たら、たつた一言でもいゝ、收容者にこの宣戰の意義と皇國に報ずる女の道を確かりと諭したい。がそれが叶はぬのが殘念だ。」病床のはぬ。君……察して呉れ。」

ジット眼を閉ぢて深い呼吸をせられた瀧川氏は、稍暫くして何事か嚴肅に祈念して居られた。私は何と答へていゝのかわからず、氏の嚴正な祈念の姿に、をがみたいやうな畏敬を感じた。

越えて一日また一日、氏の病狀は依然捗々しくなかつた。過去は知らず、氏がこの栃木へ支所長として赴任せられてから八ヶ月餘、氏の健康は常に勝れなかつた。聞けば宿痾の喘息とか、然かもそれは私達の眼から見て相當に惡化してゐるものと思はれた。常に對談するだに、如何にも切なげに、少し長い話だと途中數回も休み〳〵語らねばならぬ程であり、發作の激しい咳嗽は他目で見る私達に痛々しい思ひを屢々させた。時折熱が出ると云つて體溫計を手にせる氏を見た。この頃毎晩眠られなくつてネと語られることも度々だつた。にも拘ら

ず精勵恪勤職務に寧日なき氏は、殆んど役所を休まれなかつた。終日勤務に堪へられぬ程の日は、正午過ぎ迄事務机に呻ぎ〳〵身を倚せて、無理にすゝめる私達の言にやつと後を頼むとくれ〴〵も言遺して、切なげに歸られる氏だつた。忘れもしない昭和十六年の八月末、栃木、茨城方面を襲つた大豪雨大出水の折、濁流三尺の海に浸つた支所の危急を見て、折惡しくも二、三日來の病勢惡化に發熱さへ伴つてゐた。要休養の身を敢然挺して、渦巻き流るゝ官舍街の濁流の中を竹杖に縋り、次女孝子さんに守られて、登廳、必死防水に勵む職員を督勵、災禍を極少に喰ひ止められた氏の職務的熱誠、落付いて安靜に休養して居られたら或は多年の宿痾も段々快方に向つたかも知れぬが、氏の職責觀念はそれを許さなかつた。

夏から秋へ、この分ならどうやら永い間の主人の病氣もお蔭樣で癒るかも知れませぬと、クニ子夫人が喜ばれる程、極めて順調に快方に向つてゐた氏の喘息症狀は、果然、氏のこの職務上の無理が祟つて、遂に永い病臥に就かれることゝなつた。十月頃、事務上の諸用件から再三宇都宮刑務所と往復せられ、病弱の氏に過度の疲勞を感じてゐた折も折、十月四日保護に關する會合の爲め無理を押して、宇都宮まで出張、夜分遲くまで活動せられたことが、不幸氏の病魔の乘ずる間隙となつて仕舞つた。爾來折からの寒氣來を惡條件に、氏の病は日に革つた。而かも氏は猶職務を忘れず、時に病をおして隨時登廳、事務を統率せられた。その熱誠、その責任觀念、私達は常に敬慕して措かなかつた。

よき所長よき父

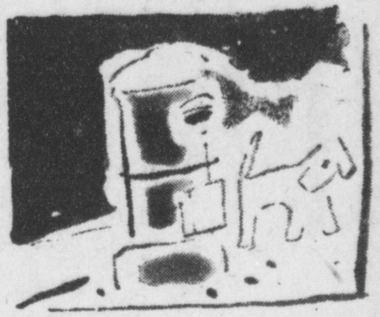
赴任以來、氏の病勢からして收容者に對する教誨等に際しても常に多くを語られず、唯時に簡單直截寸鐵人を刺すの訓示に收容者は却つて千萬言に勝る教示を感得した。「まごころを持て」「わがまゝを愼しめ」之が氏の當支所に於ける行刑指導精神であつた。私達の敬慕して止まざる氏の人格は、直ちに全收容者の胸奥に反映して、衆情極めて良好の成績に終始したことは、私達の敬仰を更に深くせるものであつた。無言の教示、自範の教示、これこそ私達刑務官の執つて以て學ぶべきであると泌々教へられた。

その熱誠の人にも遂に死の手は無情であつた。日々事務報告に病床を訪れる私達に濟まない、申譯けないと繰返しつゝ、十二月十一日朝、時局を案じ、職務を思ひ、收容者教化のことを口にしながら、職責の人瀧川捨三郎氏は遂に逝つた。この大東亞戰爭決戰時に對する自己職責の完遂を念ずるばかりに、重い負擔を病弱の身に受けられたことに依つて、死期を早められたこと〳〵、私達は洵に痛惜に堪へない。臨終の床、猶、收容者教化を案じられた氏を思ふ時、眞の刑務官の信念は、斯くあつてこそと深く強く私達全職員の胸を衝くものを感じる。而も尚、氏の最後を飾る美しき遺話として、更に私達の敬仰を深くするものは、氏が刑務官生活三十年、常に子女に對する育英訓化に全靈を傾注せられた一事である。比較的生活に惠まれざる俸給生活を續けながら、而も四十歳頃から發病した宿痾に苦しみながら、其の子女五人を、いづれも立派に育て上げ、現在、長男澄雄氏(二十三歳)は既に學業を終へて日立航空機株式會社の立川工場勤務員として活躍せられ、次男幸男氏(二十二歳)は本年東京高等農林拓殖科を卒業せられて、今北支方面の開拓事業に獻身奉公の身、また、三男豐氏(二十歳)は目下陸軍航空士官學校に在學中、將來陸の荒鷲としての活躍を期待せられる。長女民子さん(十八歳)孝子さん(十六歳)はいずれも目下栃木高女在學中、その才學を讃へられてゐる。斯くも揃ひも揃つて秀才、才媛揃ひの子女こそ實にめづらしく、夫人クニ子さん(四十七歳)の並々ならぬ内助の功を見逃すことは出來ぬ。夫人は貞淑溫和、官吏の妻の模範であり、日本婦人の垂範である。よく氏を扶けて、三十有餘年の刑務官生活を完うさせ、子女の教養訓育に全半生を捧げつくし、今また夫なきあとの瀧川家の根幹として、健氣な道を守り通して居られる。この夫にしてこの妻あり、たゞに公生活の範のみとしてゞなく、私生活の完全の人として、私達の以て學ばなければならない點である。更にこの私生活の完全の人として氏を讃へることの最たるものとして特記すべきは、氏が十餘年病魔と闘ひつゝ、子女の育英に努め、猶ほ思慮を遠く後顧に遨らせて、よく勤倹力行、貯蓄に、保險に、年金契約に、利財を怠らず、氏の死後、夫人の語るところに依れば、このまゝ現在のやうに子供達を學校に通はせましても、私達の生活は、二年や三年、いさゝかの懸念もありません。この點亡き夫に心から感謝に堪へませんとのこと、私達はこゝに到つて、唯敬服の外言葉を知らない。職責の人であり、殉忠至誠の人であり、子を思ふ親愛の人、家を思ふ至純の人、かういふ人こそまことの刑務官の儀表といふべきであらう。

以上私は自分の直接眼に映じたまゝの瀧川捨三郎氏の思ひ出を、拙筆に托したに止まるが、氏が栃木在任八ヶ月に遺された大きな教訓こそ、永遠に私達の胸奥に銘じて消ゆることのない力であり、血であるを確信するものである。

(筆者は栃木刑務支所看守長)

刑政第55巻第4号
矯正図書館



刑務所便り

戰捷第一次祝賀行事

小菅刑務所

第一日　式典及行事

一億國民が待ちに待つたシンガポール陥落の日は遂に來た。この世紀の大感激を全世界の人々と共にすべき大東亞戰々捷第一次祝賀會は去る二月十八日全國一齊に取り行はれる事となり、當所に於ても岡部所長をはじめ職員收容者一同は所内遙拜所に參集し、先づ嚴かに奉祝の式典を擧行した。

此の日數日來の寒風は風ぎ、うすら寒い中にもさし出でた早春の陽光は八紘一宇の世界新秩序を象徴するかの如く奉祝氣分を一層驅り立てるのであつた。

式典次第

一、神殿拜禮
一、國旗掲揚
一、國歌齊唱
一、宮城遙拜
一、詔書拜讀
一、所長訓話
一、感謝默禱
一、誓　詞
一、海ゆかば
一、萬歲三唱
一、神殿拜禮

以上の如く式典が終了するや遙拜所前運動場に於て全收容者は小旗を手にし大平洋行進曲愛馬進軍歌等を合唱しつつ祝賀行進に入り、又工場別に分列行進をも行つた。ついで所内消防隊の頼もしい査閲演習、木工熟練工の白熱的な彈藥箱製作競爭等の如き戰時下にふさはしい行事も催され、最後に收容者の活潑明朗な奉納相撲もあつて大東亞戰々捷第一次祝賀會行事の第一日は秩序整然且和氣藹々の裡に終了した。

第二日　講演會

二月二十一日午後六時、東京日々新聞社の從軍記者小川潤八氏を當所教誨堂に迎へ、「燦たるマレー大作戰」の題下にコタバルの敵前上陸よりジョホールバハル突入に至る五十五日間、二百數十里の皇軍破竹の進擊振りに就いての生々しい觀戰談を拜聽し、職員收容者一同はその切實な一言一句の前に只管感泣させられた。

敵側防備の最も手薄と思はれたコタバルの海岸でさへトーチカその他で頑丈に堅められて居た。そして全マレー半島は大密林とトゲのあるシダと泥濘の連續に依つて天然の要塞を形成し、一キロの歩行に四五時間を要する事も稀では無かつた。然も敵は斯かる地の利の上に最新式の裝備を施し、平素演習に演習を重ねて居たからその十字砲火は實に物凄く、その彈着亦極めて正確であつたのだ。

而して吾が皇軍將兵は斯かる最惡條件を物ともせず文字通り不眠不休の追擊を敢行し、敵に瞬時も立ち直る隙を與へず、ひた押しに押した。そして僅か五十五日にして二百數十里の全マレー半島を一氣に席卷し、世界戰史に比類なき大戰果を收めたのであつた。

之實に御稜威を戴く皇軍獨得の傳統的必勝の攻擊精神の賜でなくして何であらうか。當所の職員も收容者も只管小川特派員の吐き出す一言一句に泣かされ、時々感極まつて思はず感歎の聲を同じうするのであつた。以下收容者の所感を引用してその感激の一端を示す事にしよう。

感想

「燦たるマレー大作戰」と題せる小川特派員の從軍談を聽き、高潮せる顏、心臟のときめきを感じつつ舍房に歸りました。他の人達も何も語らない。平素講演や映畫の後は各人各樣の批判が試みらるのですが不思議に思はれました、私も萬感胸に迫り只管冥想致しました。暫くして誰かが呟きました。「感心だなア、日本人でなければ出來ないなア。五人が並べば機銃も徹らんからなア!!」と。この感激獨語に私はふと我に歸りましたが、外の人も同じ思ひなのでせう。「實際之だから勝てたんだ」と。又誰かが「今日の新聞記者は早口だつたなア」と言はれます。私はこの批判は單なる批判ではなく、感激のやり場に困つた揚句の言葉だと思ひました。そして之で舍房内の重々しい空氣が一變し、思ひ思ひの感激が語り出されました。私はこの眞に善良なる國民にかへつた同囚の聲を夢の樣に聽きつつ別の想ひを追つて居

りました。

コタバル海岸の敵前作業——激浪に飜弄されてゐる舟艇、飛び込み、上陸、敵機の來襲、輸送船の沈沒、友軍驅逐艦の出現救助等々——曾て嚴寒の二月伊勢灣頭に於て此の至難なる水際戰鬪の訓練を受けた事のある私は今日その實戰談を拜聽し感慨無量でした。果ては今日の自分を顧み悔悟の涙となり行くのでした。そして終りに心の中でから叫ぶのでした。『吾は囚人なり、吾の使命は罪を償ひ眞の日本人に歸るにあり』と。……」

第三日　展覽會

二月二十六日午後當所教誨堂に於て大東亞戰、支那事變、東亞共榮圈、歐洲戰爭に關する寫眞並びに收容者の書畫の展覽會を開催し職員及び收容者一般の觀覽に供した。

觀覽に先だち加藤教務課長は所内ラジオを通じて全收容者に次の樣な訓示を行つた。

「諸君、本日午後戰捷第一次祝賀會行事の終りである展覽會を催す事になりました。御承知の通り昨年十二月八日宣戰の御詔勅を拜しまして從り皇軍は海に陸に連戰連勝し、東亞共榮圈の確立は今や完全に現實の問題となりました。そして吾々日本人の頭は全く變つて來たのであります。然しながら之が完成は今後の吾吾の力闘如何にかかつて居るのであります。吾々の今日までの連戰連勝の最大の原因は上御稜威の然らしむる所なるは勿論なるも、又實に皇軍將兵忠君愛國の至誠の賜でありまして我々一億同胞の等しく感激に堪へない所であります。

今やこの感謝感激が自ら一つの大きな力となつて我が帝國に未だ曾て見ざる一大精神運動が展開されるに至つたのであります。

而してこの精神運動は我皇國にのみ活躍して居るのではありませぬ。ひし〳〵と世界の人心に迫り、世界の新秩序建設に迄大いなる力を與へて居るのであります。やがて世界の新秩序も建設されるでありませう。

岡部所長はこの時の迫力を重視され、諸君をして十二分にそれを味得せしめんが爲に去る十八日の祝賀式典に引き續き、本日ここに展覽會を開催される事になつたのであります。諸君は案内者の指揮に從ひ十二分に觀覽される樣切望する次第であります。

尙この展覽會開催につき寄せられたる東京朝日新聞、讀賣新聞、愛國新聞の各社、並に海軍協會、三井物産、南洋倉庫株式會社、外務省、陸海軍兩省等の甚大なる御援助に對し厚く感謝すると共に、當所被護課の各看守長並びに教務課の各教誨師の御盡力に對しここに厚く御禮申上る次第であります。」

斯くて午後一時より會場は開かれた。出品中には收容者は勿論の事、職員にとつても滅多に見る事の出事ない貴重な出品が澤山あつた。

就中朝日新聞社出品のプリンスオブウエルス、レパルスの兩戰艦の吾が海鷲の猛攻に滿身創痍となつてのた打ち廻つて居る寫眞、幾度見ても新しい感謝感激の湧く眞珠灣猛攻の寫眞、愛國新聞社出品の吾が落下傘部隊の白百合の樣な集團的落下模樣、さては南の國タイ風景やビルマ風景、讀賣新聞社出品の僚友機銃の掩護射擊に守られつつ砂山の間を前進する果敢な吾が斥候兵、海軍協會出品の陸海軍少年航空兵の猛訓練と屈托のない日常生活の寫眞等々は最も印象的なものであつた。又收容者の書畫の中にも戰時下の修養生、活を思はせる樣な傑作も相當あつた。

工場別に順次觀覽する收容者の列中では、「よくも斯んな立派な展覽會が刑務所で行はれたものだ」といふ驚異と感謝の言葉が時々繰返されて居た。まだ一度も空襲を受けた事のない吾々は倫敦やベルグラードの空襲の慘禍の寫眞を見ても徹頭徹尾對岸の火災視して少しも身につまされる事のないのは何といふ大きな幸福であらうか。

之等の寫眞や書畫を觀覽しながら更めて祖國日本の有難さを痛感させられると共に一層の滅私奉公を深く心に誓つた者は決して一人や二人に留らなかつたであらう。

敎化上多大の効果を收め得た事を確信するものである。

刑政第55巻第4号
矯正図書館

東洋訓話

日本魂と武士道

日本魂は大和民族固有の心魂であつて、漢才に對するときは和魂ともいはれてゐる。(神道學則、菅家遺誡)大和民族固有の心魂中特に氣慨に於て、他國人の追隨を許さざるものであつて、一旦緩急の際に臨めば、危機一髪の國礎を磐石の安に置く役割を引受ける。

現代國民性といつてゐるのも亦日本魂の現るる象である。日本書紀の宣命その他に見ゆる、正しく直く明るく淨き眞心とは、卽ちこの日本魂の形容で、日本精神の最も純なる姿を寫した語である。かの人口に膾炙せる歌、「海行かば　水漬くかばね　草むすかばね　大皇の　邊にこそ死なめ　かへりみはせじ」(萬葉集)とは、まさしくこの精神をたゝへたるもので、偏へに君國に對し其の身命げを捧て盡瘁せんとする一念あるもののみの躬行する所である。

從て其の心底には所謂主我、利己の混合物なく、光風霽月、明鏡止水、極めて明るく、極めてきよく、極めて正しく、極めてなほきものばかりであらねばならぬ。之を名づけて純忠といふのである。前文に「農や慾ありいづくんぞ剛を得ん」といふ聖敎あつたが、自己中心にはたらく個人本位者に於ては、所謂慾に碍げられ、到底斯うした沒我無私の誠忠なども思ひ寄らぬことである。

洋訓

日本魂は固より戰時のみにはたらくものでないが、戰時には最も強く躍動するものなること、以上敍し來る如くである。しかしながら、戰時の日本魂の爛漫さに見とれて、平時の日本魂の存在を度外視してはならぬ。日本魂には本來二面を具有することは、古書にも明示する所である。卽ち和魂(大和魂とは別稱)と荒魂である。戰時の日本魂は荒魂の現れにして、平時の日本魂は和魂の現れである。萬民處を得て各々本分に奉公し、特質を發揮し、その間、よく統一を保つ和平である。戰時の日本魂は荒魂の現れである。天か下のまつろはぬものを討伐し、仁政德治、四海をして皇化に均霑せしむる爲の戰鬪である。破壞の爲めの破壞でなく建設の爲めの破壞である。換言すれば、我國肇國の大精神たる八紘一宇の目的を完遂する途上の努力を爲しつゝあるのである。更に反言するときは、うしはがんが爲めに戰ふにあらずして、しろしめさんが爲めに戰ふのである(平田篤胤全集參稽)。こゝに和魂と荒魂の合體を見出し、長くも神武の二字を味はせらるゝ次第である。

古來我國は尙武を以て立國の一大要素とした。神武天皇以來歷代の天皇は武を重んじさせ給ひ、之が爲めに詔勅を下されたること頗る多い(日本書紀參稽)。皇祖皇宗はいづれも文德を發揮し給はれたるは、今更申すまでもなけれども、武に於ては最も軫念せさせ給ひ、現に　今上陛下におかせられては一國の君主として萬機をみそなはし給はるゝ上に時に　大元帥陛下として兵馬の大權を掌握し給はる御稜威の下、我陸海軍は全地上を通じて無敵陸軍、無敵海軍、るゝまで、國威を世界に顯揚し、乾坤一擲の大東亞戰を展開、支那を席捲してその南に進出し、遂に今や西南太平洋上の米英勢力を驅逐し、餘力は延いて遙かに米大陸に迫り、大東亞共榮圈の洪業緖戰百日ならずして確立の域に入る現狀を眼前にし、今更のやうに我國の强さを感奬するばかりだ。

明治天皇の詔の中に、祖宗以來尙武の國體と宣給はるる如く、尙武は國體として見らるゝまでに　至つた。實に二千六百有餘年の史實を積成し、殊に源平兩代以來、武家政治の間に、おのづから武士道なるものを產み、所謂武士道的精神は、汎く萬民の腦裡に浸みこみ來り、國民道德の重要なる觀念を爲すに至つた。

話

戰時の日本魂は、單に戰時のみならず、平時と雖も之を修練することを忘れず、戰時と同樣に之をはたらかせなければならぬ。所謂治に居て亂を忘れずの格言を實行すべきである。又平時の日本魂も、戰時と雖も常に裏付けられねばならぬ。反言すれば、

破壞と共にこれが建設を考ふべきである。この意味に於て、亂に居て治を忘れずの新格言を提供したい。

以上は、日本魂と尙武心との結合、その結合に由つて生じた武士魂を、大體に說明したものである。武士魂は略して士魂ともいふ。士魂は武士道よりいへば、其の主觀的存在であらねばならぬ。武士道といへば、軍人にのみ通用する道なるが如く見ゆるも、決して軍人ばかりでなく、あらゆる日本人に通用せしむべき道である。卽ち士魂は如何なる職域にあるものも、之を躬行すべき道である。商人と雖も亦之を通用すべきであることは、天臺先生が曾て士魂商才といはれたことあるによりても察知せられることと思ふ。

この士道に就て、最も切實なる訓諭を垂れさせ給はれたるものは、明治十五年一月四日の軍人に下し給はれた勅諭である。その中に、

汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さば我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし。

と仰せられて、左の如く訓諭せさせ給はれた。

一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし。
一、軍人は禮儀を正しくすべし。
一、軍人は武勇を尙ぶべし。
一、軍人は信義を重んずべし。
一、軍人は質素を旨とすべし。

右五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり。(中略)況してや此五ヶ條は天地の公道、人倫の常經なり、行ひ易く守り易し。(後略)とあり。卽ち天地の公道、人倫の常經と宣給はるゝを以て、獨り軍人のみの道でないことは申すまでもない。

武士道は軍人の魂であり、國民道德上の一特色である。武士道の本義は、一言で之を蔽へば、敎育勅語の義勇奉公であるが、我國は國民皆兵制度である以上、義勇奉公は軍人ばかりでなく一般國民の道德であらねばならぬ。武士道の重點は、沒我の精神で、死を視ること歸するが如く、つゝしの生命を亡つても、まことの生命を全うせんとした。卽ち生死一如の中に操守する所を失はなかつた。武士道の一般形態は、忠節、禮義、恩義、信義、剛勇、廉恥、襟度、直言、質素等を尊重し、卑怯未練、不正、不義、屈辱、食言、背約等を嫌惡し苟も武士の體面を傷くるが如きことは、深く之を戒愼した。

抑々武士道の由つて來る淵源は、遠く神代の太古に發生した。卽ち諾冊の二尊が我が日本を開き給へる功業を始め奉り、天照太神が神劍を三種の神器に加へ給はれしこと、大巳貴命が親ら國土蕩平に用ひ給へし廣矛を天孫に獻じその經略に資せしめ給へしこと等は、皆この淵源となりたるものである。降つて人皇時代に及びても、第一代におはす神武天皇は、武を以て天下を戈定せさせ給はれ、その降臨の際、武甕槌神が經津主神のみ派遣せらるゝを慨き給はれ、上言して共に出征せられたりと傳へられ、更に垂仁天皇の朝に及びては、諸國の神祇を祭るに武器を以てしたるが如き、皆これ武を尙びたる足跡で、國民尙武の氣象は、かうした歷代の薰化培養に依りて益々固められ、遂に武門の世に至り、武士道として露出するに至つた。しかしながら、我國古代の歷史につき武士道の發達を見んと欲せば、その代表者として物部大伴等の武臣を忘れてはならぬ。物部氏の祖、可美眞手命と大伴氏の祖、道臣命は、共に武臣として神武天皇の東征に隨ひ、中洲の平定に大功を樹て、爾後兩氏の子孫、歷代武を以て奉仕、その部屬たる者も齊しく公事に獻身努力、臣道を實踐した。かの大伴氏の後裔たる家持が「海ゆかばみづくかばね、山ゆかば草むすかばね」の歌を以て武士たる者の心事を語つたことは、後世武士道の眞髓を遺憾なく發揮したものである。武士道の精華時代は、鎌倉時代、戰國時代、織豐時代南朝時代等であり、武士道の普及時代は、時に消長ありと雖も德川三百年間であることは、爭のない定說である。

武士道は、明治維新前後、主として志士軍人に其の靈光を輝かし、爾後、明治大正、昭和の世を通じ、幾千萬の忠魂義魄となつて九段の靖國の社に鎭まりますに至つた。

佐伯復堂

刑政第55巻第4号
矯正図書館



第十八回競書成績

◎印は當選、○印は昇級、課題、隨意何れか昇級すれば次回より兩方とも昇級します。

特級課題

◎見川秋翠亭　大川蘆畔　豐翠　水戸
◎芳宇田龍雲洲　近藤肇忍　花井細具正軒　水戸
◎舟越水　小林祐山　村上二洋　竹内雲鴻　金織玉仙　筑田中篁石　水戸
◎笠倉華堂　屋藤市　伊藤常春　松浦竹巖　飯村清司　日高翠泉　横濱名刑
◎笠倉正三郎　通木薫洲　挺屋藤市　通木薫洲　三好農場　名刑

一級

◎笠倉華堂　屋藤市　伊藤常春　松浦竹巖　飯村清司　日高翠泉　横濱名刑
◎芳宇田龍雲洲　近藤肇忍　花井細具正軒　水戸
◎舟越水　小林祐山　村上二洋　竹内雲鴻　金織玉仙　筑田中篁石　水戸
◎見川秋翠亭　大川蘆畔　豐翠　水戸

二級

◎笠倉正三郎　通木薫洲　挺屋藤市　通木薫洲　三好農場　名刑
◎花近藤肇忍　宇田龍雲洲　市川寅藏　細具正　井上忍　下川嵐堂　花軒　金刑
◎竹内雲洋　村上二鴻　田中篁石　筑水　金織玉仙　舟水　伊藤常春　廣島
◎安宅規　華江　地仙北　齊龍田杏邨　勝場三　花軒　松江
◎村上二鴻　田中篁石　筑水　金織玉仙　舟水　筑　松江
◎花近藤肇忍　宇田龍雲洲　市川寅藏　細具正　井上忍　下川嵐堂　花軒　金刑

三級

◎竹内雲洋　村上二鴻　田中篁石　筑水　金織玉仙　舟水　筑　松江
◎安宅規　華江　地仙北　齊龍田杏邨　勝場三　花軒　松江
◎華地仙北　齊龍田杏邨　勝場三　花軒　松江
◎齊龍田杏邨　勝場三　花軒　松江
◎豐翠亭　日高翠泉　松浦竹巖　飯村清司　諸戸翠堂　横名刑　朝鮮

四級

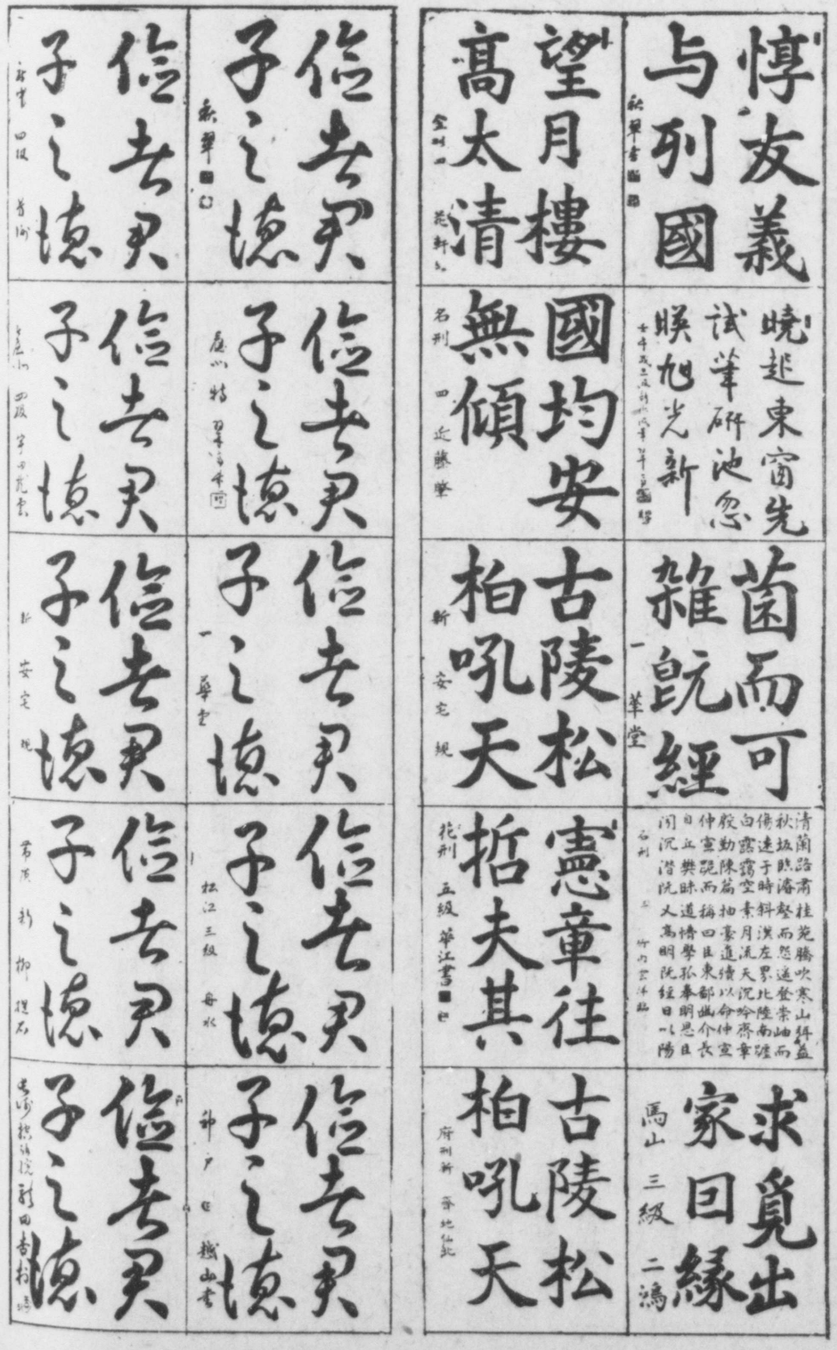
◎豐翠亭　日高翠泉　松浦竹巖　飯村清司　諸戸翠堂　横名刑　朝鮮
足助秋鶴　鈴木光造　鈴木光　渡邊辨藏　大木榮一　吉野兼教　長刑
吉野繁　西原昌國　豐翠亭　龍田杏邨　見川秋翠　宇田龍二　長刑
長谷川幅　條　臺北　長拘　水戸　北刑

五級

吉野繁　西原昌國　豐翠亭　龍田杏邨　見川秋翠　宇田龍二　長刑
長谷川幅　條　臺北　長拘　水戸　北刑
◎安宅規　華江　地仙北　齊龍田杏邨　勝場三　花軒　松江
◎花近藤肇忍　宇田龍雲洲　市川寅藏　細具正　井上忍　下川嵐堂　花軒　金刑

高等刑

高等刑　長拘　府刑　花刑　府中　五級　旅順　府中　臺北　金刑　府中　名刑　北刑　臺北　金刑　府中　名拘　三好農場　名刑　府中　名刑　横濱　小菅　一級　臺北　府中　名刑　横濱　馬山　三島　廣　二級　府中　名刑　横濱　馬山　三島　廣　三級　府中　名刑　横濱　馬山　三島　廣　四級　府中　名刑　横濱　馬山　三島　廣　五級　旅順　臺北　長刑　吉野繁　西原昌國　豐翠亭　龍田杏邨　見川秋翠　宇田龍二　長刑　長谷川幅　條　臺北　長拘　水戸　北刑　安宅規　華江　地仙北　齊龍田杏邨　勝場三　花軒　松江　近藤肇忍　宇田龍雲洲　市川寅藏　細具正　井上忍　下川嵐堂　花軒　金刑　花藤肇忍　宇田龍雲洲　市川寅藏　細具正　井上忍　下川嵐堂　花軒　金刑



審査概評

▲秋翠君、氣力充實、骨力を以て優る。▲翠亭君、良く纏めては居るが弱い。▲華堂君、雅潤、極めて佳妙。▲舟水君、堂々たり、これに骨力が出てゐるが少し重くるしい。▲秋翠君、俊技。▲翠亭君、氣分の勝れたる作品である。▲華堂君、堂々たり。▲雲洋君、筆に愼重、出品作品中の大作。▲二鴻君、寫經風の書體にて極めて佳妙。▲花軒君、すつきりとして感じのいゝ作品である。▲肇君、眞面目な點に於て他にまさる一層と練習せられたい。安宅君、剛快な作。▲華江君、筆に緩みなく極めて沈着。▲仙北君、清勁。

條幅

▲翠亭君、輕妙。▲杏邨君重厚な味賞すべし。▲秋翠君、二行目の如き字氣持上から書くべきであらう、しかし、幅としてよく整つてゐる。▲龍二君、謹嚴の作。

課題

剛者折柔則存。



第二十一回競書募集

一、課題　本號揭載手本揮毫のこと一人一枚。
一、隨意　臨書、自運何れにてもよろし一人一枚。
一、條幅　小畫仙半折大、書體隨意一人一枚。
一、締切　六月五日嚴守のこと。
一、發表　七月號本欄。
一、送先　東京市品川區西品川三ノ八三一高橋白鷗宛送付のこと。
一、注意　級位あるものは級位、所屬氏名、雅號等を明記すること。新に應募するものは級位は新とすること。

刑政第55巻第4号
矯正図書館



刑政俳壇

雪ふる選

題當季隨意
締切　毎月五日限
用紙　官私製葉書

神の松千々に照りつゝ笹鳴けり　宇都宮　高島筍雄
氷柱照り遠潮騒のなごみたる　同
雪解畑月ほのかなる暈まとふ　同
大峰に早雪かけて神無月　函館　船山船風
北邊の護りは固し眠る山　同
春晝や時報につゞく大戰果　同
梅茶屋の焚火のおきの火鉢かな　松江　川津天水
如月や寒さのひそむ物の影　同
梅の雨水輪の中に月のあり　同
スキー果て雪嶺月を掲げたる　松本　長田雀人
木々の雪珊瑚にも似て茜射す　同
雪厘に蔽れて野火の燃え進む　同
湯上りの厚化粧して凍てる夜に　滋賀　小澤月爛
金襴の匂ひめでたく春立つ日　同
暮近し鳰一つ浮く舟の蔭　同
寒林は靄に沈みき相わかる　滋賀　栗本豐齊
多空は澄み妹の目は潤へり　同
寒林のそよぎに妹と昏れてをり　同
手折らんと見上げ見下ろす梅の花　同
邊蔭に昔ながらの水仙花　金泉　大淵柳城
喪の國旗はためく家の梅白し　同
濤音の正しき日なり梅開く　名古屋　中澤双流
子の描ける多木は春のかげもてり　同
木兎の聲聞きしが妻の父逝けり　松本　市川紅東

添削實例

花裴

この夜頃亟てゝあるなり手燭石　汲甫

原句「今晩は亟てゝゐるなり手燭石」
「今晩は」といふやうな通俗語はなるべく避ける方がよい、俳句も詩である以上詩語の撰擇に心すべきである。

石打ちし火花めてたし鍬初め　多蛇子

原句「石に散る火花めでたし鍬初め」
「石に散る」は力弱し、「石打ちし」とすれば火花のほとばしる有樣が如實に想像される。

擬草網たるみそれにも氷柱して一線

原句「擬草網たるみ陣地の氷柱かな」
原句にては氷柱がどこに垂れてゐるのか分らない、擬草網に氷柱の垂れてゐるところに興趣はあるのである、陣地は無用の文字也。

客あれば渡しもすなり芽海苔舟素心

原句「客あれば渡舟ともなり芽海苔舟」
原句は舟を客觀的に見て一句をなして居るが加筆の方は事實を敍して居る、面白味は事實にあり。

水甕の桶に氷柱のさがりつゝ哉爾

原句「水甕の氷柱をさげて行きにけり」
原句は水甕が氷柱を手に提げて行つたといふのであらう、一寸意表に出てゐるが實際の見分に相違あるまい、事實は力強い、加筆の句は全然別のものになつて了つた。原句を活かすことにする。

明けやらぬまゝに吹雪の周防灘　利男

原句「明けやらぬまゝに吹雪たり周防灘」
原句の如き拮据な表現では景色が浮いて來ない。

合羽かけあるは砲車ぞ時雨汽車連天

原句「合羽かけあるは砲車よ時雨汽車」
「よ」は輕々し。

美しき永久の交り多の薔薇　耕人

原句「美しき吾が交りや多の薔薇」
永久の交りにこそ美しさはあるなれ、吾がはこの場合言はずもがな。

トンネルを出て早春の海明り　名古屋　設樂銀月
子の使麥笛吹いて戻りけり　同
待つたより今日もむなしく寒雀　鵜飼歌千代
嚴かに灯管のまゝ春の曉　宮城　志賀大弓子
老木にして罅しき鉢の梅　尾道　堤磯の子
春立つや子等遊び居る車庫の前　帶廣　柳提石
處女櫻嶺の水面に映え咲きて　小田原　本田花香
鶯の喜びに滿つ朝の聲　内田露寶
南進の希望に燃えて卒業す　大分　大木舟波
桃の花小雨のあとの日を受けて　武之氣
雛壇に兄の寫眞も飾られて　前橋　小林彦永
夕霞彼方に消えし鍬の列　群山　深見森都
温泉の輕き疲れや青き踏む　同　中西秋石
水甕に松竹梅や年用意　高松　三原いしろ
寒椿主じは急據東上す　同　鐵格子
この川に多き土橋や水馬　同　堀上北斗
梅活けて疊に朝日さしにけり　横濱　先崎寧芳
友どちに遲れ〳〵て春の泥　新義州　河原すゝむ
雪解水漏るが如くに軒落つる　同　青村
片枝の竹にもたれて老椿　府中　齊地仙北
白梅の花に反きて囚逐けり　名古屋　西川千秋
多の朝かすかに池の讃立ちて　三田麥村
梅林に遊ぶ白衣の勇士達　同　澤田梅園
紫苑伸びリックサックの人通る　滋賀　古市一樂
戰勝を祈る社頭や梅薫る　同　平川翠影
囚說く時飛雪鐵窓をうち鳴らす　同　杉浦絲昭
紅梅や御堂の甍苔むして　金泉　鈴木芳泉
雪とけの雫しとゞに軒めぐる　富山　栃折越人
春曉や川一筋に讃立ちて　姫路　杉原阜岳
雪解や宍道湖の水濁りたる　松江　金織玉仙
梅咲きて釋放の日を夢に見る　宇都宮　矢野光子
フレームの五色菫の葉の青き　小菅　朝倉孤道
學卒へて故山に祝ふ草の餅　千葉　澁谷信壽
麥踏や富士を拜みて始めけり　靜岡　鳳人
一入に雨のあとなる梅白し　和歌山　大橋南城
今しばし苦勞しのべよ雪の竹　松江　平儀野寶草
いざ徃かん武人の心梅の花　奈良　辻井正一
蛸壺に蛸の入らざる餘寒かな　奈良　一葉

冴ゆる夜の熔爐の火鳴り嚴かに　林雨

原句「冴ゆる夜の熔爐鳴り燃ゆ嚴かに」
火鳴りといふ方が火勢を感せしむるものがあつて、嚴かにが利いて來る。

盛鹽のしてある柴戸花八つ手　悅女

原句「盛鹽の柴戸がくれの花八つ手」
柴戸がくれの花八つ手といふと花八つ手が生彩を失つて了ふ、そこの柴戸には盛鹽がしてあつて花八つ手があたりを拂つて枝葉をはびこらせてゐる光景を想像して加筆した。句作に當つて事實に想像を加へて美化することは差支ないのである、詩情の躍動するところ事實に拘泥する必要はない。

千榮汁吾を知る母何も言はず一水

原句「千榮汁吾を知る故母不言」
原句は言葉窮せり、「何も言はず」は字餘りなれども却つて母の重もゝ〳〵しき沈默の表情を想像せしめる力がある、字餘りは好んで用ふべきものにあらざるも却てその爲に效果ある場合を知らねばならぬ。

雪の上に夜營のテント張り連ね水元

原句「雪の上に夜營のテント張り急ぐ」
この句の情景を現はす爲には「急ぐ」は意味をなさず。

監視する峰間の空を風花す　蔦堂

原句「監視する峰間を風花迫り來る」

夕冷の頃を鳴くなり川千鳥　瀟子

原句「夕冷の靜けさになく川瀨鳥」

クリスマススラヴの子等は貧しくも

原句「クリスマススラヴの子等の貧しげに」

寒月の退く如く雲がくれ法生

原句「寒月の反へりし如く雲に入る」

出支度をしてペーチカにつとあたり　あやめ

原句「出支度のペチカに炭もつぎ乍ら」

水に降る雪五位鷺を翔たしめぬ　玉雨

原句「水へ降る……」

夜伽してもどりしよりの風邪籠　耕人

原句「夜伽から……」



刑政歌壇

當季雜詠

締切　毎月五日限
用紙　葉書一葉三首

臼井大翼選

一

たゞよへる國かためなしたゞよへる民救ふなる此の大聖戰　金泉　鈴木芳泉

二

東天はやゝにしらみて鰯漁を起こせる動作ほのみえて來し　三重　勝島精一

三

春の雪火桶を寄せてもの縫へる我がおんはゝに蕎麥がきまるる　府中　井上忍

秀逸

大君に召され行く日のわれの手につなぐ子の手の汗ばみてをり　岡山　片山ひろし

雪あかり本よむ指の冷さに息ふきかけてページめくりぬ　松江　平儀野寳草

やまいくへ連なる空に雲湧けりおほみいくさはるかなるかな　神戸　仲矢たみ子

海の面に油の浮きて光れるをわが舟よぎりて更に進みぬ　小菅　朝倉長喜

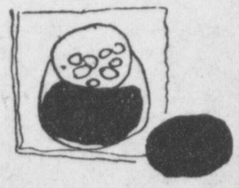
雪山にヂッと見入れる窓際の囚の思ひをおもひやるかな　名刑　三田麥村

刑務所の農地耕す囚の背に冬日のさししさまのやさしき

佳作

白木の墓標に朝の白み來て北門守る歩哨兵われは　弘前　奈良健藏

大君のみことかしこみ朧雲を拂はんいのち今日も空征く　八日市場　小川太一



碁の常識

負け方のはなし

どうすれば上達するでせうか、勝つにはどうしたらよいか等とはよくきくことだが、碁の負け方の傳授にあづかりたいとはたづねぬ樣である。碁は勝負ごと、勝ちさへすれば文句はあるまいと仰るかも知れぬ。御尤である、だが年中勝つてゐれば世話はないが其處がお說の通りの勝負ごとのことだから相手が勝てばこちらは負にきまつてゐる、其れ程勝ちたい碁に負けるとなると口惜しいやら殘念やらで、も一番と打てば打つ程に心緒怪しく亂れて支離滅裂、「もう君と打つのは御免だ」などと相手に罪をきせて當り散らすなんかはえてかゝるお說の人に多いらしい。お互に生れたからには千年萬年生きたからう、生者必滅いつかは死なねばならぬ。その死に臨んで取り亂すを凡夫といふ。碁を打つからには勝ちたからう、だが何れか一方が負けねばならぬ碁を打ちながら、負け碁に臨んであわてるをヘボ碁といふ。いづれも日頃の修業が足りぬからだ。と言ふ譯で碁に負けるにもどうして仲々骨の折れるものである。

由來わが國は往生際については殊の外やかましい國柄だ。勝つも負けるも時の運、戰利あらざれば潔よく死に場所を求めて散るのが櫻花と共に天晴なる最後とほめられる。碁の負け方も亦然り。

一局の碁には必ず勝負どころ(チャンス)がある。こゝではいくら長案しても差支へない。あらゆる精根をつくして戰ふ。若しそれ戰局我に利あらずしてそのまゝ推移せんか、敗勢遂に挽回し難しと觀取すれば、こゝで乾坤一擲の最後手段に訴ふべし。もともと無理を承知の强行手段のことなれば成功せぬのが當り前で、よつて潔よく投げる。これを中押の勝負といふ。所が萬が一にも(ヘボ碁にあつては屢々)この最後の無理が通つて勝敗が逆轉したとする。相撲でいへばうつちやりである。この時は假令勝つても「この碁はひろひました」と僥倖を素直に認めて恐縮するのが禮である。

大石頓死したら投げること位は大方の素人も心得て居るが、玄人の碁になるとどうしてもちがつたもので、中途で最後の結果を讀み切り數目或は一、二目の僅少な差であつても自分の敗は必至と觀取すればこの强行無理手段に出で、潔く投了することがある。坐しておめおめ敗れんより出でゝ死地を求むる玉碎的態度であつて、中押の勝負だからとて、決して棋士の恥辱とはされない。

然るにこの點が頗る素人間に誤解のある所で一般に投げ碁を大敗として恥と心得、或は十目の負より一目負を嬉しがる。一目でも十目でも百目でも負に二つのある道理がない。若しあるとすれば其の負け方にあつて、絶對に目數の差にあるのではない。一局の中で誰れが見ても勝つべき所がなかつた碁ならば結局一目の負であつても下の下である。いつのまにやら足りなくなつて勘定して見たら五目負けてゐたなんて碁はお噺にならぬ。中途で負を氣づいてもずるずる投げる機會を失つて遂に勘定せざるを得なかつたなんていふ碁は、死に後れた武士同樣ヒンシュクものである。所で一寸御注意を願ひたいのは中押勝とは十五目以上のことだとか、十目以上のことだとかよく素人の御高說を承ることがあるが、目數に拘らざること前述の通り、中途にして投げればすべて中押である。又ダメを詰めてから投げる者あり、勘定中途で投げる者あり、これらはみな論外である。ダメを詰めるのは計算に便なるが爲で其の前に碁は終つてゐるのだ。

それまでに投げる機會を失へばどんなにつらくても勘定して何目負とはつきりし、頭を下げるのが常法。これがつらいから負け碁は投げる機會を見出すのに苦心する譯である。勿論終局前ならばいつ投げてもかまわぬと言ふ譯にいかぬ、投げるべき時に投げざれば負けるにこした恥ありである。

序だが勝敗の目數を十目を單位とし一番の碁とか、二番の碁とか言はれる人があるが、これは賭け碁の一種目碁の計算法から來たもので、うつかり眞似て用ふるとお里が疑はれるから御注意のこと。また、負け碁については愚痴、くり言の類は一切無用、但しうまく打たれて負かされた時は綺麗にやられましたと相手をほめるは餘裕あつてよろし。かくて負けて悔なき碁の味を知り、勝つても氣のすゝまぬ味を覺え、目前の勝敗のみに拘泥する境地を脫し得れば腕前の强弱は別として先づ本ものにちかい。

（をあな生）



宮城野に春は立ちけり若菜ぐさたもとかかげて摘む妹もがな　宮城　志賀童

常盤木の葉ずれさやかに陽のみちて春ひらけ行く城山の朝　三次　宮ゆり

地下三百尺石剪る音のかそかにすこの邑富ます大谷石かも　宇都宮　高島政夫

君が代はみなみの嶋のはてまでも御稜威かゞやく世とぞなれりける　札幌　來生忠次

熱やゝに下りてゆくらし唇にみかんの冷えの快きかな　三次　さくら

大東亞戰爭以來の感激に兩手ふるひて國旗立つる朝　弘前　奈良健藏

ゆくりなく善き人々に勵まされ朗らかに生くこの頃の吾　宮津　中田綾子

春淺き櫻の枝の下をゆく乙女の姿みるはすがしき　名古屋　西川千秋

戰場に行けぬ乙女のわが身なりせめて送らむ出で征く兵を　宇刑　かり

暖かき春陽は庭にあふれゐて金柑の實の黃金に輝く　東拘　小倉利登

同じくは第一線ぞ花々し後方勤務の我ちとさびし　奈良　辻井正一

星港の陷落せしを聞きし子等萬歲叫び室躍り跳ぬ　帶廣　柳正道

海見ゆる松原の中の一つ家に煙り昇りて芋燒くらし　小田原　内田露寶

樂しみは財の豐かに身は强く親子揃うて暮らす時なり　北海道　内大久保榮藏

朝あけて眞白き庭の雪を見つ安寢せし身の幸を謝す　八日市場　小川太一

泣きながら歸り行く子の影さむく宵の明星一つ光れり　松江　金織玉仙

氷塊のぶつゝかりつつ流れ行く氷河に映えて夕陽が赤し　蒙古　野村愛村

春の宵吾が掌中の月刊を妻と伜の奪ひ合ひ見る　前橋　小林彦義

もののふの大和心の一徹は新嘉坡も物のかずかは　黃海道　内大久保榮藏

刑政第55巻第4号
矯正図書館

「日本國家學大系」第六卷

孫田秀春監修

本書は日本國家學大系中の法律學の一部として編輯されたもの。山崎博士は「大日本帝國憲法の神髓」、大谷博士は「ナチス憲法の特質」、俵教授は「ファシズム憲法の特質」、杉村教授は「現代行政法の基礎理論」、小野博士は「日本刑法學序說」、安原判事は「現代刑事法の基礎理論」、齋藤博士は「現代訴訟法の理論」、宮崎教授は「全體主義民事訴訟法理論」を執筆され、前後八篇に亘つてゐる。孰れも日本法學樹立の立論のために書かれたのであるが、比較法的な意味合ひもあつてか、標題に見られる如きナチス及びファシズムの憲法理論に關するもの、その他のヨーロッパ法理も論ぜられてゐる。

—A5四八二頁、三圓半、實業之日本社

權利能力論

エールリッヒ著　川島武宜外譯

本書においては權利能力が單に抽象的觀念的なるものとして取扱はれずに、社會的に實證的に取扱はれてゐるところにその特徴がある。卽ち、人間社會の進化において人格が如何に法律的に發達して來たかを叙述されてゐるのである。譯者は原著に對して十分の理解と同情を以て忠實に飜譯され、行文また極めて流麗である。卷頭に譯者の一人として川島教授の解題があり、その中に原著者の方法的態度と原著の現代における學的意義が闡明されてゐる。目次、一、權利能力の概念、二、權利能力の經濟的基礎、三、制限權利能力の經濟的基礎、四、舊秩序の崩壞、五、近代の發展。この目次に依つても、權利能力を中心にした社會學的に考察した法律の發展史であることが分る。特に著者の意圖を明瞭に現してゐるのは第一章「權利能力の意義」であつて、そこには、ドイツの法律書に通常期待されるところの、かの論理的に正確な、そしてまた乾燥し形式化した概念規定は見出されないで、われわれは直ちに法社會學的な事實の中にはいつて行くのである。因みに本書の訂正增補を爲されたものである。因みに著者は大審院判事の現職にある人なれば刑事實務參考書としての價値は大である。



—A5版六一八頁、四圓半、松華堂

新警察防犯策

南波杢三郎著

防犯策に關して著者の科學的勞作は既に二、三に止まらない。本著は著者の澁蓄を傾けた勞作といふのではなく、興味深く讀ませながら社會的教育の眼目を持つて書かれたものと思ふ。しかし、かやうな形式を逐ひながら著者の眞摯な學者的態度は隨處に發散してゐる。著者自ら此の本を警察的刑事政策の通俗本と稱してゐられるが、しかも、多方面な大衆的素材を取扱はれつゝ、犯罪學に關する貴重な資料を此の本に得ることが出來るのである。これは著者の獨擅場として敢て推賞に値ひするものである。

—B6二七七頁、一圓八十錢、松華堂

檢察と司法警察

出射義夫著

曾て司法警察官吏の教育訓練の實務に携はられた著者が檢察と警察精神とについて發表された論文と隨想とを蒐めたもの。第一部が論文、第二部が隨想となつてゐる。第一部には「新しき檢察道」「檢察の現狀に對する反省すべき諸點」をはじめ、竇來の檢察理論が批判されて居り、第二部には若干の檢察隨想が收められてゐる。

—B6二七七頁、一圓八十錢、松華堂

日米外交白書

林秀著

本書の價値は、外務省調査部長田尻愛義氏が本書の卷頭に寄せられた序文の一節「若し讀著が、民間の一外交評論家がよくも斯くまで精細に日米交涉の經過を研究されたものだと感ぜられるならば、予も全くそれと同感の意を表するに躊躇するものではない。予はその異常な努力に驚嘆すると同時に、努力の恐しさをも併せて感じた次第である。日本は今國を擧げての曠古の聖戰を戰ひつゝある。前途に如何なる困難があらうとも斷じてこれを克服し、闘ひ拔かねばならぬ。予は、日米交涉に於ける日本外交の道義的精神を回想する時溯きたつ感激と情熱をもつて、最後の勝利の獲得へ奮ひ起たざるを得ない。この本の讀者に與へる感銘も亦、凡そ斯の如きものであらうと信ずる。一億同胞諸氏にこの本の御一讀をお薦めする所以である。」といふ言葉につきるのである。因みに著者は日本青年外交協會の幹部として本誌のためにも、先月號、本月號において見られる通り、恰當な時事外交講話を戴いてゐる。

—B6三〇〇頁、一圓七十錢、日本青年外交協會出版部

戰爭經濟の理論

中山伊知郎著

本書は總力戰下に於ける戰爭と經濟との關係を論ずる場合、何人も無視することを得ない基本的條件を、著者の把握する經濟理論を以て分析解剖しつつ、戰爭經濟の構想を祖述したものである。方法論的思考を以て首尾一貫してゐる本書から、戰時經濟の具體的事實を明確にすることは出來ないけれども、さうした個々の現象の起伏の背後には、自己を貫徹する論理の存在が認識されるのである。學界に定評ある行文の流麗と、體系的整美は錦上更に花を添へてゐる。

—A5三〇〇頁、二圓八十錢、日本評論社

名ごりのゆめ

今泉みね著

著者は幕府の蘭醫桂川周甫の娘、安政二年生れ、明治六年佐賀藩士今泉利春と結婚、昭和十二年歿。本書は全文なごやかな親しみ易い筆致で書かれてゐる。たゞ單に維新史や蘭學研究者に近世文化の側面史として、史料を提供するのみでなく、一般國民に對しても、所謂趣味書として豐かな感情を與へる。

—B6三二四頁、二圓半、長崎書店

ソヴエート通信

丸山政男著

本書は前後六節より成り、一、ロシヤ人の國民性、二、ソ聯政治・經濟生活の斷面、三、モスクワ市民生活、四古きモスクワ、新しきモスクワ、五、ソ聯風俗等、六節ではソ聯各地の紀行が取扱はれ、それらの實相が極めて寫實的に把握されてゐる。因みに著者は滯ソ數年に及び朝日新聞記者、その文章の流麗なのは、既に定評のあるところ。ソ聯關係書として文部省の推薦となつたのは本書だけである。

—B6四一五頁、二圓六十錢、羽田書店

刑務官異動（一）

二月二十七日

願免　保險技師　吹田有規也（岡山）
兼任司法屬　看守長　伊東正一（豐多摩）
任看守長（豐多摩）六級　吉田益雄

三月七日

免兼（鳥）五級　司法屬兼看守長　鵜村寛（行刑局）
東京拘　看守長　山本實（岡崎少）
栃木支所長　同　小鮒房吉（前橋）
前橋　同　村田耕作（函館）
名古屋拘　同　高木初二（岐阜）
岐阜　同　竹本嘉七郎（福井支）
岩國少年　同　元田尚文（富山支）
京都拘　同　中村保（岩國少）
新潟　同　山内永七（滋賀）
任看守長（岩國少）六三　副看守長　酒井實（長崎）
任看守長（静岡）七級　裁判所書記　濱田春太郎（大審院檢事局）
任看守長（岡崎少）五七　看守長　安宅規（府中）
任看守長（函館）九級　同　富永鶴吉（三重）
任看守長（帯廣少）五七　同　川尻四郎（新潟）

三月九日

任矯正院書記（仙臺少年院）七〇　看守長　照井明次郎（福島支）

三月十日

大阪拘　保健技師　荒木榮吉（高松）

三月十三日

横濱檢長崎　保健技師　松岡修一（長崎）
横濱檢大阪　教誨師　藤木康俊（大阪）
横濱檢例木支　看守長　有馬奈翁嗣（例木支）
同　泉愛之進（名古屋）
兼任看守長（行刑局、横濱）　司法屬　松本貞男（行刑局）
願免　教誨師　楠原堯照（宮城）
同　楠顯逸（水戸）

刑政第55巻第4号
矯正図書館

監獄法新舊比照 (一)

田中茂雄

凡例

本稿に收錄せるものは明治五年監獄則、明治十四年改正監獄則、明治二十二年監獄則にして、現行監獄法と比照せしむる爲、現行法令の各條下に關係舊條文を網羅せり。

一　略字解左の如し

明治五年監獄則—「明五」

明治十四年改正監獄則—「明一四」

明治二十二年監獄則—「明二二」

現行監獄法—「法」

第一章　總則

法第一條　監獄ハ之ヲ左ノ四種トス

一、懲役監　懲役ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

二、禁錮監　禁錮ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

三、拘留場　拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

四、拘置監　未決者ノ監

監獄ノ制及ヒ運動場ヲ置ク等他ノ獄舍ニ異ラス只未決者ハ已決者ト相交ルヲ禁スルノミ

凡浴場、炊所、厠圊所等ノ制ハ一小屋ヲ運動場中ニ建テ內ニ煉化石ヲ疊ミ壁ヲ築キ以テ中分ノ界トス其一半ヲ炊所トシ餘ノ一半又之ヲ分チ二トス一ヲ浴場トシ一ヲ厠圊トス（凡牧夫ハ未決者ヲ組ニ編制シ又分チ數ヲ組ニ編制シ又）

明五興造第二條　未決者ノ監

監獄ノ制及ヒ運動場ヲ置ク等他ノ獄舍ニ異ラス只未決者ハ已決者ト相交ルヲ禁スルノミ

凡浴場、炊所、厠圊所等ノ制ハ一小屋ヲ運動場中ニ建テ內ニ煉化石ヲ疊ミ壁ヲ築キ以テ中分ノ界トス其一半ヲ炊所トシ餘ノ一半又之ヲ分チ二トス一ヲ浴場トシ一ヲ厠圊トス（凡牧夫ハ未決者ヲ組ニ編制シ又分チ數ヲ組ニ編制シ又）

別ニ浴場ヲ設ルモ可ナリ炊所、浴場共ニ煉化石ヲ以テ之ヲ製スヘシ（火災ヲ戒ムル故ナリ）

食堂ハ別ニ之ヲ設ク若シ別ニ之ヲ設ケサレハ之ヲ運動場中ニ食セシムルモ亦可ナリ雨日ニハ之ヲ獄舍ノ簷下ニ食セシムルヲ便宜トス

興造第三條　已決者ノ監

役囚懲役場ニ出テ工ニ服スル者ハ嚴ニ其疆域ヲ區別シ未決者ト往來混淆スルヲ聽サス

已決者ノ監制ハ未決者ノ監ト異ナル無シ但暗室一二ヲ每層ノ旁ニ造テ獄法ニ違ヒ或ハ佯テ疾病ト稱スルモノヲ懲ス暗室中ニ鐵網孔ヲ穿チ空氣ヲ通シテ光線ヲ通セス

興造第十條　懲治監

此監亦界區ヲ別チ他監ト往來セシメス罪囚ヲ遇スル他監ニ比レハス稍寬ナルヘシ二十歲以下懲役滿期ニ至リ、惡心未タ悛ラサル者或ハ貧窮營生ノ計ナク再ヒ惡意ヲ狹ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇諭シテ長ク此監ニ留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシム（二十一歲以上ト雖モ逆意殺心ヲ挾ム者ハ獄司ヨリ裁判官ニ告ケ倘此監ニ留ム平民其子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入ンコトヲ請フモノハ之ヲ聽ス）

凡輕囚ヲシテ書籍ヲ習讀シ工業ヲ練熟セシメ能ク艱苦ヲ忍ヒ改心シ以テ才藝ヲ成スモノハ拔擢シテ監獄ノ下吏トスルヲ聽ス

平民罪ヲ犯シ贖罪スヘキ者無力ニシテ情實贖スルコト能ハサルモノノ實決シテ懲役スル如キハ皆此監ニ入ル

脫籍無產復籍シカタキ者本刑懲役ノ限滿チシ後ハ皆此監ニ移シ罪囚ト區別シ工藝ヲ習慣セシメ獨立活計ノ目途ヲ立然ル後本人望ミノ地ヘ入籍セシム（工藝ニ關係スレハ他囚第一等ノ工藝法ニ從フ）

明一四第一條　監獄ヲ別チテ左ノ六種ニ爲ス

一、留置場　裁判所及ヒ警察署ニ屬スルモノニシテ未決者ヲ一時拘留スルノ所トス但時宜ニ由リ拘留ノ刑ニ處セラレタル者ヲ拘留スルコトヲ得

二、監倉　未決者ヲ拘禁スル所トス

三、懲治場　懲治人ヲ懲治スル所トス

四、拘留場　拘留ノ刑ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

五、懲役場　懲役ノ刑及ヒ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

六、集治監　徒刑、流刑及ヒ禁獄ノ刑ニ處セラレタル者ヲ集治スル所トス北海道ニ在ル本監ハ徒刑、流刑ニ處セラレタル者ヲ集治ス

明二二第一條　監獄ヲ別テ左ノ六種トス

一、集治監　徒刑、流刑及ヒ舊法懲役終身ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

二、假留監　徒刑、流刑ニ處セラレタル者ヲ集治監ニ發遣スル迄拘禁スル所トス

三、地方監獄　拘留、禁錮、禁獄、懲役ニ處セラレタル者及ヒ婦女ニシテ徒刑ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

四、拘置監　刑事被告人ヲ拘禁スル所トス

五、留置場　刑事被告人ヲ一時留置スル所トス但警察署內ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フルモノ及ヒ拘留ニ處セラレタル者ヲ拘留スルコトヲ得

六、懲治場　不論罪ニ係ル幼者及瘖瘂者ヲ懲治スル所トス

法第二條　二月以上ノ懲役ニ處セラレタル十八歲未滿ノ者ハ特ニ設ケ

タル監獄又ハ監獄內ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ拘禁ス

前項ノ規定ニ依ル者ハ滿二十歲ニ至ルマテ又滿二十歲ニ至リタル後三月內ニ刑期終了ス可キ者ハ其殘刑期間仍ホ繼續シテ之ヲ拘禁スルコトヲ得心身發育ノ狀況ニ因リ必要ト認ムル者ハ前二項ノ適用ニ付キ年齡ニ拘ハラサルコトヲ得

明五興造第十條　懲治監

此監亦界區ヲ別チ他監ト往來セシメス罪囚ヲ遇スル他監ニ比スレハ稍寬ナルヘシ以下略（前揭）

明一四第十六條　已決囚ハ各刑名ニ從テ其監房ヲ別異シ又其中ニ就テ左ニ記載シタル者ヲ別異ス

一、十六歲未滿ノ者ト滿十六歲以上ノモノ

二、滿十六歲以上二十歲未滿ニシテ再犯以上ノ者ト同上ノ年齡ニシテ初犯ノ者

三、初犯ノ者ト再犯以上ノ者

第十八條　放資不良ノ者ヲ懲治場ニ入レ矯正歸善セシメント其尊屬親ヨリ願出ルトキハ第二十條第一項ノ例ニ照シテ處分スヘシ矯正歸善ノ爲メ懲治場ニ入ルヘキ者ノ年齡ハ滿八歲以上滿二十歲以下ヲ限トス

明二二第十一條　囚人ハ各罪質ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス

一、滿十二歲以上十六歲未滿ノ者

二、滿十六歲以上二十歲未滿ノ者

三、滿二十歲以上ノ者

四、滿十六歲以上二十歲未滿再犯ノ者

五、滿二十歲以上再犯ノ者

第十二條　懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其監房ヲ別異ス

一、滿八歲以上十六歲未滿ノ者

二、滿十六歲以上二十歲未滿ノ者

三、滿二十歲以上ノ者

法第三條　監獄ニ男監及女監ヲ設ケ之ヲ分隔ス

懲役監、禁錮監、拘留場及ヒ拘置監ノ同一區劃內ニ在ルモノハ之ヲ分界ス

明五興造第八條　女監

女監ハ建築ヲ別ニシ男監ト相接セス其往來ヲ峻拒ス懲役場、運動場厠場、浴場、炊場等ノ如モ亦他監ト同クセス

明一四第三十六條　留置場、監倉、懲治場、拘留場、懲役場ハ每府縣ニ置キ集治監ハ適當ノ地ニ之ヲ置クモノトス

留置場、監倉、懲治場、拘留場、懲役場ノ一區畫內ニ在ルモノハ墻壁ヲ以テ之ヲ區畫スヘシ

第三十七條　未決監、已決監及ヒ懲治場ハ男監、女監ノ別ヲ嚴劃スヘシ甲ノ監房ニ在ル者ト乙ノ監房ニ在ル者ト彼是交談シ又ハ物件ヲ交遞スルノ便ヲ得サラシムヘシ各監房ノ鑰匙ハ其製式ヲ同クシ甲乙適用スルヲ要ス

第十五條　凡ソ監獄ハ男監女監ノ別ヲ嚴隔スヘシ

明二二第十四條　地方監獄、拘置監懲役場ノ一區畫內ニ在ルモノハ墻

法第四條　主務大臣ハ少クトモ二年每ニ一回官吏ヲシテ監獄ヲ巡閱セシム可シ

判事及ヒ檢事ハ監獄ヲ巡閱スルコトヲ得

明五雜則　（前略）獄中ノ官署ニ巡視簿ヲ置ク司法官員每月再三次獄中ヲ巡視シ所存アレハ之ヲ簿ニ記シ獄司ト論辯ス其情實ヲ詳ニシテ之ヲ長官ニ呈ス（以下略）

明一四第五條　內務卿ハ每年其所屬官吏ヲシテ各監獄ヲ巡閱セシムヘ

刑政第55巻第4号
矯正図書館

シ警視總監、府知事、縣令ハ毎年三四次所轄ノ監獄ヲ巡閲スヘシ裁判官、檢察官ハ時々其裁判所ニ屬スル監獄ヲ巡閲スヘシ府縣會議員ハ臨時其府縣監獄ヲ巡視スルコトヲ得

明二二第四條 内務大臣ハ隨時監獄巡閲官ヲシテ各監獄ヲ巡閲セシムヘシ警視總監、北海道廳長官、府縣知事（東京府ヲ除ク）ハ毎年少クトモ一回所轄ノ監獄ヲ巡閲スヘシ

裁判官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル拘置監ヲ巡視スヘシ檢察官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル監獄ヲ巡視スヘシ

第五條 府縣會議員ハ臨時其府縣所轄ノ監獄ヲ巡視スルコトヲ得

法第五條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其他正當ノ理由アリト認ムル場合ニ限リ命ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

法第六條 本法ニ依リ沒入シ又ハ國庫ニ歸屬シタル物ハ之ヲ監獄慈惠ノ用ニ充ツ

法第七條 在監者監獄ノ處置ニ對シ不服アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ巡閲官吏ニ情願ヲ爲スコトヲ得

明一四第七條 在監人ヨリ司獄官吏ノ處置ニ對シ若シ情苦ヲ訴ヘントスルトキハ第五條第一項第二項ニ記載シタル官吏巡閲ノ際封書又ハ口述ヲ以テ申告スルコトヲ得

明二二第五十條 囚人、懲治人及刑事被告人司獄官吏ノ處置ニ對シ情苦ヲ訴ヘントスルトキハ第四條ニ記載シタル官吏巡閲ノ際封書又ハ口述ヲ以テ申告スルコトヲ得

法第八條 勞役場ハ之ヲ監獄ニ附設ス前五條ノ規定ハ之ヲ勞役場ニ準用ス

刑法第十八條參照

明一三刑法第二十七條 罰金ハ裁判確定ノ日ヨリ一月内ニ納定セシム若シ納定セサル者ハ一圓ヲ一日ニ折算シ之ヲ輕禁錮ニ換フ其ノ一日ニ滿タサル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

罰金ヲ禁錮ニ換フル者ハ更ニ裁判ヲ用ヒス檢察官ノ求ニ因リ裁判官之ヲ命ス但禁錮ノ期限ハ二年ヲ過クルコトヲ得ス

若シ禁錮限内罰金ヲ納メタル時ハ其經過シタル日數ヲ控除シテ禁錮ヲ免ス親族其他ノ者代テ罰金ヲ納メタルモ亦同シ

法第九條 本法中別段ノ規定アルモノヲ除ク外刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

法第十條 本法ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ之ヲ適用セス

明一四第四條 此獄則ハ特ニ陸海軍ノ獄則ヲ以テ處スヘキモノニ適用スルコトヲ得ス

明二二第五十二條 此規則ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ適用セサルモノトス

現行監獄法に該當條文なきもの

明五

緒言

獄トハ何ソ罪人ヲ禁錮シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ

獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ殘虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス刑ヲ用ルハ已ヲ得サルニ出ツ國ノ爲メニ害ヲ除ク所以ナリ獄司獄丁ハ此意ヲ體シ罪囚ヲ過ス可シ

綱領

獄ニ七大綱アリ曰興造、曰繫獄、曰懲役、曰疾病附死亡、曰處刑、曰官員、曰雜則其詳ナルコトハ條目ニ悉ス

興造第一條 規模

監獄ハ市街ヲ隔テタル空閑高燥ノ地ヲトシ其區域ヲ大ニスヘシ圖式ニ見ユル所ノ各遊園中縱横ノ小徑ニ砂石ヲ布キ左右ノ餘地ニ藤草及美花佳實アルノ草木ヲ雜植シ罪囚ヲシテ心神ヲ怡ハシ新鮮ノ氣ヲ吸入セシメ且販賣ノ一利ト爲ス（各舍ノ位置構造方法ハ圖式第一號及ヒ附圖ニ見ユ）

凡監獄ヲ構造スルニ其制都鄙大小ノ別アリト雖モ皆石造スヘシ若シ其地石ニ乏ケレハ煉火石ヲ代用ス只其制ノ堅牢ナランヲ要ス隅角房口子門ノ左右上下等ハ必ス石ヲ用フヘシ櫺格ノ如キハ鍊鐵ヲ用フ

守卒看守所ノ制ハ圓形室ヲ獄舍四通ノ中央ニ設ケ一目洞視シテ障蔽ノ弊無ラシム此レ守卒ヲ省減スルノ法ナリ詳ニ圖ニ悉ス

四周墻屏ノ制悉ク石造スヘシ或ハ煉化石ヲ代用ス高サ三四間内外近邊ニ竹樹等ノ攀援スヘキ者ナキヲ要ス墻頂或ハ圓形或ハ三角稜ニ作ル其上ニ破裂ノ纔片ヲ布植シ監越スヘカラサラシム（纔片ヲ植ル法三和土ヲ用フ三和土ハ土好ノ石灰一分糠化石未一分河砂ニ分又一方ニ土好ノ石灰ト赤土或ハ河砂ト等分ニ塡埴シテ之ヲ用フ）

獄ノ内外渾テ汚物ナキヲ要ス先ツ土地ノ高低ヲ量リ各處水道ヲ穿チ能ク潦水ヲ疎通シ每舍ノ雨霤及ヒ日用ノ水渚ヲ送テ遠地ニ致シ周墻外ト雖トモ死水ノ溝渠ヲ置クヘカラス（水道ヲ作ルノ法石灰或ハ煉化石ヲ用フ三和土ヲ以テ其特殊ノ塗ル）

獄舍ノ制ハ樓二層若クハ三層ナルヘシ每層ノ中央ニ各降ノ梯階ヲ設ケ左右數十房ヲ區別シ一房一囚ヲ法トス然レトモ已ヲ得サレハ一房五人ヲ容ルヽモノハ之ニ準シ擠酌スヘシ

二層三層ノ床ハ堅牢ノ板ヲ用フ最下ハ土床ニシテ石或ハ煉化石ヲ用ヒ三和土ヲ堅塡シテ塡實スヘシ（一人以上容數ヲ用ヒテ偶數ヲ用ス其關養ノコト有ル時ヲ防クナリ）

凡衆犯晝ハ出シテ各工役ニ就ケ日暮ハ各其房ニ入レ閉鎖ス每房容ル者ハ只臥具ト大中小ノ三桶トノミ

一、獄　司　一名
一、副　司　一名
一、書　記　三名
一、醫　師　三名
一、教　師　男　適宜
　　女　適宜
一、丁　長　同上
一、女監長　一名
一、守　卒　適宜
一、授業師　男　同上
　　女　同上
一、獄　丁　同上
一、下　男　同上

教師以上ヲ判任トシ丁長以下ハ獄司之ヲ選ヒ其管轄廳ノ許シヲ得テ之ヲ命ス

獄司疾病事故アレハ副司其事ヲ代理ス

醫員ハ内外科各一名調藥者一名

役囚ノ休日亦官員ノ休日ニ同シ當日第八字ヨリ十二字ニ至ル教師ノ講義アリ總囚ヲシテ聽聞セシム

丁長ハ五丁ノ長タリ一丁十四ヲ管ス之ヲ一連ト名ク

女監ノ長ハ尼及ヒ寡婦ノ行誼アル者ヲ選フ

女監ハ其長ノ許シニ非レハ獄司ト雖トモ濫入スルヲ得ス

守卒ハ晝夜監内ヲ監護シ炊夫掃夫等總テ犯人ノ使用スル者ヲ指揮ス

授業師ハ各工ノ練達スルモノヲ傭フ

（大概ハ優器ニシテ遠アリ以テ惡臭ヲ防ク中稍ハ水ヲ盛ル以テ飲料ニ供ス小稍ハ嘯器俗朝之ヲ出シテ自ラ其汚穢ヲ　他物ヲ入ルヽコトヲ許サス）

三稍渠渣方圓式
第二號ニ見ユ

興造第四條 食堂

食堂ハ每獄ノ下層ニ設ク長飯案及ヒ長椅子ヲ置ク役囚ヲシテ會食セシム若シ其食堂ナキモノハ之ヲ運動工役場中ニ食セシム若シ犯人ノ混淆ヲ忌ムモノハ食堂ヲ異ニス

（附錄）炊室ハ前門ト中門トノ間ニ設ク守兵所ト相對ス兩舍共ニ玻瓈障ヲ用ヒ守兵ノ坐シテ炊夫ノ動作ヲ洞視シ失火ヲ警メ不法ヲ監督スルニ便ニシ別ニ守兵ヲ置ノ費ヲ省ク但炊夫ハ役囚ヲ用フ故ニ一獄丁ヲシテ日ニ炊室ニ在テ之ヲ監視セシム

前門ヨリ中門ニ至ルノ間若干間アリ右ヲ獄司ノ宅ト爲シ次ヲ炊室トシ左ヲ副司ノ宅ト爲シ次ヲ守兵所ト爲ス

興造第十二條 官署

官署ハ中門内ニ設ケ囚人ノ出入必ス其舍前ヲ過ルヲ要ス其廣狹ノ如キハ適宜ニシテ可ナリ

獄司以下每日出席シテ事ヲ執ル退出ノ後ハ書記官及醫各一名輪番宿直ス

官員 附守兵傭人

（授業師ハ私ニ犯人ト談話シ且犯人ノ請托ヲ受ケ他人ノ贈答ヲ致スマシキノ由ヲ證書シ保人ノ押印ヲ具シ獄司ニ納ム其給金之ヲ世間ノ傭錢ニ比スレハ優ナリ人ノ好マサル所ナルヲ以テナリ

獄丁ハ皆ナ傭夫ニシテ上中下ノ三等ニ分ツ役囚ヲ指揮スルニ鐵杖ヲ用フ

下男ハ獄署ノ雜事及ヒ他廳ヘ往復等ニ使用ス

守兵ハ地方官ヨリ之ヲ出ス晝夜更番警衛ス表門外二名各工場一名各獄舍ノ門一名監外ノ四隅各一名トス但監獄ノ大小ニ從ヒ適宜ニ之ヲ增減ス

但監獄警衛ノ間ハ獄司ノ指揮ニ從ハシム

外人來ルモノアレハ門外ノ守兵其姓名及ヒ來意ヲ問ヒ繩鈴ヲ鳴シ獄丁ヲ呼ヒ之ヲ案内セシム

死刑申渡シ決放ニ至ルマテ守兵之ヲ看護ス

出火及ヒ非常ノ節ハ守兵ヲ增ス但豫メ近傍ノ屯所ノ隊長ト約定スヘシ守兵ハ犯人ト接話スルヲ禁ス

明一四第二條

刑政第55巻第4号
矯正図書館

監獄ハ内務卿ノ管轄ニ屬ス但陸海軍ノ管轄ニ屬スルモノハ此限ニ在ラス

第三條 集治監ハ内務卿之ヲ直轄ス留置場、監倉、懲治場、拘留場、懲役場ハ警視總監又ハ府知事（東京府ヲ除ク）縣令之ヲ管理ス

第六條 在監人ト稱スルハ未決已決ノ者及ヒ第十九條第三十條ニ記載シタル者ヲ云フ

明一二第二條 監獄ハ内務大臣ノ監督ニ屬ス

第三條 集治監（北海道ニ在ルモノヲ除ク）及拘留監ハ内務大臣之ヲ管理シ其他ノ監獄ハ警視總監、北海道廳長官、府縣知事（東京府ヲ除ク）之ヲ管理ス

第五十一條 此規則ヲ施行スル方法細則ハ内務大臣之ヲ定ム

第二章 收容

法第十一條 新ニ入監スル者アルトキハ令狀又ハ判決書及ヒ執行指揮書其他適法ノ文書ヲ査閲シタル後入監セシム可シ

明五興造第十條 懲治監（第二項以下）

二十歳以下懲役滿期ニ至リ惡心未タ悛ラサル者或ハ貧窶營生ノ計ナク再ヒ惡意ヲ挾ムニ嫁アルモノハ獄司之ヲ懇諭シテ長ク此監ニ留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシム（二十一歳以上ト雖モ速意殺心ヲ挾ム者ハ獄司ヨリ裁判官ニ告ケ尚此監ニ留ム）

平民其子弟ノ不良ヲ愛フルモノアリ此監ニ入ンコトヲ請フモノハ之ヲ聽ス

……略

平民罪ヲ犯シ贖罪スヘキ者無力ニシテ情實贖スルコト能ハサルモノ實決シテ懲役スル如キハ皆此監ニ入ル

脫籍無產復籍シカタキ者本刑懲役ノ限滿チシ後ハ皆此監ニ移シ罪囚ト區別シ工藝ヲ習慣セシメ獨立活計ノ目途ヲ立然ル後本人望ミノ地ヘ入籍セシム以下略

雜則中（第三項以下） 始テ入獄ノ者ハ裁判官ヨリ其鄉貫姓名及ヒ罪犯ノ見込ヲ記シテ獄官ニ送ル獄官更ニ其鄉貫姓名ヲ本犯ニ證シテ之ヲ囚籍ニ記シ次ニ其肥瘠長短及ヒ重量ヲ記ス黑子瘢痕アレハ亦之ヲ記ス再犯及ヒ准流以上其他兇頑ノ者ハ更ニ其寫眞圖ヲ取リ置クヘシ次ニ其衣服ヲ檢査シ懲物アレハ之ヲ領置ス未決者ハ再ヒ其衣服ヲ着セシメ已決者ハ之ヲ領置シテ獄衣ヲ着セシム

（中略）

罪已ニ決シ役場ニ入ル者ハ裁判官ヨリ處決ノ證書ヲ獄署ニ送ル其式左ノ如シ

略……

獄官證書ヲ照シテ役場ニ入ル、コト法ノ如クス但限滿テ之ヲ放免スルハ獄司ノ專任タリ獄官證書ニ就テ役囚ノ年月ヲ算シ滿期其年内ニ在レハ之ヲ早見箱ニ入ル若シ後年ニ在ル者ハ之ヲ別箱ニ藏貯ス（中略）

未決者入獄ノ節初犯若クハ再三犯ヲ糺スハ獄吏ノ專任タリ若シ再三犯ナレハ之ヲ裁判所ニ告ク初犯ノ者ト獄ヲ同居セシメス其惡事ヲ誘導スルヲ恐レテナリ以下略

明一四第十條 新ニ入監スル者アルトキハ典獄先ツ拘引狀、拘留狀收監狀又ハ處刑宣告書等ノ文書ヲ查閲シテ之ヲ領シ其領收證ヲ引致シ來リタル者ニ交付シタル後入監セシムヘシ其文書ナクシテ引致セラレタル者ヲ入監セシムルコトヲ得ス

法第十二條 新ニ入監スル婦女其子ヲ携帶センコトヲ請フトキハ必要ト認ムル場合ニ限リ滿一歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得

監獄ニ就テ分娩シタル子ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル

明一四第十一條 入監ノ婦女乳兒（三歳未滿）ヲ携帶セント請フ者アルトキハ之ヲ許ス

明二二第七條 在監ノ婦女其子ヲ乳養セント請フトキハ其齢滿三歳ニ至ル迄之ヲ許ス

法第十三條 新ニ入監スル者傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹リタルモノナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

明一四第七十七條 傳染病侵蔓ノ兆アルトキハ其消毒豫防ヲ愼密ニス

トキハ典獄先ツ令狀又ハ宣告書ヲ查閲シテ之ヲ領シ其領收證ヲ引致シ來リタル者ニ交付シタル後入監セシムヘシ其文書ナクシテ引致セラレタル者ヲ入監セシムルコトヲ得ス

法第十四條 新ニ入監スル者アルトキハ其身體及ヒ衣類ノ檢查ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ必要ト認ムルトキ亦同シ

明五雜則中（第三項以下） 前揭參照

明一四第十二條 新ニ入監スル者アルトキハ名簿ノ樣本ニ照シ其要項ヲ詳錄シ一小房内ニ於テ通身ヲ搜檢シ利器其他ノ物件ヲ夾帶スルヲ拒クヘシ懲治人監舍ニ入ルトキモ亦同シ

第十三條 總テ監房ニ入ルル物品ハ監獄一々之ヲ精驗シ其危險ノ與アルモノハ一切之ヲ禁スヘシ

第九十五條 各監房内ニ左ノ諸款ヲ揭示シ傍訓釋義シテ解シ易カラシムヘシ若シ文字ヲ識ラサル者アレハ入監ノ時ヨリ二十四時内ニ於テ之ヲ讀ミ聽カスヘシ

〇揭示

一、在監人ハ常ニ敎令ヲ謹守スヘシ

一、平日互ニ和順ヲ主トシ敎誨聽聞ノ席ニ就クトキハ慣テ容止ヲ正フスヘシ（未決監ニハ此款ヲ除ク）

一、毎朝父母若ハ其墳墓所在ノ方位ニ向テ禮拜スヘシ

一、毎朝常用ノ諸器具ヲ淸潔ニシ之ヲ排列シテ點檢ヲ受ケ及ヒ席壁厠圊等ヲ掃除スヘシ

一、窓壁若クハ物件ヲ汚損シ不淨器ノ外ヘ唾キ貯水ヲ濫用スルヲ禁ス

一、監外ニ出タル時其途上ニ於テ同往ノ者ト交談シ及ヒ手ヲ交ヘ或ハ路人ニ罵語スルヲ禁ス

一、夜間ハ最モ鎭靜ヲ主トシ說話或ハ發聲又ハ濫リニ起步スルヲ禁ス但晝間ト雖トモ放歌喧噪又ハ高聲ニ誦讀スルヲ禁ス

一、許可ヲ得サル物品ヲ監房ニ置キ或ハ勝負ヲ競ヒ若クハ賭博類似ノ惡戲ヲナシ或ハ同房ノ者ニ汚辱ヲ被ラシメ猥褻ニ涉ルカ如キ所爲アルヲ禁ス

一、服役中其作業ニ關セサル他事ヲ交談シ及ヒ休憩ノ時間部外ノ工場ニ至ルヲ禁ス（未決監ニハ此款ヲ除ク）

一、許可ヲ得スシテ衣食其他ノ物件ヲ受與貸借スルヲ禁ス

一、監房ニ於テ異常ノ事アレハ晝夜ニ拘ラス直ニ看守所ニ通聲スヘシ

一、日沒後ハ發病スルモ其症急劇ナルニ非レハ翌朝ニ至テ醫療ヲ乞フヘキモノトス若シ劇症ナルトキハ直ニ看守所ニ通聲スヘシ

一、獨居ノ者卒カニ病ヲ發シタルトキハ監房ヨリ看守所ニ架スル所ノ響器繩ヲ引キ以テ之ヲ報スヘシ

一、病者アルトキハ同房ノ者共ニ介保ニ力ヲ致スヘキハ勿論其看病人タラシムル者ハ切實ニ之ヲ看病スヘシ

一、水火風震等ノ際解放ニ遭フ者ハ其解放ノ時ヨリ二十四時内ニ監獄署又ハ警察署ニ其旨ヲ申出ツヘシ

右ノ諸款ニ違フ者及ヒ違フ者アルヲ知テ告ケサル者又ハ官吏ヨリ犯者ヲ問フニ當リ之ヲ擧ケサル者ハ其情狀ヲ量リ處分スヘキモノナリ

年 月 日 某監獄署

明二二第六條 新ニ入監スル者アルトキハ其監房ヲ別異シ談話通聲ヲ禁シ法廷ニ引致ノ時モ同往セシムルヲ得ス已決囚ハ第十六條ニ記載シタル差別ニ從ヒ其監房ヲ別異ス

第十八條 放委不良ノ者ヲ懲役場ニ入レ矯正歸善セシメント其尊屬親ヨリ願出ルトキハ第二十條第一項ノ例ニ照シテ處分スヘシ矯正歸善ノ爲メ懲治場ニ入ルヘキ者ノ年齡ハ滿八歳以上滿二十歳以下ヲ限リトス

第十九條 懲治人ト稱スルハ左ニ記載シタル者ヲ云フ

一、刑法第七十九條第八十條第八十二條ニ從ヒ懲治場ニ留置スル幼年ノ者及ヒ瘖瘂者

二、尊屬親ノ情願ニ由テ懲治場ニ入レタル者

第二十條 前條第二款ニ記載シタル懲治人ハ戸長ノ證票ヲ具スルニ非レハ入場ヲ許サス但シ在場ノ時間ハ六箇月ヲ一期トシ二年ヲ過クルヲ得ス 入場ヲ請ヒシ尊屬親ヨリ懲治人ノ行狀ヲ試ル爲メ宅舍ニ滯往セント請フトキハ其情狀ニ由リ之ヲ許スヘシ

明二二第六條 新ニ入監スル者アル

刑政第55巻第4号
矯正図書館

明二二第八條「新ニ入監スル者ノ攜有スル財貨物件ハ典獄悉ク點檢シテ之ヲ領置スヘシ

罪已ニ決シ懲役ニ服スル者ハ各般ノ工業ニ因テ役場ヲ異ニス飲食ノ如キモ亦工業ニ從テ直ニ役場ニ食ス

第三章 拘禁

法第十五條 在監者ハ心身ノ狀況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

明一四第十六條 已決囚ハ各刑名ニ從テ其監房ヲ別異シ又其中ニ就テ左ニ記載シタル者ヲ別異ス 一、十六歲未滿ノ者ト滿十六歲以上ノ者 二、滿十六歲以上二十歲未滿ニシテ再犯以上ノ者ト同上ノ年齡ニシテ初犯ノ者 三、初犯ノ者ト再犯以上ノ者

明五官員 附守兵傭人（前略）女監ハ其長ノ許シニ非レハ獄司ト雖トモ濫入スルヲ得ス（以下略）前揭

第二十一條 懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其居房ヲ別異ス 一、十六歲未滿ノ者ト滿十六歲以上ノ者 二、滿十六歲以上二十歲未滿ノ者 三、滿二十歲以上二十五歲未滿ノ者 四、滿二十五歲以上三十歲未滿ノ者 五、滿三十歲以上四十歲未滿ノ者 六、滿四十歲以上五十歲未滿ノ者 七、滿五十歲以上六十歲未滿ノ者 八、滿六十歲以上七十歲未滿ノ者 九、滿七十歲以上ノ者

法第十六條 雜居拘禁ニ在テハ在監者ノ罪質、性格、犯數、年齡等ヲ斟酌シテ其監房ヲ別異ス 第一條第二項及第三項ノ場合ニ就テハ在監者ノ種類ニ依ニ依リ其監房ヲ別異ス 十八歲未滿ノ者ハ第二條第二項ノ場合ヲ除ク外十八歲以上ノ者ト其監房ヲ別異ス但心身發育ノ狀況ニ因リ其必要ナシト認ムルトキハ此限ニ在ラス 前三項ノ規定ハ工場ニ於ケル就業ノ場合ニ之ヲ準用ス

明二二第十一條 囚人ハ各罪質ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス 一、十六歲未滿ノ者ト滿十六歲以上ノ者 二、滿十六歲以上二十歲未滿ノ者 三、滿二十歲以上二十五歲未滿ノ者 四、滿二十五歲以上三十歲未滿ノ者 五、滿三十歲以上四十歲未滿ノ者 六、滿四十歲以上五十歲未滿ノ者 七、滿五十歲以上六十歲未滿ノ者 八、滿六十歲以上七十歲未滿ノ者 九、滿七十歲以上ノ者

明五興造第七條 懲役場

第十二條 懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其監房ヲ別異ス 一、滿八歲以上十六歲未滿ノ者 二、滿十六歲以上二十歲未滿ノ者 三、滿二十歲以上ノ者

第二十一條 懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其居房ヲ別異ス 一、十六歲未滿ノ者ト滿十六歲以上ノ者 二、滿十六歲以上二十歲未滿ニシテ再ヒ懲治場ニ入シ者ト同上ノ年齡ニシテ初メテ入場スル者

明二二第十一條 囚人ハ各罪質ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス 一、滿十二歲以上十六歲未滿ノ者 二、滿十六歲以上二十歲未滿ノ者 三、滿二十歲以上ノ者 四、滿十六歲以上二十歲未滿再犯ノ者 五、滿二十歲以上再犯ノ者

明二二第十三條 刑事被告人ハ各罪質ニ從テ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス 一、滿十二歲以上十六歲未滿ノ者 二、滿十六歲以上二十歲未滿ノ者 三、滿二十歲以上ノ者

法第十七條 刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノハ互ニ其ノ監房ヲ別異シ監房外ニ於テモ其ノ交通ヲ遮斷ス

明五興造第二條 未決ノ監監獄ノ制及ヒ運動場ヲ置ク等他ノ獄舍ニ異ラス只未決者ハ已決者ト相交ルヲ禁スルノミ（以下略）前揭

法第十八條 懲役監、禁錮監、拘留場、拘置監及ヒ勞役場ノ同一區劃內ニ在ル場合ニ就テハ同性者ニ付キ同一ノ病監又ハ教誨堂ヲ使用スルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ因リ監房若クハ座席又ハ診察若クハ教誨ノ時間ヲ異ニス 病監ニ在テハ第二條及ヒ第十六條ヲ適用セサルコトヲ得

明五興造第三條 已決者ノ監役囚懲役場ニ出テ工ニ服スル者ハ嚴ニ其疆域ヲ區別シ未決者ト往來混淆スルヲ聽サス

興造第九條 病監病監ハ最高燥ノ地ヲトスヘシ監中唯未決已決ノ囚ヲ區別スルノミニシテ各囚ノ房ヲ區畫セス窓戶ヲ寬廣シ生氣ヲ疎通シ四外ニ清潔ノ遊園ヲ開キ花卉ヲ植テ以テ病囚ノ遊觀ニ供ス（筆者ハ滿和刑務支所看守長）

探スルヲ得サラシムヘシ

第十二條 懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其監房ヲ別異ス 一、滿八歲以上十六歲未滿ノ者 二、滿十六歲以上二十歲未滿ノ者 三、滿二十歲以上ノ者

第二十一條 役場ハ男女ノ別ヲ嚴隔シ仍ホ定役囚、無定役囚、懲治人ノ役場ハ各別ニ之ヲ設ケ其中ニ就キ丁年以上ノ者ト未丁年者トヲ區別スヘシ

法第十七條 刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノハ互ニ其ノ監房ヲ別異シ監房外ニ於テモ其ノ交通ヲ遮斷ス

明五興造第二條 未決ノ監監獄ノ制及ヒ運動場ヲ置ク等他ノ獄舍ニ異ラス只未決者ハ已決者ト相交ルヲ禁スルノミ（以下略）前揭

明一四第十條第二項 未決者ノ中共犯人アルトキハ其監房ヲ別異シ談話通辭ヲ禁シ法庭ニ引致ノ時モ同往セシムルヲ得ス

第十七條 要犯疑獄ニ係ル者ヲ拘禁スル未決監ニ於テハ其氏名ヲ呼ハス番號ヲ以テ之ニ換フヘシ但着衣ノ外襟ニ白布ヲ縫着シ其番號ヲ墨書シ監房ヲ出入スル毎ニ皂布ヲ以テ覆面シ當眼ノ所ニ小孔ヲ穿チ共犯者ヲシテ共ニ拘禁ノ身タルヲ覺

例規

自二月十六日
至三月十五日

訓令

行刑非常警備規程（昭和十七年三月二日行甲第三五三號）

第一章 總則

第一條 本規程ハ天災事變其ノ他非常ノ變災ニ際シ拘置所、刑務所、少年刑務所及豫防拘禁所（以下所ト稱ス）ノ警備力ヲ增强シ以テ收容者ノ檢束其ノ他各所ノ警備ヲ完ウシ治安ノ確保ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 非常ノ變災ニ對スル平素ノ準備及非常ノ變災ニ於ケル處置ハ法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本規程ニ依ル

第三條 各所ノ協力ニ依リ警備力ノ增强ヲ圖ル爲全國ヲ數個ノ行刑警備管區ニ分ツ

行刑警備管區ノ名稱及各所ノ所屬ハ別表ニ依ル

第四條 司法大臣ノ指定スル刑務所長（以下指定刑務所長ト稱ス）ハ其ノ行刑警備管區ニ屬スル各所ノ長ト協議シ其ノ行刑警備管區ノ警備計畫ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ警備計畫ノ變更ニ付亦同ジ

第五條 警備計畫ニ於テハ左ノ事項ヲ定ムヘシ

一 職員ノ應援ニ關スル事項
二 收容者ノ移送ニ關スル事項
三 食糧、被服其ノ他應急必要品ニ關スル事項
四 運輸、通信其ノ他警備ニ關シ必要ト認ムル事項

第六條 指定刑務所長警備計畫ヲ定ムル爲必要アリト認ムルトキハ他ノ所ヲ視察シ又ハ他ノ所ノ長ニ對シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第二章 平素ノ準備

第七條 各所ノ長ハ其ノ所ノ狀況ニ應ジ必要ナル消防器具、非常用銃及戒具ヲ備ヘ非常ノ使用ニ支障ナキ樣完全ニ保管スヘシ

前項ノ物件ハ每月一回以上之ヲ檢查スヘシ

第八條 各所ノ長ハ其ノ所ノ狀況ニ應ジ數地內適當ノ場所ニ非常用貯水設備又ハ掘井戶ヲ設クヘシ

貯水設備又ハ掘井戶ハ火災ニ處シ用水ニ支障ナカラシムル爲少クトモ每月一回其ノ水量檢查ヲ爲スヘシ

第九條 非常ノ變災ニ際シ搬出スヘキ重要書類及物件ハ豫メ之ヲ特定シ置クヘシ

第十條 各所ノ長ハ每月一回以上消防ノ演習ヲ爲スヘシ

前項ノ演習ニハ適宜懲役受刑者ヲ參加セシムヘシ

第十一條 銃及戒具ニ付テハ其ノ所ノ官吏ヲシテ適宜其ノ使用ノ演習ヲ爲サシムヘシ

第十二條 前二條ノ規定ニ依ル演習ニ付テハ其ノ都度其ノ狀況ヲ一定ノ帳簿ニ記載スヘシ

第十三條 各所ノ長ハ警察署、消防署又ハ警防團ノ長ト協議シ消防ニ付其ノ援助ヲ求メタル場合ノ處置ヲ豫定シ置クヘシ

第十四條 各所ノ長ハ非常召集ニ關スル規程ヲ設ケ適宜非常召集ノ演習ヲ爲スヘシ

第三章 防空

第十五條 各所ノ長ハ防空計畫ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條ノ規定ニ依リ警備計畫ヲ定ムル場合ニ於テハ前項ノ防空計畫ヲ斟酌スヘシ

第十六條 防空計畫ニ於テ定ムヘキ事項左ノ如シ

一 燈火管制ニ關スル事項
二 僞裝ニ關スル事項
三 消防ニ關スル事項
四 防火及防彈ニ關スル事項
五 防毒ニ關スル事項
六 避難、救護及應急復舊ニ關スル事項
七 監視、通信及警報ニ關スル事項
八 設備及資材ニ關スル事項
九 所內ノ秩序維持ニ關スル事項

第十七條 各所ノ長ハ其ノ防空計畫ニ基キ必要ナル設備及資材ノ充實ヲ圖ルヘシ

第十八條 設備、資材其ノ他防空用具ノ保管及檢查ニ付テハ第七條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 各所ノ長ハ其ノ防空計畫ニ基キ適宜防空ノ訓練ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第十條第二項及第十二條ノ規定ヲ準用ス

第二十條 燈火管制ノ實施及訓練ノ場合ニ於テハ特ニ戒護ヲ嚴ニシ騷擾、逃走其ノ他ノ事故ヲ發生セシメザルコトニ留意スヘシ

第四章 非常ノ變災ニ於ケル處置

第二十一條 非常ノ變災ニ際シテハ特ニ人命ノ救護及逃走ノ防遏ニ留意シ速ニ秩序ノ回復ヲ圖ルヘシ

第二十二條 各所ノ長ハ非常ノ變災ニ際シテハ速ニ其ノ狀況ヲ所屬行刑警備管區ノ指定刑務所長ニ報告スヘシ

第二十三條 指定刑務所長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ必要ト認ムル範圍內ニ於テ警備計畫ヲ實施スヘシ

第二十四條 各所ノ長非常ノ變災ニ際シ警備上特ニ必要アリト認ムルトキハ警備計畫ニ依リ他ノ所ニ對シ職員ノ派遣、物品ノ補充又ハ收容者ノ引取ヲ求ムヘシ

第二十五條 各所ノ長前條ノ處置ヲ爲スモ仍警備ヲ完ウスルコト能ハサル場合ニ於テハ隣接各所、軍隊、警察官署其ノ他ノ公務所ニ對シ應援ヲ求ムルコトヲ得

第二十六條 指定刑務所長第二十三條ノ處置ヲ爲スモ仍警備ヲ完ウスルコト能ハサル場合ニ於テハ司法大臣ノ指揮ヲ承クヘシ

前項ノ指揮ヲ承クル暇ナキ場合ニ於テハ指定刑務所長ハ隣接行刑警備管區ノ指定刑務所長ニ對シ職員ノ派遣、物品ノ補充又ハ收容者ノ引取ヲ求ムルコトヲ得

第二十七條 非常ノ變災ニ因ル災害ヲ豫防スル爲必要アリト認ムルトキハ指定刑務所長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ豫メ警備計畫ノ一部ヲ實施スルコトヲ得

刑政第55巻第4号
矯正図書館

第二十八條　前五條ノ規定ニ依リ應援ノ爲派遣ヲ命ゼラレタル各所ノ職員ハ其ノ職務ニ付應援ヲ受ケタル所ノ長ノ指揮ヲ承クベシ

第二十九條　監獄法第二十二條又ハ治安維持法第六十條ノ規定ニ依リ收容者ヲ解放スル場合ニ於テハ事態ノ緩急ヲ察シ必要ノ程度ニ止メ危險ナキ者及逃走ノ處ナキ者ヲ先ニスベシ

病者又ハ之ニ準ズベキ者ニ付テハ特ニ其ノ救護ニ注意スベシ

第三十條　各所ノ長ハ非常ノ變災ニ際シテハ速ニ其ノ狀況及處置ヲ司法大臣ニ申報スベシ第二十二條ノ報告ヲ受ケタル指定刑務所長亦同ジ

行刑警備管區表

行刑警備管區ノ名稱	各所ノ所屬	指定刑務所長
東京	東京拘置、小菅、豐多摩、府中、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前橋、靜岡、甲府、長野、新潟、小田原少年、川越少年、八王子少年、東京豫防拘禁	府中刑務所長
大阪	京都拘置、大阪拘置、神戸拘置、京都、大阪、神戸、奈良、滋賀、德島、高松、高知、松江、姫路少年	大阪刑務所長
名古屋	名古屋拘置、名古屋、三重、岐阜、金澤、岡崎少年	名古屋刑務所長
廣島	廣島、山口、岡山、松山、岩國少年	廣島刑務所長
長崎	長崎、福岡、熊本、鹿兒島、宮崎、沖繩、久留米少年	長崎刑務所長
宮城	宮城、秋田、青森、盛岡少年	宮城刑務所長
札幌	札幌、函館、網走、樺太、帶廣少年	札幌刑務所長

司法省所管內國旅費規則中改正（昭和十七年三月四日會甲第一一七五號）

第二條及第八條中「樺太」ノ下ニ「千島國」ヲ加フ

第七條第一項中「樺太」ノ下ニ「又ハ千島國幌莚島以北ニヲ加ヘ第二項中「十一月一ノ上ニ「千島國幌莚島以北ニ出張スル者又ハニヲ加フ

第一表及第二表ノ內中「樺太」ノ下ニ「千島國」ヲ加フ

附　則

本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ適用ス

通牒

刑務所職員現員現給調提出方ニ關スル件（行甲第二六八五號）

大正十四年十一月行甲第一七六三號通牒ニ基ク標記調書ハ從來文官ヲ除ク職員ニ對シテノミ作成相成居候處爾今文官モ併テ調査御提出相成度候

追テ右ハ前記通牒（別紙）樣式中保健技師ノ前ニ職名順位ニ依リ列記相成樣致度候

作業技手訓練所開設ニ關スル件（昭和十七年二月十九日行甲第二八四號）

近時刑務作業ノ發展向上ニ伴ヒ之ガ指導ニ任ズル作業技術員ノ充實ハ愈其ノ重要性ヲ增シ他面時局下人的資源ノ缺乏ニ因ル素質低下ヲ防止スル上ニ於テモ之等技術員就中其ノ大多數ヲ占ムル作業技手ノ訓練ハ極メテ緊要ノ事項ト思料セラレ候ニ付テハ爾今左記要綱ニ基キ標記訓練所開設實施相成度候

追而本訓練實施ニ付テハ其ノ都度細目決定ノ上豫メ認可申請相成度又左記要項四ニ依リ終了試驗ヲ實施シタルトキハ其ノ成績ヲ報告相成度候

記

作業技手訓練實施要綱

一、目　的

作業技手ニ對シ刑務官トシテ必要ナル精神訓練ヲ行フト同時ニ行刑ノ基礎槪念ヲ與ヘ工場管理技術指導其ノ他技術者トシテ必要ナル基礎知識ヲ授ケ以テ之ガ素質ノ充實向上ヲ圖ルモノトス

二、對　象

作業技手ヲ左記順序ニ從ヒ選定訓練ス

イ、新ニ拜命シタル者

ロ、拜命後五年ヲ經過シタル者

ハ、拜命後十年以上經過シタル者

右ノ順序ハ作業ノ實際的必要ヲ斟酌シテ之ヲ變更スルコトヲ得但新拜命者ハ之ヲ除外スルコトヲ得ザルモノトス尙當分ノ間ハ原則トシテ拜命後經過年數ノ少キモノヨリ順次選定スルコト

三、方　法

原則トシテ各統制管區每ニ次ノ標準ニ據リ實施スルモノトス但必要アル場合ニ於テハ隣接數管區合同シテ之ガ實施ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

イ、主　催

各管區代表刑務所長

ロ、人　數

箇別的事情ニ應ジタル訓練ヲ實施スル必要上當分ノ間一回十人內外（東京及大阪管區ニアリテハ十五人又ハ二十人）ノ程度ヲ適當トス

ハ、期　間

一ケ月以內

ニ、回　數

年一回又ハ二回

ホ、場　所

代表刑務所但他ニ適當ノ地ヲ選定スルコトヲ妨ゲズ尙數管區合同ノ場合ニ於テハ協議ニ依リ開催場所タル代表刑務所ヲ決定ス

ヘ、宿　所

設備ノ許ス限リ合宿セシメ團體的共同生活ニ依ル精神訓練ノ完全ヲ期スルコト

四、科　目

槪ネ別表ノ標準ニ據ルベキモ必要ト認ムルトキハ適當ノ科目ヲ追加スルコトヲ得

修了試驗ノ施行ハ任意ナルモ修了者ニハ證書ヲ授與スルコト

五、講　師

適宜各專門家ニ依囑スルコト尙講義

主事ノ如キモノヲ置キ原則トシテ作業技師（技術者）ヲ以テ之ニ當ラシメ（作業技師ナキトキハ管區統制主任者）其徹底ヲ期スルコト

六、經　費

講師謝金其ノ他雜費ニ付テハ刑務協會ヨリ其一部ヲ補助ス

別　表

授業科目	講師
修養講話	用器畫及製圖
行刑法槪論	作物及病虫害
作業事務一般	土壤及肥料
工業經營學	農業機械
工場管理	農業土木
勞務管理	家畜飼養
各種工業材料	林業一般
機械提要	生產物加工製造
電氣提要	測量及製圖
原動機大意	農業經營學大意

備考　訓練實施ニ當リテハ右科目ヲ適宜選擇取捨スルコト

業種統制實施ニ關スル件（昭和十七年二月廿一日行甲第三一八號）

刑務作業ノ統制強化ニ付テハ從來各所共銳意協力相成居ルコトトハ思料候得共時局ノ推移ハ愈々生產增强ノ必要性ヲ痛感セラレ刑務作業ニ於テモ徒ニ覆套ヲ墨守スルコトヲ許サザルノ狀況ト相成候ニ付テハ此ノ際一大刷新ヲ斷行シ以テ刑務作業全體トシテノ能率增進ヲ圖リ度之ガ一方法トシテ先ヅ代表刑務所長ヲ中心ニ大要左記要綱ニ基キ標記業種統制ヲ實施致度候條各所ニ於テモ進デ之ガ具體策ヲ研究シ苟モ自所本位ニ陷スルコトナク大局的見地ヨリ協力相成度候

記

一、目　的

刑務作業ヲ一體トシテ觀察シ綜合的經營合理化ヲ計ルモノトス

二、對　象

業種統制ハ所謂官用主義ヲ前提トシ軍官需ニ屬スル作業ノ合理化ヲ直接ノ目的トスルモノナルヲ以テ民需作業ハ特別ノ事情アルモノヲ除クノ外極力廢止又ハ縮減スルコト

三、區　域

原則トシテ各管區每ニ統制スルモノトシ地方ノ狀況ニ依リ他管區ニモ及ビ得ルコト

四、方法及內容

イ、統制ニ付テハ左記標準ヲ適宜取捨斟酌スルコト

尙各所多數ノ實際ニ於テハ多角經營ハ止ムヲ得ザルモノトスルモ其ノ主要業種ハナルベク單純化スルコト

(1)　單一經營主義

統制ニ依リ各刑務所每ニ單一業種ヲ一貫經營スル場合例ヘバ甲刑務所ハ洋裁ヲ、乙刑務所ハ木工ヲ、丙刑務所ハ農業ヲ經營スルガ如シ

(2)　分業的統制

各業種ニ付其ノ生產過程ニ依リ分業的ニ統制スル場合例（バ鞄物ト機械ノ組立仕上トノ關係、製材合板ト建具指物トノ關係、製紙ト印刷製本トノ關係、防具ニ於ケル剌方ト組立仕上トノ關係、洋裁ニ於ケル裁斷ト縫方仕上トノ關係又ハ農耕ト農產物加工トノ關係等ニ從ヒ數個ノ刑務所ノ業種ヲ統制スルガ如シ）

(3)　重點的統制

主トシテ註文先關係ヲ考慮シ一刑務所ヲ製作ノ主體トシ他刑務所ヲ補助的ニ之ニ從屬セシムル場合

ロ、各所ニ於ケル經理其ノ他ノ需要ヲ充スベキ程度ノ設備及ビ人員ハ從來通リ殘存セシメ得ルコト

ハ、木工ハ當分統制ヨリ除外スルコト

ニ、統制ニ付テハ拘禁區分其ノ他教化ニ關スル規定ヲナルベク遵守スベキコト

受刑者ノ處遇ニ關スル件（昭和十七年三月六日行甲第三九八號）

最近ノ新入受刑者ニ付特ニ少年及準少年受刑者中國民徵用令ニ基ク被徵用者ニシテ其ノ被徵用期間中ニ於ケル犯罪ニ依リ軍法會議ニ於テ處斷セラレタルモノ頗ニ多數ヲ算シ居リ候處斯カル受刑者ノ犯罪ノ動機ハ概ネ偶發的傾向ヲ看取セラルル已ミナラズ其ノ刑期ノ如キモ比較的短期ニ有之自ラ他ノ一般受刑者ト教化上ノ重點ヲ異ニスベキモノアリト被思料候條常ニ個性ニ留意シ以テ之等受刑者ニ對スル處遇ノ適正ヲ計ルト共ニ教化上萬遺憾ナキヲ期セラレ候樣致度候

刑務官異動（二）

願免	教誨師	北條敷賢（滋賀）	
同	川島靜吾（新潟）		
同	宇野　海（岡崎少）		
同	平田諦純（府中）		
同	箕浦良緣（長野）		
同	淺野實乘（青森）		
同	岩佳長雄（川越少）		
同	小笠正義（岩國少）		
同	角　道晃（大阪拘）		
同	日隈英了（八王子少）		
同	澤田遺雄（横濱）		
同	楠元苟也（奈良）		
三月十二日			
死亡（四級）	看守長	山本　茂（大阪拘）	
三月十七日			
願免	看守長	上畠善助（姫路支）	
同	毛利佐四郎（都山支）		
同	上路甚三郎（大洲支）		
同	久米爲市（津山支）		
同	淺川齡吾（武岡支）		
同	泉　久造（帶廣少）		
三月十六日			
死亡（任典獄補六級）	作業技師	渡邊治三郎（廣島）	
正六位	司法書記官	中尾文策（行刑局）	
三月十八日			
願免（任典獄補）	裁判所書記	鈴木久雄（前橋）	
三月二十日			
願免	岐阜所長兼典獄	香椎豐次郎（岐阜）	
願免（任典獄補）（兼任島根所長兼典獄）	廣島所長兼典獄	都　福當（鹿兒島）	
願免（任典獄補）（兼任島根所長兼典獄）	豐多摩所長兼典獄	野村瀏雄（宮城）	
願免（任典獄補）（兼任島根所長兼典獄）	東京豫防拘禁所長兼典獄	須田安太郎（宮城）	

刑政第55巻第4号
矯正図書館

第三十四回刑務官練習所入所式

三月五日午前十一時半刑務協會に於て第三十四回刑務官入所式が擧行された。正木練習所長、安達、中尾、長部各書記官、芥川衞生官、吉田、岡部、河邊、東各所長、保古東京豫防拘禁所教導官、大原、三並刑務協會主事、鈴木囑託臨席の下に、左の如き式次を以て擧式された。一、宮城遙拜。二、國歌齊唱。三、殉國の英靈に默禱。終つて正木練習所長は左の如き訓示を行つた。

本日は第三十四回の刑務官練習所開所式に當り挨拶をなす機會を得ましたことは眞に感慨に堪へないものがあります。顧みまするに私が當練習所に教鞭を採りましたのは、大正十一年に遡り、丁度昭和十二年迄十六、七年の長きに亙りまして、私の司法官生活中の大半を此處に過してゐるのであります。その間刑法、刑事訴訟法、監獄法等の講師を勤めたのでありますが、これ等の學問はこれなくしては刑務所の幹部たり得ないのでありまして、各期の練習生諸君は、皆これ等の學科に良い成績をとつて、早く看守長にならう、所長にならうと努められ、これ等幹部は盡く十數年來の私の知己であります。併しこゝに忘れてならないのはこれ等諸學問の根柢を貫くものは正義、法律的に云へば、信義則であります。實に公の七十二年の生涯は艱難辛苦の一生でありました、それに比べまして私は衷心恥恃たるものがあります。公は性來癇癖のお強い方であられましたが、一心不亂の修業を積んで十八歳にして圓滿佛樣のやうな人格になられました。私も癇癖がありまして、その矯正に努めてゐるのでありますが、未だにそれを矯めることが出來ず、このやうな者が練習所長の重任を帶びてゐることの妥當なりや否やを反省することが多いのでありますが、まだ私は修業時代の者でありまして、これから益々身を愼んで修養に努める積りであります。諸君におかれても先人遺德の跡を偲んで、修養にこれ努められ、今後一人の不德の者も出ないやうに心さるべきであります。刑務所は教育場であり行刑は教化でありますが、これは刑法、刑事訴訟法、監獄法だけでは出來ないことでありもして、そのつつかい棒として正義心が貫いてゐなければならぬのであります。各講師とも、或は司法部の大官或は學識豐富なる學者でありますが、その方々は皆高潔なる人格を以てその學識を裏打されてゐるのでありまして、諸君はこの講師の方々から學問を學ぶと共にその人格に學ばれねばならぬのであります。以上簡單ではありますが、最近、否十數年來の感懷を述べて開所式の挨拶に代ふる次第であります。

ましして、古い刑政を繙けばこれに關聯した私の言說も散見されるのでありまして、總ての學問を忘れても、これを忘れてはならないと主張して居るのであります。たとへ學科で一、二番になつてもこれを忘れては刑務官たるの資格はないのであります。今次第三十四回の練習生は盡くこの正義心を體得して歸任されたいのであります。時局柄、各人の正義心の發揚の要請されること今日の如く急なるときはないのでありまして、その際數こそ少いが、不幸にして、行刑の幹部の中にこの點に就いて世間の批難を招いてゐる人があるのであります。練習所において正義心を教へられ、人を教へて行くべき官吏が、法網に觸れるのを見ては肌に粟を生ずる思ひをするのであります。

それに就きまして、私が常に親しんでゐる白河樂翁卽ち松平定信公の人となり、或は行刑上に遺された事蹟を御話ししやうと思ふのであります。公は、長谷川宣雄通稱平藏の獻策に基づいて、寬政二年二月二十六日に、今の石川島造船所のあるところに人足寄場を造築して、江戸の無宿、浮浪人、博奕打ち等輕罪の者を收容されたのであります。そこで心學道話を基礎として作業、精神の陶冶に專念せしめられたのであります。それ以來江戶に浮浪人がなくなつたのであります。かの假出獄制度は此の時に始まり、實に世界において日本が嚆矢であつた名譽を擔ふものであります。この有難い制度は樂翁の人格の迸りから出て來たものであります。樂翁公の如き立派な人格から生れた制度であればこそ不朽の行刑制度として、今日でも禮讚に値するのであります。

從つて、私は行刑を考へる毎に必ず樂翁公を偲ぶのであります。私は最近「樂翁松平定信」といふ書物を讀み、電車の中でも人と對談してゐる時にも公の人となりがまざ〳〵と瞼に浮び自分もさうありたいと切實に思ふのであります。公は田安家の出にして、奧州白河の松平家に養子に行かれたのでありますが、養家の家風を體得するためには云ふに云はれぬ苦心されたのであります。勉强も猛烈なものでありまして、一年に四百冊宛の書籍を讀破されたと云ひますが、人前でそんなことを誇られるやうなことは決してなさらなかつた、學問を嚙み碎いて自分のものにされた、こゝに學問の値打ちがあるので、かくて學問は德の知たり得るのであります。

また昔の大名と云へば錦襴、綸子にくるまつてゐる風習があつたのでありますが、樂翁公に至つては常時、綿服を着用され酒を嗜まず、鰻樂に耽らず身を以て下々百姓に範を示されたのであります。實に公の七十二年の生涯は艱難辛苦の一生でありました、それに比べまして私は衷心恥恃たるものがあります。公は性來癇癖のお强い方であられましたが、一心不亂の修業を積んで十八歳にして圓滿佛樣のやうな人格になられました。私も癇癖がありまして、その矯正に努めてゐるのでありますが、未だにそれを矯めることが出來ず、このやうな者が練習所長の重任を帶びてゐることの妥當なりや否やを反省することが多いのでありますが、まだ私は修業時代の者でありまして、これから益々身を愼んで修養に努める積りであります。諸君におかれても先人遺德の跡を偲んで、修養にこれ努められ、今後一人の不德の者も出ないやうに心さるべきであります。刑務所は教育場であり行刑は教化でありますが、これは刑法、刑事訴訟法、監獄法だけでは出來ないことでありもして、そのつつかい棒として正義心が貫いてゐなければならぬのであります。各講師とも、或は司法部の大官或は學識豐富なる學者でありますが、その方々は皆高潔なる人格を以てその學識を裏打されてゐるのでありまして、諸君はこの講師の方々から學問を學ぶと共にその人格に學ばれねばならぬのであります。以上簡單ではありますが、最近、否十數年來の感懷を述べて開所式の挨拶に代ふる次第であります。

刑政日誌

自二月十六日 至三月十五日

二月十六日 ○行甲第二六五號 告示第一四號改正刑務所職員現給調提出方ニ關スル件 **三月二日** ○司法省訓令第二號 昭和二年八月司法省訓令第三號行刑非常警備規程 ○臨時司法長官會同

二月十八日 ○大東亞戰爭第一次戰捷祝賀式典擧行

二月二十日 ○法律第三五號 陸軍刑法中改正、海軍刑法中改正 **三月四日** ○會甲第一一七五號 司法省所管內國旅賞規制中改正

二月廿一日 ○行甲第二八四號 作業技手訓練所開設ニ關スル件 **三月五日** ○第三十四回刑務官練習所入所式

二月廿三日—廿八日 ○非常時ニ空襲警報發令 **三月六日** ○午前八時十分帝都 ○行甲第三九八號 受刑者ノ處遇ニ關スル件

二月廿四日 ○法律第六二號 戰判所構成法戰時特例 ○戰時刑事特別法 **三月八日** ○大詔奉戴記念日 **三月十二日** ○札幌管內緊急刑務對策協議會 ○第二次戰捷祝賀式

二月廿六日 ○司法省告示第一號 昭和十六年四月司法省

編輯後記

□ 乏しい炭火に冬の夜を凌いでペンを採つてゐたのに、もう櫻咲く三月とはなり自ら心ときめく春ではあるが、今、春宵價一刻千金と暢氣なことは云つてゐられない。皇軍は春もなく秋もなく、晝となく夜となく東亞十億の民のために戰つてゐるのだ。開戰以來三ヶ月餘、青史に類例なき戰果の跡を見て、飮む水にさへ事かくこともあるといふ皇軍諸士の勞苦に衷心からの感謝を捧げる。この聖なる建設を妨げる何物もなくなつたとき、そのときこそ心おきなく總ての人がわが世の春を謳ぐことが出來るのだ。

□ この重い責務を果すためには、その崇高なる責務の自覺が觀念の上ではなく身近いものとなつて現れねばならない。こゝに於て本誌は部內諸氏の眞摯なる論文、隨筆、小話等を汎く募集し、掲載分に對しては薄謝を贈呈する。但し取捨は編輯部に一任されたく、特別の事情なき限り原稿は返濟致さざるにつき豫め御諒解を乞ふ。

□ 本誌の如き編輯方針は長き協會の歷史に於ても初めての試みにして、編輯部員一同懸命の模索的努力を續け居り、やがて大人となつて堂々濶步する日が待たれる。若者こそ未來を負ふものだからである。この草創の時代に御多忙の中を懇切に御援助下さる諸氏に厚く感謝する。この度も青木教授の有益流麗なる隨筆を以て本誌を飾ることを得たのは本誌の大きな喜びである。

□ 昭和十三年以來、刑政の編輯のために努力を累ねられ、さらに又改編以來、本誌の爲に寧日なく活躍された編輯部の箕浦君は都合に依り退會されることになつた。改編匆々の本誌としては大きな痛手だが、從來の御健鬪に對し讀者各位と共に厚く謝意を表すると共に同君の出版界への新發足を祝ひたい。

（をがは）

一冊（稅共）	金三十錢	六冊（稅共）	金一圓八十錢
十二冊（稅共）	金三圓六十錢		

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 昭和十七年三月二十八日 印刷 納本 昭和十七年 四月一日 發行

東京市牛込區下宮比町二十九番地
編輯兼發行人 大原虎夫

東京市神田區淡路町二丁目一番地一
兼印刷人

東京市牛込區下宮比町二十九番地
配給元 日本出版配給株式會社

東京市牛込區下宮比町二十九番地
印刷所 刑務協會印刷所

東京市麹町區霞ケ關一丁目一番地一
發行所 刑務協會

電話銀座 二三四四・三八二五
振替口座 東京二五〇五九番

矯正図書館

明治三十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日発行）